

令和4年度

包括外部監査の結果報告書

高齢者福祉事業の財務事務の執行について

令和5年3月

さいたま市包括外部監査人  
公認会計士 松浦竜人

## 目次

|       |                        |    |
|-------|------------------------|----|
| 第 1 章 | 外部監査の概要                | 1  |
| 1     | 外部監査の種類                | 1  |
| 2     | 選定した特定の事件              | 1  |
| 3     | 特定の事件を選定した理由           | 1  |
| 4     | 外部監査の対象期間              | 2  |
| 5     | 監査対象部局                 | 2  |
| 6     | 主な監査手続について             | 2  |
| 7     | 外部監査の実施期間              | 2  |
| 8     | 包括外部監査人補助者の資格及び氏名      | 2  |
| 9     | 利害関係                   | 3  |
| 第 2 章 | 監査対象の概要                | 4  |
| 1     | さいたま市の高齢者を取り巻く状況       | 4  |
| 2     | さいたま市における高齢者福祉施策       | 6  |
| 3     | 監査対象とした事業の概要           | 9  |
| 第 3 章 | 外部監査の結果及び意見の概要         | 10 |
| 1     | 主な監査手続                 | 10 |
| 2     | 監査対象事業の抽出方法            | 10 |
| 3     | 監査の結果及び意見の概要           | 10 |
| 第 4 章 | 制度・施策の概要、監査の結果及び意見     | 17 |
| 第 1   | 介護保険制度の概要              | 17 |
| 1     | 要介護認定事務                | 17 |
|       | (1) 要介護認定事務の概要         | 17 |
|       | (2) 結果及び意見             | 19 |
| 2     | 介護給付適正化                | 23 |
|       | (1) 介護保険給付及び給付適正化事業の概要 | 23 |
|       | (2) 結果及び意見             | 26 |
| 3     | 介護保険料の賦課決定事務           | 26 |
|       | (1) 介護保険料の賦課決定事務の概要    | 26 |
|       | (2) 結果及び意見             | 27 |
| 4     | 介護保険料の徴収事務             | 27 |
|       | (1) 介護保険料の徴収事務の概要      | 27 |

|            |                                |           |
|------------|--------------------------------|-----------|
|            | (2) 結果及び意見 .....               | 28        |
| 5          | 介護保険料の滞納管理 .....               | 28        |
|            | (1) 介護保険料の滞納管理事務の概要 .....      | 28        |
|            | (2) 結果及び意見 .....               | 29        |
| 6          | 介護保険料の減免事務 .....               | 31        |
|            | (1) 介護保険料の減免事務の概要 .....        | 31        |
|            | (2) 結果及び意見 .....               | 31        |
| 7          | 介護保険料の還付事務 .....               | 31        |
|            | (1) 介護保険料の還付事務の概要 .....        | 31        |
|            | (2) 結果及び意見 .....               | 32        |
| 8          | 介護保険システム .....                 | 32        |
|            | (1) 介護保険システムの概要 .....          | 32        |
|            | (2) 結果及び意見 .....               | 32        |
| <b>第 2</b> | <b>高齢者福祉事業 .....</b>           | <b>34</b> |
| 1          | 健（検）診の実施 .....                 | 34        |
|            | (1) 事業の概要 .....                | 34        |
|            | (2) 結果及び意見 .....               | 36        |
| 2          | 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 .....      | 38        |
|            | (1) 事業の概要 .....                | 38        |
|            | (2) 結果及び意見 .....               | 40        |
| 3          | 介護予防・生活支援サービス事業の実施 .....       | 41        |
|            | (1) 事業の概要 .....                | 41        |
|            | (2) 結果及び意見 .....               | 42        |
| 4          | 介護予防に関する教室や講座の実施 .....         | 42        |
|            | (1) 事業の概要 .....                | 42        |
|            | (2) 結果及び意見 .....               | 43        |
| 5          | 地域リハビリテーション活動の支援 .....         | 44        |
|            | (1) 事業の概要 .....                | 44        |
|            | (2) 結果及び意見 .....               | 45        |
| 6          | セカンドライフ支援センター（り・とらいふ）の運営 ..... | 45        |
|            | (1) 事業の概要 .....                | 45        |
|            | (2) 結果及び意見 .....               | 46        |
| 7          | 高齢者の外出及び生きがいづくり活動の支援 .....     | 49        |
|            | (1) 事業の概要 .....                | 49        |
|            | (2) 結果及び意見 .....               | 50        |
| 8          | 高齢者によるボランティア活動の支援 .....        | 54        |

|    |                                    |    |
|----|------------------------------------|----|
|    | (1) 事業の概要.....                     | 54 |
|    | (2) 結果及び意見.....                    | 55 |
| 9  | シニアユニバーシティの運営等 .....               | 57 |
|    | (1) 事業の概要.....                     | 57 |
|    | (2) 結果及び意見.....                    | 58 |
| 10 | 高齢者の情報リテラシーの向上 .....               | 59 |
|    | (1) 事業の概要.....                     | 59 |
|    | (2) 結果及び意見.....                    | 60 |
| 11 | 生涯学習機会の提供 .....                    | 60 |
|    | (1) 事業の概要.....                     | 60 |
|    | (2) 結果及び意見.....                    | 61 |
| 12 | シルバー人材センターを通じた就業の促進 .....          | 61 |
|    | (1) 事業の概要.....                     | 61 |
|    | (2) 結果及び意見.....                    | 62 |
| 13 | シニア就労の推進 .....                     | 62 |
|    | (1) 事業の概要.....                     | 62 |
|    | (2) 結果及び意見.....                    | 62 |
| 14 | 創業相談等の充実 .....                     | 63 |
|    | (1) 事業の概要.....                     | 63 |
|    | (2) 結果及び意見.....                    | 64 |
| 15 | 高齢者の集いの場に対する支援 .....               | 64 |
|    | (1) 事業の概要.....                     | 64 |
|    | (2) 結果及び意見.....                    | 65 |
| 16 | 老人クラブ活動の支援 .....                   | 65 |
|    | (1) 事業の概要.....                     | 65 |
|    | (2) 結果及び意見.....                    | 66 |
| 17 | 高齢者のスポーツ・文化活動の活性化 .....            | 68 |
|    | (1) 事業の概要.....                     | 68 |
|    | (2) 結果及び意見.....                    | 69 |
| 18 | 高齢者の交流、生きがい、健康づくりに寄与する施設の整備・運営 ..  | 69 |
|    | (1) 事業の概要.....                     | 69 |
|    | (2) 結果及び意見.....                    | 70 |
| 19 | 地域ケア会議の開催 .....                    | 78 |
|    | (1) 事業の概要.....                     | 78 |
|    | (2) 結果及び意見.....                    | 79 |
| 20 | 地域支え合い推進員（高齢者生活支援コーディネーター）の配置 .... | 82 |
|    | (1) 事業の概要.....                     | 82 |

|    |                                |     |
|----|--------------------------------|-----|
|    | (2) 結果及び意見 .....               | 83  |
| 21 | 地域支え合い連絡会（協議体）の開催 .....        | 84  |
|    | (1) 事業の概要 .....                | 84  |
|    | (2) 結果及び意見 .....               | 85  |
| 22 | 見守り活動の推進 .....                 | 85  |
|    | (1) 事業の概要 .....                | 85  |
|    | (2) 結果及び意見 .....               | 86  |
| 23 | 市社会福祉協議会による生活支援 .....          | 86  |
|    | (1) 事業の概要 .....                | 86  |
|    | (2) 結果及び意見 .....               | 87  |
| 24 | 地区社会福祉協議会による生活支援 .....         | 87  |
|    | (1) 事業の概要 .....                | 87  |
|    | (2) 結果及び意見 .....               | 88  |
| 25 | 民生委員による生活支援 .....              | 88  |
|    | (1) 事業の概要 .....                | 88  |
|    | (2) 結果及び意見 .....               | 89  |
| 26 | 傾聴ボランティア活動に対する支援 .....         | 89  |
|    | (1) 事業の概要 .....                | 89  |
|    | (2) 結果及び意見 .....               | 89  |
| 27 | ふれあい福祉基金運用補助金の交付 .....         | 89  |
|    | (1) 事業の概要 .....                | 89  |
|    | (2) 結果及び意見 .....               | 90  |
| 28 | 緊急通報機器等を用いたひとり暮らし高齢者の見守り ..... | 90  |
|    | (1) 事業の概要 .....                | 90  |
|    | (2) 結果又は意見 .....               | 91  |
| 29 | ひとり暮らし高齢者の在宅生活支援 .....         | 92  |
|    | (1) 事業の概要 .....                | 92  |
|    | (2) 結果及び意見 .....               | 94  |
| 30 | 公衆浴場利用の支援 .....                | 97  |
|    | (1) 事業の概要 .....                | 97  |
|    | (2) 結果及び意見 .....               | 97  |
| 31 | 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 .....     | 100 |
|    | (1) 事業の概要 .....                | 100 |
|    | (2) 結果及び意見 .....               | 101 |
| 32 | 総合的な成年後見制度利用促進施策の推進 .....      | 101 |
|    | (1) 事業の概要 .....                | 101 |
|    | (2) 結果及び意見 .....               | 102 |

|    |                            |     |
|----|----------------------------|-----|
| 33 | 高齢・障害者権利擁護センター事業による権利擁護の推進 | 103 |
|    | (1) 事業の概要                  | 103 |
|    | (2) 結果及び意見                 | 104 |
| 34 | 虐待防止、早期発見、対応の推進            | 104 |
|    | (1) 事業の概要                  | 104 |
|    | (2) 結果及び意見                 | 104 |
| 35 | 日常生活自立支援等の推進と権利擁護ネットワークの強化 | 105 |
|    | (1) 事業の概要                  | 105 |
|    | (2) 結果及び意見                 | 105 |
| 36 | 介護者が集い、相談できる場の確保           | 105 |
|    | (1) 事業の概要                  | 105 |
|    | (2) 結果及び意見                 | 107 |
| 37 | 敬老祝金の支給                    | 107 |
|    | (1) 事業の概要                  | 107 |
|    | (2) 結果及び意見                 | 108 |
| 38 | 敬老会等の開催支援                  | 111 |
|    | (1) 事業の概要                  | 111 |
|    | (2) 結果及び意見                 | 111 |
| 39 | 軽費老人ホーム（ケアハウス）の管理運営        | 114 |
|    | (1) 事業の概要                  | 114 |
|    | (2) 結果又は意見                 | 115 |
| 40 | 消費生活相談の実施                  | 119 |
|    | (1) 事業の概要                  | 119 |
|    | (2) 結果及び意見                 | 120 |
| 41 | 道路・交通におけるバリアフリー化の推進        | 120 |
|    | (1) 事業の概要                  | 120 |
|    | (2) 結果及び意見                 | 121 |
| 42 | 高齢者の交通事故の減少                | 121 |
|    | (1) 事業の概要                  | 121 |
|    | (2) 結果及び意見                 | 122 |
| 43 | 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）        | 122 |
|    | (1) 事業の概要                  | 122 |
|    | (2) 結果及び意見                 | 123 |
| 44 | 認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）   | 123 |
|    | (1) 事業の概要                  | 123 |
|    | (2) 結果及び意見                 | 124 |
| 45 | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護       | 124 |

|       |   |     |
|-------|---|-----|
|       | (1) 事業の概要.....                                | 124 |
|       | (2) 結果及び意見.....                               | 125 |
| 46    | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 .....                        | 125 |
|       | (1) 事業の概要.....                                | 125 |
|       | (2) 結果及び意見.....                               | 126 |
| 47    | 小規模多機能型居宅介護 .....                             | 127 |
|       | (1) 事業の概要.....                                | 127 |
|       | (2) 結果及び意見.....                               | 128 |
| 48    | 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）.....                   | 128 |
|       | (1) 事業の概要.....                                | 128 |
|       | (2) 結果及び意見.....                               | 129 |
| 49    | 重度の要介護状態にある高齢者とその家族に対する支援.....                | 129 |
|       | (1) 事業の概要.....                                | 129 |
|       | (2) 結果及び意見.....                               | 130 |
| 50    | 生活支援ショートステイの実施 .....                          | 130 |
|       | (1) 事業の概要.....                                | 130 |
|       | (2) 結果及び意見.....                               | 130 |
| 51    | 在宅医療連携拠点の運営 .....                             | 131 |
|       | (1) 事業の概要.....                                | 131 |
|       | (2) 結果及び意見.....                               | 131 |
| 第 3   | 高齢者福祉事業を担う外郭団体の位置づけ.....                      | 134 |
| 第 4   | 高齢者福祉施設に対する指導監査等.....                         | 138 |
|       | (1) 高齢者福祉施設に対する指導監査等の概要.....                  | 138 |
|       | (2) 監査指導課で実施する高齢者福祉施設に対する指導監査等の概要...<br>..... | 140 |
|       | (3) 指導監査等の年間実施スケジュール.....                     | 143 |
|       | (4) 指導監査等の実施状況.....                           | 144 |
|       | (5) 結果及び意見.....                               | 145 |
| 第 5 章 | 指摘及び意見のまとめ.....                               | 151 |

# 包括外部監査の結果報告書

さいたま市包括外部監査人 公認会計士 松浦竜人

## 第 1 章 外部監査の概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 27 第 2 項に定めるさいたま市との包括外部監査契約に基づく監査

### 2 選定した特定の事件

高齢者福祉事業の財務事務の執行について

### 3 特定の事件を選定した理由

さいたま市は、「さいたま市総合振興計画」(2030さいたま 輝く未来と希望(ゆめ)のまちプラン)(以下「総合振興計画」という。)において、福祉の分野として、以下の3つの柱を実現することを目標とし、実現するための各種施策と実施計画を策定している。

- 誰もが生き生きと長生きして暮らせる地域共生社会の実現
- 誰もが自分らしく暮らせる地域共生社会の実現
- 安心して暮らせる地域医療体制の実現

この総合振興計画に呼応して、さいたま市保健福祉局では、「さいたま市第2期保健福祉総合計画〔地域福祉計画〕」を作成し、特に、高齢者福祉の領域に関しては、長寿応援部が中心となり、「さいたまいきいき長寿応援プラン2023」を作成し、具体的な目標設定及び具体的な施策や事業に落とし込んで日々の高齢者福祉事業の円滑な運営に努めている。

日本国における高齢化の波は、さいたま市においても同様の傾向があり、少子化と高齢化は、所与のものとして、時代に即した保健医療体制や福祉の体制を整備運用していくことが喫緊の課題とされているが、首都圏と地方、大都市と中小市町村では、地域の実情は異なる。さいたま市においても、高齢者福祉事業は、国の高齢者福祉制度を踏まえつつ、さいたま市の実情に応じた取り組みとなっている。

さいたま市に限らず、どの地方自治体においても、高齢者福祉への取り組みは、自治体の対処すべき課題の重要領域であることは言うまでもなく、予算規模も相対的に大きい事業領域である。さいたま市の令和3年度における高齢者



福祉事業関連の予算（便宜的に長寿応援部の予算）は、1,126億円であり、市全体の当初予算1兆557億円の10.6%を占めている。

また、市の人口推計（「総合振興計画」作成時点の推計）によれば、令和2年度において25%程度であった高齢化率は、令和27年度には34%にまで上昇すると予測されており、今後、高齢者福祉事業に係る市の予算規模が増加していくことが容易に推測できる状況である。

このように、事業の重要度や今後の財政に与える影響の重大性を総合的に勘案した結果、「高齢者福祉事業の財務事務の執行」について、その合規性を見るとともに経済性、効率性、有効性の観点から監査人の視点で検討を行うことが有意義であると判断しテーマとして選定した。

#### 4 外部監査の対象期間

令和3年度及び必要に応じ他の年度

#### 5 監査対象部局

保健福祉局長寿応援部及び必要に応じ関連する部局

#### 6 主な監査手続について

実施した監査手続は以下のとおりである。

いきいき長寿応援プラン 2023 の遂行状況について、関連書類の閲覧と担当部署へのヒアリングを行った。

合規性の観点で事務書類の関連規則等との照合を行った。

事業の実施に際し、経済性・効率性をどのように担保しているかについて関連資料の閲覧と担当部署へのヒアリング及び調査・分析等を行った。必要と認められた施設等の現場視察を行った。

その他監査の過程で必要と認められた手続を実施した。

#### 7 外部監査の実施期間

令和4年7月20日から令和5年3月31日まで

#### 8 包括外部監査人補助者の資格及び氏名

|               |      |
|---------------|------|
| 公認会計士         | 長村彌角 |
| 公認会計士         | 田高禎治 |
| 公認会計士         | 久保美季 |
| 公認会計士         | 西村仁志 |
| 公認会計士         | 菊地健太 |
| 公認会計士論文式試験合格者 | 福井 拓 |

## 9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

報告書表中の金額は、単位未満を切り捨て表示しているため、総数と内訳の合計とが一致しない場合等があります。

## 第2章 監査対象の概要

本章の以下の記述は、「さいたまいきいき長寿応援プラン 2023」の記載内容を一部抜粋、又は一部要約して記載している。

### 1 さいたま市の高齢者を取り巻く状況

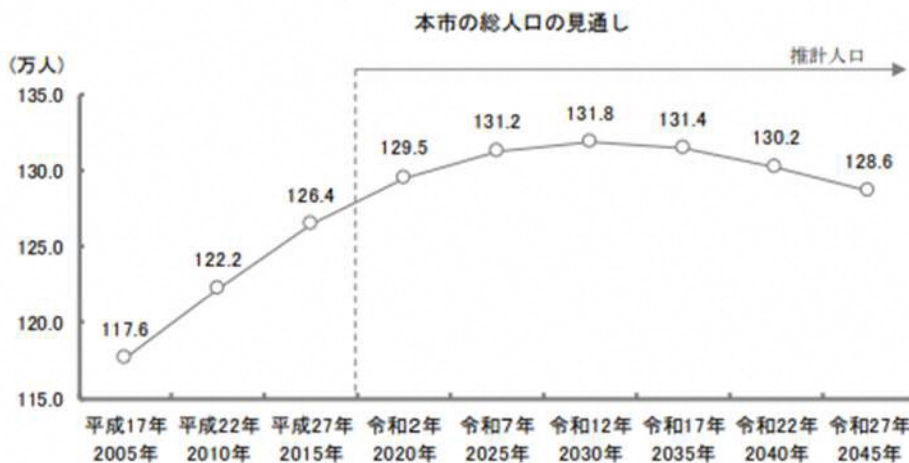
さいたま市の総人口は、増加が続いており、また、65歳以上の高齢者人口も増加の一途をたどっている。

住民基本台帳に基づく令和2(2020)年10月時点の高齢者人口は約30万4千人、高齢化率は約24.6%となっている。また、75歳以上の後期高齢者が占める割合は、約11.8%となっている。

本市の高齢化率は、全国と比較すると低い状況ではあるが、将来はその伸びが急激に増加することが予想されている。

また、後期高齢者のうち、特に介護ニーズが高い85歳以上の高齢者は、令和22(2040)年には、約10万人に増加し、令和2(2020)年に比べて約2倍以上に増加する見通しである。

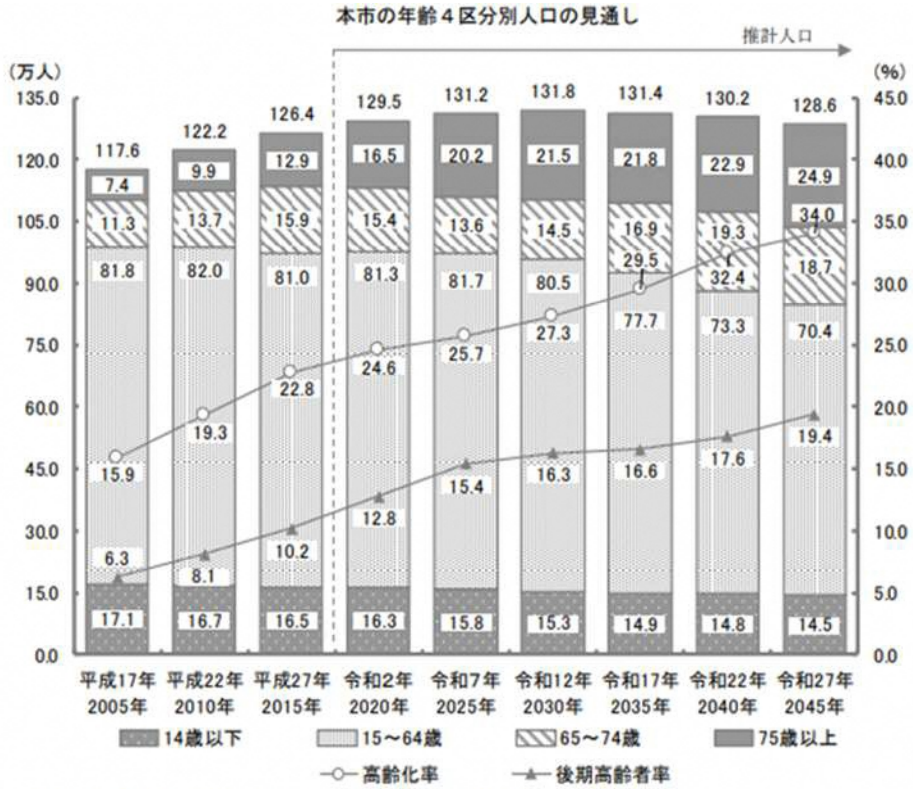
このため、高齢者やその家族における医療・介護・生活支援に対するニーズは、量・質の両面において、ますます増大・多様化していくことが見込まれており、その対応が急務となっている。



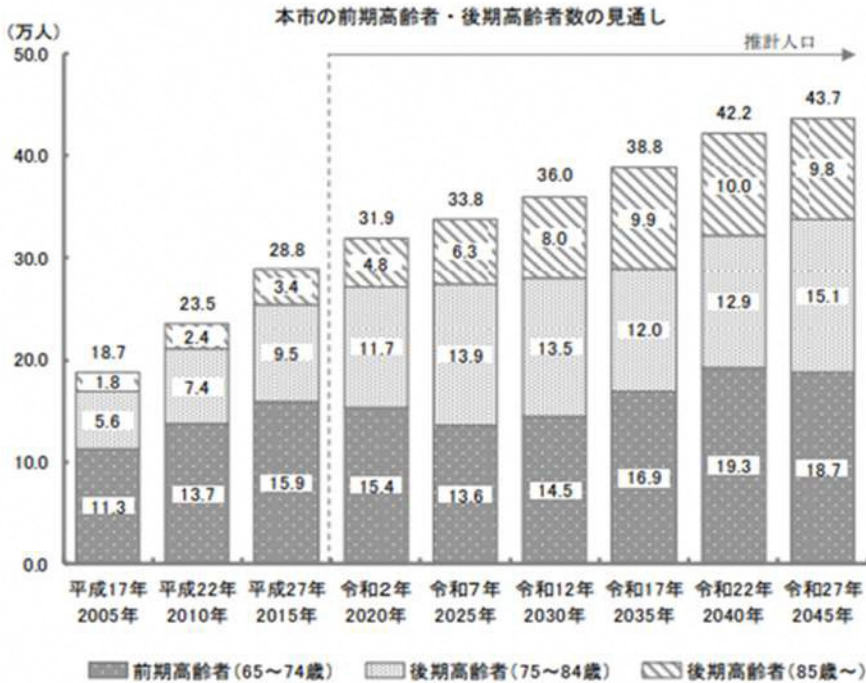
資料：平成27年(2015年)までは、「国勢調査」(総務省)に基づきます。令和2年(2020年)以降は、国立社会保障・人口問題研究所から発表された推計値です。

※あくまでも過去の状況から推計されたものであり、今後の都市開発等の政策的要因を加味したものではありません。

出典：さいたまいきいき長寿応援プラン 2023



資料：平成27年（2015）年までは、「国勢調査」（総務省）に基づきます。  
 令和2（2020）年以降は、国立社会保障・人口問題研究所から発表された推計値です。  
 ※あくまでも過去の状況から推計されたものであり、今後の都市開発等の政策的要因を加味したものではありません。



資料：平成27年（2015）年までは、「国勢調査」（総務省）に基づきます。  
 令和2（2020）年以降は、国立社会保障・人口問題研究所から発表された推計値です。  
 ※あくまでも過去の状況から推計されたものであり、今後の都市開発等の政策的要因を加味したものではありません。

出典：さいたまいきいき長寿応援プラン 2023

## 2 さいたま市における高齢者福祉施策

さいたま市では、高齢者福祉の領域に関しては、長寿応援部が中心となり、「さいたまいきいき長寿応援プラン 2023」を作成し、具体的な目標設定及び具体的な施策や事業に落とし込んで日々の高齢者福祉事業の円滑な運営に努めている。

### (1) 計画の概要

#### 計画策定の趣旨

本市では、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる令和7(2025)年を見据え、介護サービスの充実や高齢者を支える地域づくりである地域包括ケアシステムの段階的な深化・推進を図るため、平成30(2018)年度から令和2(2020)年度までを計画期間とする「さいたま市第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(以下「第7期計画」という。)を策定し、高齢者施策の充実と介護保険事業の円滑な運営を図ってきた。「さいたまいきいき長寿応援プラン 2023(さいたま市第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画・成年後見利用促進計画)」(以下「第8期計画(いきいき長寿応援プラン 2023)」という。)では、これまでの計画で見据えてきた令和7(2025)年はもとより、新たに、いわゆる「団塊ジュニア」と呼ばれる世代が65歳以上となる令和22(2040)年も見据え、計画期間における高齢者福祉及び介護保険制度の運営に係る基本方針、基本目標、施策展開及び実施事業等を定める方針である。あわせて、当該期間における介護保険事業の運営に当たり必要となる介護保険サービスの見込み量とその確保策、制度の円滑な運営に向けた取組を定め、必要となる介護保険料を設定する方針である。

#### 計画の位置付け

第8期計画(いきいき長寿応援プラン 2023)は、次の法令等により策定することが定められている法定計画である。市町村老人福祉計画(老人福祉法第20条の8) 市町村介護保険事業計画(介護保険法第117条) 市町村認知症施策推進計画(任意計画) 市町村成年後見利用促進計画(成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項) 安心長生きのまちづくりに関する基本的な計画(さいたま市誰もが安心して長生きできるまちづくり条例第8条第1項)

#### 計画の期間

計画期間は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間である。

#### 計画の進捗管理及び評価

毎年度、計画事業の実施状況、活動指標や参考成果指標の達成状況を確認し、

必要に応じて、指標や実施方法の見直し等を行う。

#### 計画の基本方針

市民一人ひとりが生涯現役で活躍するとともに、住み慣れた地域で健康に暮らせる環境を作ること、誰もが生き生きと長生きして暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

本計画では、「市民の生涯現役での活躍」と「住み慣れた地域で健康に暮らせる環境づくり」という2つの行動軸を基本方針に位置付ける。来るべき2025年、2040年を見据え、高齢期を迎えても、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、誰もが生き生きと長生きして暮らせる地域共生社会の実現を目指している。

#### 参考成果指標

本計画では、基本方針の実現状況をより分かりやすい形で示すため、以下の「参考成果指標」を設定している。

主観的幸福度 社会参加状況 主観的健康度 介護認定率 健康寿命 地域の活動や地域での交流が活発に行われていると感じている市民の割合 「学習機会を得ている」と感じる市民の割合 「学習の成果を地域活動やボランティアなどで社会に還元している」と答えた市民の割合 市民の就業率

施策体系

【さいたまいきいき長寿応援プラン 2023 施策体系】

【基本方針】

市民一人ひとりが生涯現役で活躍するとともに、住み慣れた地域で健康に暮らせる環境を  
 作ることで、誰もが生き生きと長生きして暮らせる地域共生社会の実現を目指します

【基本目標】

【基本目標 1】

高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者が自ら健康維持と介護予防に努め、活躍できる場を確保する取組を推進します

【基本分野・施策】

◎は本計画における重点施策

1 健康の維持と介護予防を進めます

- (1) 健康づくりの支援
- (2) ◎介護予防・重度化防止の推進

2 高齢者が活躍できる場を確保します

- (1) ◎セカンドライフの充実
- (2) 高齢者の交流の場の確保

【基本目標 2】

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、様々な課題を相談でき、互いに解決し合える幅広く支え合う地域づくりを推進します

3 地域で幅広く高齢者の生活を支援します

- (1) ◎地域の支え合いによる生活支援の体制整備
- (2) 多様な主体による生活支援
- (3) ひとり暮らし高齢者への支援
- (4) 総合的な認知症施策の推進
- (5) 権利擁護・虐待防止の推進
- (6) 介護者（ケアラー）への支援

4 長寿を尊ぶ地域社会を醸成します

- (1) 長寿の慶祝

【基本目標 3】

高齢者が安心して暮らせるよう、居住環境の整備と介護サービスの充実、医療と介護の連携強化を図ります

5 誰もが安心して暮らせる環境を整備します

- (1) 高齢者向け施設・住宅の確保
- (2) 高齢者の居住環境の整備
- (3) 高齢者の暮らしにおける安全・安心の確保

6 介護サービスの充実を図ります

- (1) 介護保険施設と居住系サービスの充実
- (2) 地域密着型サービス等の充実
- (3) 介護人材の確保
- (4) 介護サービスの適正化と質の向上
- (5) 介護サービスの補完

7 医療と介護の連携を強化します

- (1) 在宅医療・介護連携の推進

【参考成果指標】 ①主観的幸福度 ②社会参加状況 ③主観的健康度 ④介護認定率 ⑤健康寿命など

出典：第8期 計画（いきいき長寿応援プラン 2023）

### 3 監査対象とした事業の概要

監査対象とした事業の概要については、「第4章 制度・施策の概要、監査の結果及び意見」に事業ごとに記載している。



### 第 3 章 外部監査の結果及び意見の概要

#### 1 主な監査手続

本庁所管課、外郭団体に出向き、以下の監査手続を実施した。

事業計画の遂行状況について、関連書類の閲覧と担当部署へのヒアリングを行った。

合規性の観点で事務書類の関連規則等との照合を行った。

事業の実施に際し、経済性・効率性をどのように担保しているかについて関連資料の閲覧と担当部署へのヒアリング及び調査・分析等を行った。

会計経理処理等が適切に行われているかの観点で、よるべき会計基準に準拠しているか確かめた。

その他監査の過程で必要と認められた手続を実施した。

監査手続を実施した過程で発見された検出事項は、「結果」と「意見」に分けられる。「結果」と「意見」の判断基準は以下のとおりである。

| 区分 | 根拠規定                                    | 監査上の判断基準  |
|----|---|---|
| 結果 | 監査の結果（地方自治法第 252 条の 37 第 5 項）           | 違法（法令、条例、規則等の違反）<br>不当（違法ではないが行政上実質的に妥当性を欠くこと、または適当でないこと） |
| 意見 | 監査の結果に添えて提出する意見（地方自治法第 252 条の 38 第 2 項） | 違法または不当なもの以外で、包括外部監査人が個別検出事項として記載することが適当と判断したもの           |

#### 2 監査対象事業の抽出方法

上述のとおり、多岐にわたる高齢者事業を実施している。監査人は、令和 3 年度契約額（予算）が 10 百万円以上の事業を監査対象とした。

#### 3 監査の結果及び意見の概要

監査の結果又は意見の概要は以下のとおりである。

なお、ページ番号は、項目が記載されたページ番号を付している。

|                |         | 番号 | 項目名                           | 結果<br>又は<br>意見 | ページ<br>番号 |
|----------------|---------|----|-------------------------------|----------------|-----------|
| 介護<br>保険<br>制度 | 要介護認定事務 | 1- | 要介護・要支援認定申請から結果通知までに要する期間について | 結果<br>1        | P.19      |
|                |         | 1- | 認定調査業務の委託について                 | 意見<br>1        | P.21      |
|                |         | 1- | 認定審査会の合議体数及び合議体               | 1<br>意見        | P.21      |

|                     |              | 番号       | 項目名  | 結果<br>又は<br>意見  | ページ<br>番号 |
|---------------------|--------------|----------|--|-----------------|-----------|
|                     |              |          | 回あたりの審査件数について                                  | 2               |           |
|                     |              | 1-       | 認定審査会の運用方法について                                 | 意見<br>3         | P.22      |
|                     | 介護給付適正化      | 2-       | 介護給付の適正化推進事業の活動指標について                          | 意見<br>4         | P.26      |
|                     |              | 2-       | 過誤申立理由の活用について                                  | 意見<br>5         | P.26      |
|                     | 介護保険料の賦課決定事務 | 3        | 特に指摘すべき事項は発見されなかった。                            | -               | P.27      |
|                     | 介護保険料の徴収事務   | 4        | 特に指摘すべき事項は発見されなかった。                            | -               | P.28      |
|                     | 介護保険料の滞納管理   | 5-       | 滞納繰越分の介護保険料の徴収事務について                           | 意見<br>6         | P.29      |
|                     | 介護保険料の減免事務   | 6        | 特に指摘すべき事項は発見されなかった                             | -               | P.31      |
|                     | 介護保険料の還付事務   | 7        | 特に指摘すべき事項は発見されなかった                             | -               | P.32      |
|                     | 介護保険システム     | 8-       | 介護保険システムの権限グループについて                            | 結果<br>2         | P.32      |
|                     |              | 8-       | 介護保険システムの権限付与について                              | 意見<br>7         | P.33      |
|                     |              | 8-       | さいたま市 ICT-BCP 実行計画書（保健福祉局 長寿応援部介護保険課）の更新体制について | 結果<br>3         | P.33      |
|                     | 高齢者福祉事業      | 健（検）診の実施 | 1-   | 健（検）診実施のあり方について | 意見<br>8   |
| 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 |              | 2-       | 対象者の抽出基準及びアンケートの回答率について                        | 意見<br>9         | P.40      |
| 介護予防・生活支援サービス事業の実施  |              | 3        | 特に指摘すべき事項は発見されなかった。                            | -               | P.42      |
| 介護予防に関する教室や講座の実施    |              | 4-       | パンフレットの印刷部数について                                | 意見<br>10        | P.43      |
| 地域リハビリター            |              | 5        | 特に指摘すべき事項は発見されな                                | -               | P.45      |

|  |                          | 番号  | 項目名                            | 結果<br>又は<br>意見 | ページ<br>番号 |
|--|--------------------------|-----|--------------------------------|----------------|-----------|
|  | シオン活動の支援                 |     | かった。                           |                |           |
|  | セカンドライフ支援センター(り・とらいふ)の運営 | 6-  | セカンドライフ応援フェアについて               | 意見<br>11       | P.46      |
|  |                          | 6-  | 応援ブックの印刷部数について                 | 意見<br>12       | P.47      |
|  | 高齢者の外出及び生きがいづくり活動の支援     | 7-  | シルバーポイント(長寿応援ポイント)の活動指標について    | 意見<br>13       | P.50      |
|  |                          | 7-  | シルバーポイント(長寿応援ポイント)交換方法について     | 意見<br>14       | P.51      |
|  |                          | 7-  | シルバーポイント(長寿応援ポイント)管理について       | 意見<br>15       | P.51      |
|  |                          | 7-  | アクティブチケット交付事業の評価指標について         | 意見<br>16       | P.52      |
|  | 高齢者によるボランティア活動の支援        | 8-  | シルバーポイントの交換について                | 意見<br>17       | P.55      |
|  | シニアユニバーシティの運営等           | 9-  | シニアユニバーシティの地域還元について            | 意見<br>18       | P.58      |
|  | 高齢者の情報リテラシーの向上           | 10- | 評価指標について                       | 意見<br>19       | P.60      |
|  | 生涯学習機会の提供                | 11  | 特に指摘すべき事項は発見されなかった。            | -              | P.61      |
|  | シルバー人材センターを通じた就業の促進      | 12  | 特に指摘すべき事項は発見されなかった。            | -              | P.62      |
|  | シニア就労の推進                 | 13- | さいたまいきいき長寿応援プラン2023への事業の記載について | 意見<br>20       | P.62      |
|  | 創業相談等の充実                 | 14- | さいたまいきいき長寿応援プラン2023への事業の記載について | 意見<br>21       | P.64      |
|  | 高齢者の集いの場に対する支援           | 15  | 特に指摘すべき事項は発見されなかった。            | -              | P.65      |
|  | 老人クラブ活動の支援               | 16- | 老人クラブへの補助金の交付について              | 意見<br>22       | P.66      |

|  |                                | 番号  | 項目名                                 | 結果<br>又は<br>意見 | ページ<br>番号 |
|--|--------------------------------|-----|-------------------------------------|----------------|-----------|
|  | 高齢者のスポーツ・文化活動の活性化              | 17  | 特に指摘すべき事項は発見されなかった。                 | -              | P.69      |
|  | 高齢者の交流、生きがい、健康づくりに寄与する施設の整備・運営 | 18- | すこやか遊具のライフサイクルコストについて               | 意見<br>23       | P.70      |
|  |                                | 18- | 判定総括表について                           | 結果<br>4        | P.71      |
|  |                                | 18- | 点検結果における総合判定で使用不可となった健康器具について       | 意見<br>24       | P.73      |
|  |                                | 18- | 点検結果における総合判定で経過観察又は重点管理となった健康器具について | 意見<br>25       | P.73      |
|  |                                | 18- | 特命随意契約について                          | 結果<br>5        | P.73      |
|  |                                | 18- | 指定管理の競争性の確保について                     | 意見<br>26       | P.74      |
|  |                                | 18- | グリーンヒルうらわの今後の在り方について                | 意見<br>27       | P.76      |
|  | 地域ケア会議の開催                      | 19- | 各会議体のリモート形式での実施について                 | 意見<br>28       | P.79      |
|  |                                | 19- | 地域包括支援センターへのノートパソコン貸与について           | 意見<br>29       | P.81      |
|  |                                | 19- | 評価指標について                            | 意見<br>30       | P.82      |
|  | 地域支え合い推進員（高齢者生活支援コーディネーター）の配置  | 20- | 完了報告書の記載について                        | 意見<br>31       | P.83      |
|  |                                | 20- | 完了報告書の記載について                        | 意見<br>32       | P.84      |
|  | 地域支え合い連絡会（協議体）の開催              | 21  | 特に指摘すべき事項は発見されなかった。                 | -              | P.85      |
|  | 見守り活動の推進                       | 22  | 特に指摘すべき事項は発見されなかった。                 | -              | P.86      |
|  | 市社会福祉協議会による生活支援                | 23- | 家事等支援事業のあり方について                     | 意見<br>33       | P.87      |
|  | 地区社会福祉協議                       | 24  | 特に指摘すべき事項は発見されな                     | -              | P.88      |

|  |                            | 番号  | 項目名                      | 結果<br>又は<br>意見 | ページ<br>番号 |
|--|----------------------------|-----|--------------------------|----------------|-----------|
|  | 会による生活支援                   |     | かった。                     |                |           |
|  | 民生委員による生活支援                | 25  | 特に指摘すべき事項は発見されなかった。      | -              | P.89      |
|  | 傾聴ボランティア活動に対する支援           | 26  | 特に指摘すべき事項は発見されなかった。      | -              | P.89      |
|  | ふれあい福祉基金運用補助金の交付           | 27  | 特に指摘すべき事項は発見されなかった。      | -              | P.90      |
|  | 緊急通報機器等を用いたひとり暮らし高齢者の見守り   | 28- | 受益者負担を求めないことの合理性         | 意見<br>34       | P.91      |
|  |                            | 28- | トータルコストを考慮した委託先の選定       | 意見<br>35       | P.92      |
|  | ひとり暮らし高齢者の在宅生活支援           | 29- | 配食サービス委託契約について           | 意見<br>36       | P.94      |
|  |                            | 29- | 在宅高齢者等宅配食事サービス事業のあり方について | 意見<br>37       | P.95      |
|  | 公衆浴場利用の支援                  | 30- | 現行の枠組みでの事業継続の合理性         | 意見<br>38       | P.97      |
|  |                            | 30- | 利用可能頻度や受益者負担額の見直しの必要性    | 意見<br>39       | P.99      |
|  | 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援       | 31  | 特に指摘すべき事項は発見されなかった。      | -              | P.101     |
|  | 総合的な成年後見制度利用促進施策の推進        | 32- | 成年後見人への報酬の助成基準の見直しの必要性   | 意見<br>40       | P.102     |
|  | 高齢・障害者権利擁護センター事業による権利擁護の推進 | 33  | 特に指摘すべき事項は発見されなかった。      | -              | P.104     |
|  | 虐待防止、早期発見、対応の推進            | 34  | 特に指摘すべき事項は発見されなかった。      | -              | P.104     |
|  | 日常生活自立支援等の推進と権利擁護ネットワークの強化 | 35  | 特に指摘すべき事項は発見されなかった。      | -              | P.105     |

|  |                                  | 番号  | 項目名                 | 結果<br>又は<br>意見 | ページ<br>番号       |   |       |
|--|----------------------------------|-----|---------------------|----------------|-----------------|---|-------|
|  | 介護者が集い、相談<br>できる場の確保             | 36- | 評価指標について            | 意見<br>41       | P.107           |   |       |
|  | 敬老祝金の支給                          | 37- | 敬老祝金支給事業のあり方について    | 意見<br>42       | P.108           |   |       |
|  | 敬老会等の開催支援                        | 38- | 現行の枠組みでの事業継続の合理性    | 意見<br>43       | P.111           |   |       |
|  |                                  | 38- | 補助金の実績報告書の記載内容について  | 意見<br>44       | P.113           |   |       |
|  | 軽費老人ホーム<br>(ケアハウス)の<br>管理運営      | 39- | 施設設置計画と人口推計との整合性    | 意見<br>45       | P.114           |   |       |
|  | 消費生活相談の実施                        | 40  | 特に指摘すべき事項は発見されなかった。 | -              | P.119           |   |       |
|  | 道路・交通における<br>バリアフリー化の<br>推進      | 41  | 特に指摘すべき事項は発見されなかった。 | -              | P.120           |   |       |
|  | 高齢者の交通事故<br>の減少                  | 42  | 特に指摘すべき事項は発見されなかった。 | -              | P.121           |   |       |
|  | 介護老人福祉施設<br>(特別養護老人ホーム)          | 43  | 施設設置計画と人口推計との整合性    | 意見<br>45       | P.122           |   |       |
|  | 認知症対応型共同<br>生活介護(認知症グ<br>ループホーム) | 44  |                     |                | P.123           |   |       |
|  | 地域密着型介護老<br>人福祉施設入所者<br>生活介護     | 45  |                     |                | P.124           |   |       |
|  | 定期巡回・随時対応<br>型訪問介護看護             | 46  |                     |                | P.125           |   |       |
|  | 小規模多機能型居<br>宅介護                  | 47  |                     |                | P.127           |   |       |
|  | 看護小規模多機能<br>型居宅介護(複合型<br>サービス)   | 48  |                     |                | P.128           |   |       |
|  | 重度の要介護状態                         | 49  |                     |                | 特に指摘すべき事項は発見されな | - | P.129 |

|  |                     | 番号  | 項目名                        | 結果<br>又は<br>意見 | ページ<br>番号 |
|--|---------------------|-----|----------------------------|----------------|-----------|
|  | にある高齢者とその家族に対する支援   |     | かった。                       |                |           |
|  | 生活支援ショートステイの実施      | 50  | 特に指摘すべき事項は発見されなかった。        | -              | P.130     |
|  | 在宅医療連携拠点の運営         | 51- | 各拠点での相談実績について              | 意見<br>46       | P.131     |
|  | 高齢者福祉事業を担う外郭団体の位置づけ | 1   | 高齢者福祉事業を担う外郭団体の位置づけ及び今後の期待 | 意見<br>47       | P.134     |
|  | 高齢者福祉施設に対する指導監査等    |     | 実地指導の改善状況確認について            | 意見<br>48       | P.145     |
|  |                     |     | 実地指導の回答書確認について             | 意見<br>49       | P.146     |
|  |                     |     | 集団指導の実効性について               | 意見<br>50       | P.147     |
|  |                     |     | 実地指導の十分性について               | 結果<br>6        | P.148     |
|  | 指摘及び意見のまとめ          |     |                            |                | P.151     |

## 第4章 制度・施策の概要、監査の結果及び意見

### 第1 介護保険制度の概要

#### 1 要介護認定事務

##### (1) 要介護認定事務の概要

###### 要介護認定件数の推移

要介護認定については、新たに介護認定を受ける場合の新規申請だけでなく、要介護認定を更新する更新申請、要介護（要支援）度の変更を申請する変更申請がある。

市の要介護認定件数の過去5年間の推移は以下のとおりである。

図表 要介護認定件数の過去5年間の推移

(単位：件)

| 年度<br>申請区分 | 平成28年  | 平成29年  | 平成30年  | 令和元年   | 令和2年   | 令和3年   |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 新規申請       | 42,437 | 44,634 | 39,569 | 47,387 | 28,013 | 33,121 |
| 更新申請       | 26,952 | 28,104 | 21,481 | 28,943 | 9,810  | 13,481 |
| 変更申請       | 4,930  | 5,150  | 6,158  | 6,521  | 6,982  | 7,568  |

出典：介護保険課提出資料

###### 要介護認定の流れ

介護保険制度は市が保険者となって運営を行う。40歳以上の方が加入者（被保険者）となり保険料を負担し、介護や支援が必要と認定されたときに、費用の一部を負担することで介護保険サービスを利用する。

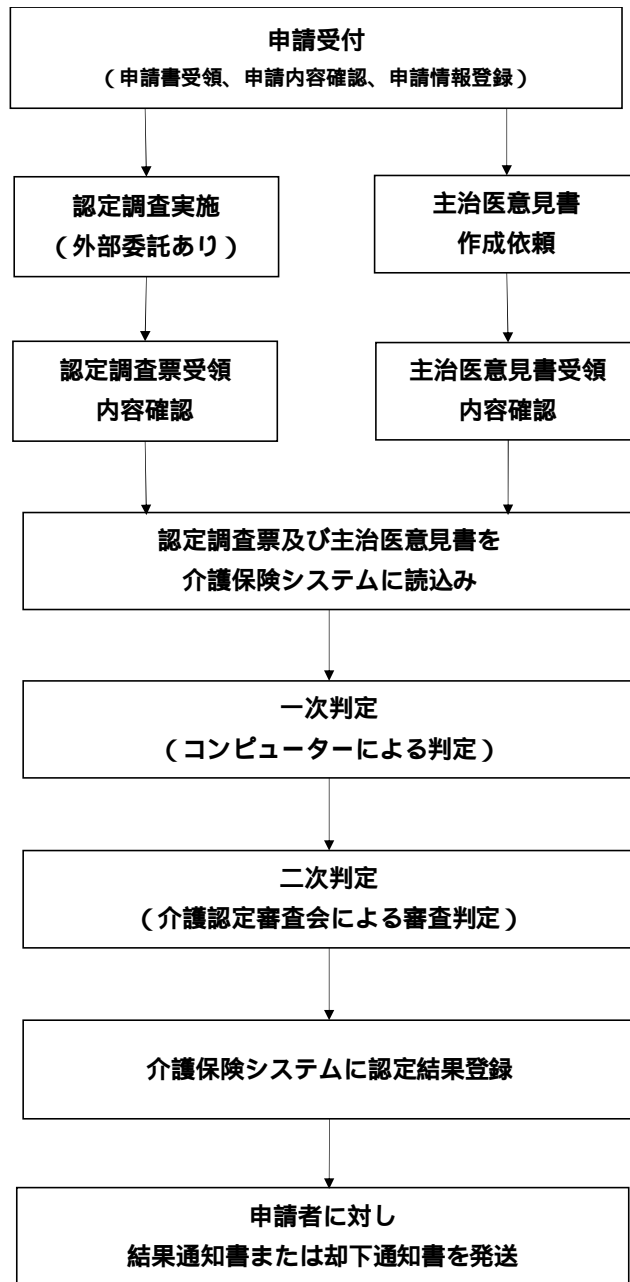
介護保険制度に加入し、介護保険サービスを受けるには、市に要介護認定申請を行い、介護や支援が必要な状態にあるか、また必要であればどの程度必要であるか要介護度の認定を受ける必要がある。

市は、要介護認定申請を受けた場合は、認定調査員による心身の状況の調査及び主治医意見書に基づくコンピュータ判定（一次判定）を行う。次に、一次判定の結果を基に、保健・医療・福祉の学識経験者により構成される介護認定審査会において審査判定（二次判定）を行い、二次判定の結果に基づき、市が申請者についての要介護認定を行う。

要介護認定事務フローは、以下のとおりである。



図表 要介護認定事務フロー



出典：介護保険課提出資料

### 認定調査の概要

要介護認定申請があった際には、市の職員や市から委託を受けた調査員が申請者の自宅を訪問して、心身の状況を本人や家族などから聞き取り調査を行う。

認定調査に関する外部委託の範囲については介護保険法の規定により、以下のとおりである（介護保険法第24条の2第1項、第28条第5項、第29条第2項）。

図表 認定調査に関する委託範囲

| 申請区分 | 調査者 | 市調査員 | 指定市町村<br>事務受託法人 | 指定居宅介護<br>支援事業者等 |
|------|-----|------|-----------------|------------------|
| 新規申請 |     | 委託可  | 委託可             | 委託不可             |
| 変更申請 |     | 委託可  | 委託可             | 委託可              |
| 更新申請 |     | 委託可  | 委託可             | 委託可              |

出典：介護保険課提出資料

また、直近3年間の委託状況は以下のとおりである。

図表 調査者別の認定調査件数の推移

| 年度  | 委託              |       |                  |       |        |       | 市調査員   |       | 総計     |        |
|-----|-----------------|-------|------------------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|
|     | 指定市町村<br>事務受託法人 |       | 指定居宅介護<br>支援事業者等 |       | 委託 計   |       | 件数     | 割合    | 件数     | 割合     |
|     | 件数              | 割合    | 件数               | 割合    | 件数     | 割合    |        |       |        |        |
| H31 | 18,679          | 40.0% | 9,267            | 19.8% | 27,946 | 59.8% | 18,806 | 40.2% | 46,752 | 100.0% |
| R2  | 6,041           | 22.0% | 6,755            | 24.6% | 12,796 | 46.7% | 14,608 | 53.3% | 27,404 | 100.0% |
| R3  | 10,360          | 29.5% | 10,678           | 30.5% | 21,038 | 60.0% | 14,027 | 40.0% | 35,065 | 100.0% |

出典：介護保険課提出資料

### 介護認定審査会の概要

介護認定審査会は、保健・医療・福祉に関する学識経験者の委員で構成されており、一次判定（コンピュータ判定）結果で推計される要介護度と認定調査票の特記事項及び主治医意見書の内容を勘案し、委員の経験や専門性の観点から介護に要する時間を勘案して、最終的な要介護度の判定を行う。

市には、各分野から5人の委員を標準とする合議体を編成し、合計63合議体がある。

## (2) 結果及び意見

### 要介護・要支援認定申請から結果通知までに要する期間について

#### 【補足説明】

要介護認定申請に対する処分は、介護認定審査会から通知された判定結果に基づき、要介護（要支援）認定をすることとされ、その結果を当該認定に係る被保険者に通知する。また、同処分は申請日から原則として30日以内になければならないとされている（介護保険法第27条第7項、第11項）。

しかし、当該申請に係る被保険者の心身の状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には当該申請のあった日から30日以内に、当該被保険者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間及びその理由を通知し、これを延期することができる（介護保険法第27条第11項）。

### 【現状の問題点（結果 1）】

先述のとおり、要介護認定申請日から 30 日以内に審査結果通知を行うことが原則とされているが、市においては、結果通知までの平均日数は 42 日となっており、以下のとおり他の政令市と比較しても長期となっている。

図表 各政令市における申請から結果までの平均日数（令和 3 年度）

| 順位        | 市名           | 平均日数        |
|-----------|--------------|-------------|
| 1         | 堺市           | 25.8        |
| 2         | 札幌市          | 30.7        |
| 3         | 名古屋市         | 32.1        |
| 4         | 福岡市          | 32.5        |
| 5         | 神戸市          | 33.8        |
| 6         | 川崎市          | 34.7        |
| 7         | 熊本市          | 34.7        |
| 8         | 京都市          | 34.9        |
| 9         | 浜松市          | 35.2        |
| 10        | 大阪市          | 36.3        |
| 11        | 新潟市          | 36.7        |
| 12        | 北九州市         | 36.8        |
| 13        | 静岡市          | 37.7        |
| 14        | 広島市          | 37.9        |
| 15        | 千葉市          | 38.3        |
| 16        | 岡山市          | 39.3        |
| 17        | 横浜市          | 39.7        |
| 18        | 仙台市          | 40.0        |
| <b>19</b> | <b>さいたま市</b> | <b>42.3</b> |
| 20        | 相模原市         | 44.6        |
| 平均        |              | 36.5        |

出典：介護保険課提出資料

要介護認定申請に対する処分の前については、サービス利用を暫定で行わなくてはならなくなり、利用控えや自己負担が発生する可能性があるなど、市民へ不利益が生じることが懸念される。

そのため、要介護申請事務に関する事務フローについて、業務ごとに要する日数の分析などを行い、長期化の要因となっている業務に関して業務改善を行うことで申請の処理に要する期間の迅速化を図ることが必要である。

## 認定調査業務の委託について

### 【補足説明】

令和2年4月より『地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律』施行により会計年度任用職員制度が開始したことに伴い、市の認定調査員の任用根拠が、地方公務員法第3条第3項第3号（特別職非常勤職員）より、地方公務員法第22条の2第1項第1号（会計年度任用職員）へと変更となった。そのため、報酬について、令和元年度以前は調査1件あたりの成果報酬形式であったものが、会計年度任用職員制度の開始により時給制へと変わった。

### 【現状の問題点（意見1）】

市調査員の報酬が調査件数に影響しない会計年度任用職員となったことで、職員一人の1日あたりの認定調査件数が3～4件から1～2件程度へ減少したと担当課から伺った。このような1日あたりの認定調査の減少も先述の結果通知までの平均日数の長期化に影響を及ぼしているものと想定される。

会計年度任用職員の報酬については地方公務員法の定めにより時給制となることから、インセンティブ報酬のような報酬体系は設定できないこととなっている。

そのため、他自治体の事例を参考にしつつ、会計年度任用職員への教育の充実や目標管理体制の徹底など職員一人あたりの生産性を高める取り組みについて検討するとともに会計年度任用職員の数を増加させる、指定市町村事務受託法人や指定居宅介護支援事業者等への委託数を増加させるなどの対応を講じることで、認定調査完了までの期間短縮を図り、結果として結果通知までの期間を短縮させることが望まれる。

## 認定審査会の合議体数及び合議体1回あたりの審査件数について

### 【補足説明】

要介護認定審査数、合議体数、審査会開催回数などの推移は以下のとおりである。

図表 要介護認定審査数・合議体数・審査会開催回数

|               | 平成25年度  | 平成26年度  | 平成27年度  | 平成28年度  | 平成29年度  | 平成30年度  | 令和元年度   | 令和2年度   | 令和3年度   |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 審査判定件数        | 38,462件 | 39,769件 | 41,622件 | 42,463件 | 44,634件 | 39,569件 | 47,387件 | 28,013件 | 33,121件 |
| 合議体数          | 60合議体   | 60合議体   | 60合議体   | 60合議体   | 60合議体   | 60合議体   | 62合議体   | 62合議体   | 63合議体   |
| 審査会開催回数       | 1,358回  | 1,374回  | 1,389回  | 1,557回  | 1,431回  | 1,296回  | 1,401回  | 931回    | 1,216回  |
| 審査会1回あたりの判定件数 | 28回     | 29回     | 30回     | 27回     | 31回     | 31回     | 34回     | 30回     | 27回     |

出典：介護保険課提出資料より監査人集計

更新タイミングなどにより、多少のばらつきはあるものの、平成 25 年度以降、審査判定件数は増加傾向にある（令和 2 年度、3 年度については「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的取扱い」（令和 2 年 4 月 7 日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）により、要介護（要支援）認定更新申請者について、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から認定調査が困難な場合、当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間については、従来の期間に新たに 12 ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることとされたことに伴い、更新申請の件数が減少したことで、例年と比較し審査判定件数が減少している）。

### 【現状の問題点（意見 2）】

先述のとおり、要介護認定申請から結果通知までの平均日数は政令指定市の中でも長期となっていることに加え、今後、要介護認定申請件数は増加することが見込まれていることから、結果通知までの平均日数が更に長期化する懸念がある。

このような状況に対応していくためには、認定審査員の人数や合議体の数、合議体 1 回あたりの審査件数や開催回数を増加させることが考えられるが、これらの対応には医師会をはじめ関係団体との調整、協力を得ることが必要となる。

そのため、結果通知までの平均日数を短縮するために必要な合議体数や 1 回あたりの処理件数を把握するとともに、将来の要介護認定申請件数の見込みなどを分析し、医師会や関係団体との協力を仰ぎつつ、計画的に対応することが望まれる。

### 認定審査会の運用方法について

#### 【補足説明】

市では、各区で認定審査会の合議体の運営を行っており、旧大宮所管区（西区、北区、大宮区、見沼区）では、旧大宮市時代から使用している認定審査システムを引き続き使用している。しかしながら旧大宮所管区以外の各所管区では紙での認定審査を行っており、その運営方法が異なっている。

当該認定審査会の実施方法以外にも要因があると考えられるものの、各区の要介護認定申請から結果通知までの期間が 30 日を超える割合は旧大宮所管区が低い水準となっている。

各区の要介護認定申請から結果通知までの期間が 30 日を超える割合については以下のとおりである。

図表 各区の要介護認定申請から結果通知までの期間が30日を超える割合

| 30日超割合 | 新規申請  | 変更申請  | 更新申請  | 計     |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 西区     | 77.7% | 72.5% | 77.5% | 76.6% |
| 北区     | 61.0% | 61.8% | 57.9% | 59.9% |
| 大宮区    | 68.4% | 68.1% | 74.6% | 71.0% |
| 見沼区    | 79.5% | 85.8% | 84.2% | 83.0% |
| 中央区    | 79.4% | 80.9% | 84.2% | 81.8% |
| 桜区     | 98.2% | 97.4% | 92.9% | 96.2% |
| 浦和区    | 96.3% | 96.6% | 91.1% | 94.3% |
| 南区     | 93.1% | 94.5% | 91.4% | 92.8% |
| 緑区     | 98.0% | 97.8% | 98.1% | 98.0% |
| 岩槻区    | 98.9% | 98.2% | 99.1% | 98.8% |
| 市全体    | 85.2% | 85.8% | 84.2% | 84.9% |

出典：介護保険課提出資料より監査人集計

### 【現状の問題点（意見3）】

上述のように要介護認定審査について、市内でも複数の運用方法があり、結果として要介護認定申請から結果通知までの期間が30日を超える割合に差が生じている。このような状況では、より効果的かつ効率的に期間短縮が図れる運営方法に統一するなど、全市的な対応が必要と考えられるが、現状ではそのような対応はできていない。

そのため、システム活用が審査期間短縮に有効な手段の一つであると認められるが、令和7年度には標準準拠システムが国から提供されるとのことであり、既存のシステム・手法に縛られることなく、各区と調整し、統一的な運用方法を検討・整備することで、市全体としての審査体制を整備し、審査をより効果的・効率的に実施する体制の検討を進めることが望まれる。

## 2 介護給付適正化

### (1) 介護保険給付及び給付適正化事業の概要

#### 介護保険給付費審査支払事務の概要

市は、介護保険法第176条の規定により介護サービス事業者への介護保険給付費の審査支払に関する事務を埼玉県国民健康保険団体連合会へ委託している。

介護サービス事業者は埼玉県国民健康保険団体連合会へ介護報酬の請求を行い、埼玉県国民健康保険団体連合会は当該請求を受けて、請求内容の事務的点検、資格審査、請求内容の審査を行い確定した介護報酬について、介護サービス事業者へ支払いを行うとともに保険者である市へ請求を行う。

市では、埼玉県国民健康保険団体連合会から入手した情報及び市で保有している情報を基に医療情報との突合・縦覧点検を行う。

### 介護給付適正化事業の概要

埼玉県では、介護保険法第 118 条に基づく介護保険事業支援計画及び老人福祉法第 20 条の 9 に基づく老人福祉計画及び認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策推進計画として定める高齢者の総合計画として、「第 8 期 計画（いきいき長寿応援プラン 2023）」を策定しており、次の 2 点に取り組むこととしている。

保険者が行う主要 5 事業（「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」）や、埼玉県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）の適正化システムによって出力される「給付実績の活用」による適正化事業の推進するため、国保連と連携した支援を実施する。

取組に必要な関係者向けの研修・説明会を開催し、介護給付適正化への理解を促進する。

さいたま市では、上記の方針を受けて、「第 8 期 計画（いきいき長寿応援プラン 2023）」の中で介護サービスの適正化と質の向上のために、介護給付の適正化推進事業として、次の 2 点を掲げている。

「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」の 5 つの主要事業を実施。

○埼玉県国民健康保険団体連合会から提供を受ける給付実績データを活用した適正化を実施。

また、それぞれの事業の活動指標として、認定調査結果の点検率、ケアプランの点検数、住宅改修等の点検数、医療機関との突合・縦覧点検、介護給付費通知、給付実績データの活用を設定している。

令和 3 年度の活動指標の達成状況は以下のとおりである。

| 活動指標       | 達成度 | 分類 | 令和元年度<br>(参考) | 令和 3 年度<br>(評価年度) |
|------------|-----|----|---------------|-------------------|
| 認定調査結果の点検率 | B   | 目標 |               | 100%              |
|            |     | 実績 | 100%          | 100%              |
| ケアプランの点検数  | A   | 目標 |               | 45 件              |
|            |     | 実績 | 47 件          | 94 件              |
| 住宅改修等の点検数  | C   | 目標 |               | 20 件              |
|            |     | 実績 | 17 件          | 6 件               |

|               |   |    |       |       |
|---------------|---|----|-------|-------|
| 医療機関との突合・縦覧点検 | B | 目標 |       | 毎月確認  |
|               |   | 実績 | 毎月確認  | 毎月確認  |
| 介護給付費通知       | B | 目標 |       | 年2回送付 |
|               |   | 実績 | 年2回送付 | 年2回送付 |
| 給付実績データの活用    | B | 目標 |       | 毎月確認  |
|               |   | 実績 | 毎月確認  | 毎月確認  |

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、利用者宅への訪問調査を行い、確認する必要がある。住宅改修等の点検数は目標件数を下回ったものの、他の活動指標については目標を達成している。

### 過誤申立の状況

過誤申立とは、介護サービス事業者から埼玉県国民健康保険団体連合会へ送付済みの介護保険給付費請求データに誤りがあった場合に取り下げを求める行為である。過誤申立にはサービス事業者からの自発的な申し立てによる場合の他に、市や埼玉県国民健康保険団体連合会の審査の過程で過誤が発見された場合に、その介護保険給費の請求を取り下げるよう介護サービス事業者へ依頼する場合がある。

令和元年度から令和3年度までの3年間の過誤申立事由ごとの件数は以下のとおりである。

図表 令和3年度までの3年間の過誤申立事由ごとの件数

| 過誤申立事由         | R元年度  | R2年度  | R3年度  |
|----------------|-------|-------|-------|
| <b>給付実績</b>    |       |       |       |
| 適正化保険者取下げ・給付実績 | 1,434 | 1,730 | 1,496 |
| その他            | 54    | 148   | 139   |
| <b>国保連適正化</b>  |       |       |       |
| 適正化保険者取下げ・医療突合 | 330   | 386   | 337   |
| 適正化保険者取下げ・縦覧点検 | 267   | 347   | 411   |
| その他            | 28    | 18    | 1     |
| <b>事業者申立</b>   |       |       |       |
| 請求誤り           | 6,981 | 8,220 | 7,099 |
| その他            | 2,250 | 5,857 | 1,937 |

出典：介護保険課提出資料より監査人集計

各申立事由の内容は以下のとおりである。

○給付実績：埼玉県国民健康保険団体連合会の審査の過程で過誤が識別されたもの。

○国保連適正化：市で管理する医療情報などの他の情報との突合により過誤が識別されたもの。



○事業者申立：事業者からの自発的な申し立てによるもの。

## (2) 結果及び意見

### 介護給付の適正化推進事業の活動指標について

#### 【現状の問題点（意見4）】

「(1)介護保険給付及び給付適正化事業の概要」の「介護給付適正化事業の概要」に記載のとおり、介護給付の適正化推進事業の令和3年度の事業達成度はBとなっており、「住宅改修等の点検数」を除き、目標を達成している。しかしながら、直近3年間の介護給付に関する過誤申立は毎年12,000～16,000件程度発生している。

介護給付の適正化に当たっては、誤った給付を行わないために、事業者の請求誤りを減少させることが重要と考える。

そのため、介護給付の適正化推進事業については、請求誤りを減少させることを目標とするような指標、例えば介護保険給付請求件数に対する過誤申立件数の割合を減少させるなど、介護給付の適正な給付に資するような指標を設定し、それに対応するような事業活動を行うことが望まれる。

### 過誤申立理由の活用について

#### 【現状の問題点（意見5）】

過誤申立に関しては、請求誤り理由の記載について介護サービス事業者の協力を仰ぐとともに、請求誤り理由については、集計・分析を行う必要がある。介護サービス事業者の過誤理由を集計・分析し、その内容を介護サービス事業者への情報提供などに活用することで、過誤の発生を防止し、過誤に伴う取り下げや再請求に係る事務作業の軽減を図るとともに、適切な介護給付につなげることが望まれる。

## 3 介護保険料の賦課決定事務

### (1) 介護保険料の賦課決定事務の概要

#### 被保険者について

介護保険制度の被保険者は、65歳以上の方（第1号被保険者）と40歳から64歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）である。

#### 介護保険料の決め方

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料は、3年ごとに見直しが行われ、令和4年度の保険料は令和3年～5年度までの3年間に市民の方が利用する介護保険サービスに必要な費用（介護保険給付費）などの見込みのうち、第1号被保険者の保険料でまかなう分を、3年間の第1号被保険者の見込み数で割ることにより、1人当たりの年間保険料率（基準額）を算出され、この基準額を

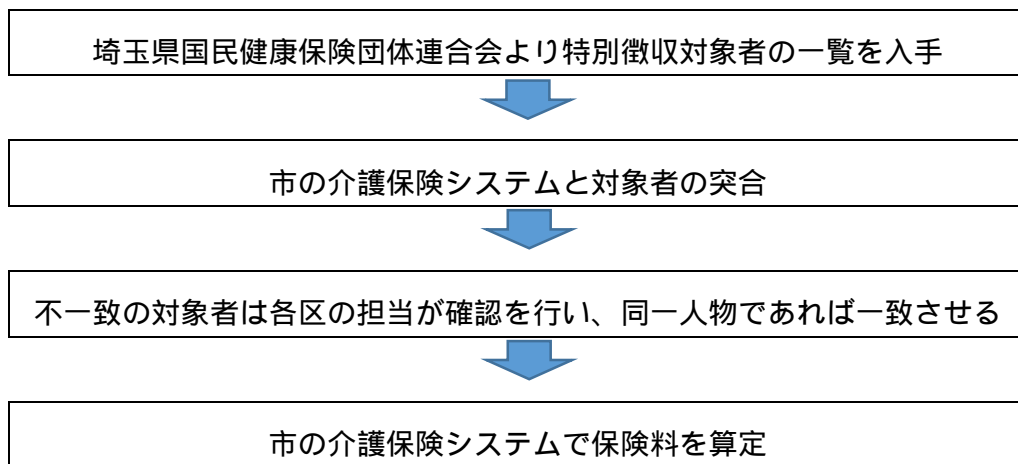
もとに、12の所得段階別の介護保険料が決められる。

40歳から64歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）の保険料は、加入している医療保険の算定方法によって決まり、40歳以上65歳未満の方を扶養にされている場合、被扶養者の介護保険料分（加算）についても医療保険によって取扱いが異なる。

### 介護保険料の賦課決定事務

保険料の賦課については、徴収方法により事務処理が異なる。

第1号被保険者で老齢(退職)・障害・遺族年金額が年額18万円以上の方は、年金からの天引き（特別徴収）となり、その賦課決定事務は以下のとおりである。



第1号被保険者で特別徴収対象者以外の方については、金融機関または市の窓口で納める普通徴収となる。そのため、埼玉県国民健康保険団体連合会より対象者の一覧を入手することはなく、介護保険システムより対象者を抽出するとともに、保険料についても介護保険システムで算定する。

第2号被保険者の保険料については、加入している医療保険の算定方法によって決まる。

## (2) 結果及び意見

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

## 4 介護保険料の徴収事務

### (1) 介護保険料の徴収事務の概要

#### 介護保険料の徴収方法について

「3 介護保険料の賦課決定事務の概要」にも記載の通り、第1号被保険者からの保険料の徴収方法は、特別徴収と普通徴収の2種類に分けられる。

それぞれの徴収方法の概要に関しては、以下のとおりである。

### 保険料の納め方は2種類に分かれます

65歳以上の方の保険料の納め方は、受給している年金額によって2種類に分けられます。65歳になられた月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分からさいたま市に直接納めます。

**特別徴収** 年金が **年額18万円以上の方** ⇒ **年金から差し引かれます**

年金の定期支払い(年6回)の際、年金から保険料があらかじめ差し引かれます。特別徴収の対象となるのは、老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金です。(老齢福祉年金は対象にはなりません。)

| 年金支給月 | 仮徴収 |    |    | 本徴収 |     |    |
|-------|-----|----|----|-----|-----|----|
|       | 4月  | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
|       |     |    |    |     |     |    |

● 年度途中で保険料が増額になった ⇒ 増額分を納付書で納めます。

● 年度途中で65歳になった ● 保険料が減額になった  
 ● 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・ ● 年金が一時的に  
 障害年金の受給が始まった なくなった  
 ● 年度途中で他の市区町村から転入した など

本来、年金から差し引かれる「特別徴収」の方でも、一時的に納付書で納める場合があります

特別徴収の対象者として把握され、年金から差し引かれるまでは、納付書で納めます。

**普通徴収** 年金が **年額18万円未満の方** ⇒ **納付書で納めます**

さいたま市から送付される納付書により、納期限までにさいたま市指定の金融機関や各区高齢介護課・各支所・各市民の窓口で納めます。

**納期は年8期となります。**

7月・8月・9月・10月・11月・12月・1月・2月

**保険料納付は口座振替が便利です**

- 保険料の納付書
- 預(貯)金通帳
- 印かん(通帳届け出印)

これらをご用意のうえ指定の金融機関で申し込みます。

※口座振替の申込みから口座振替が開始されるまでは、45日前後かかります。  
 ※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできない場合があります。

出典：令和4年度版 さいたま市の介護保険

第2号被保険者については、加入している健康保険組合や市町村国民健康保険などに、介護保険料分として併せて納めることとなる。

## (2) 結果及び意見

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

## 5 介護保険料の滞納管理

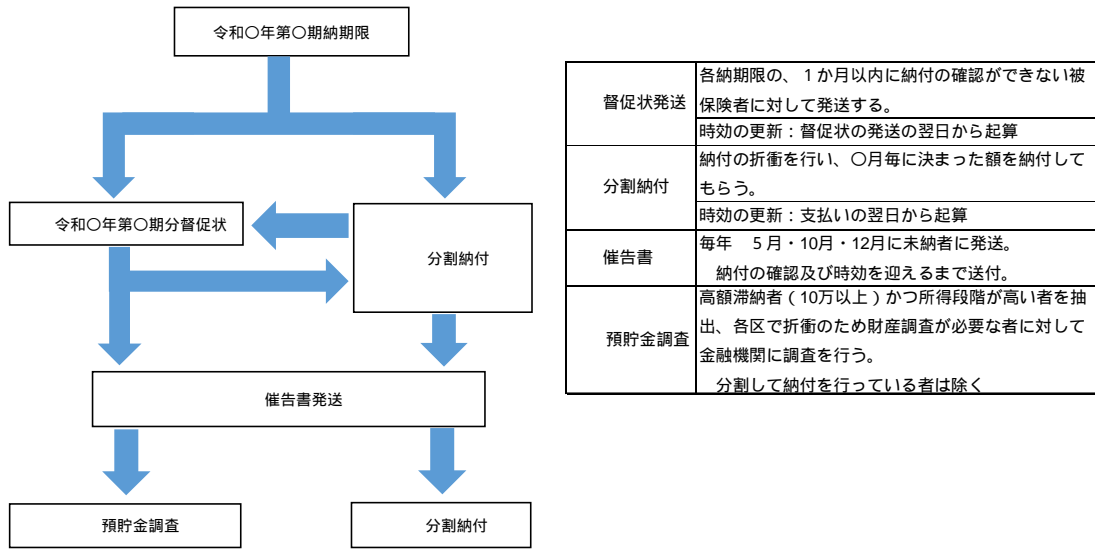
### (1) 介護保険料の滞納管理事務の概要

#### 介護保険料の滞納管理事務について

介護保険料は、納期限または時効中断による時効更新から2年で時効により消滅する。

市では、介護保険料の納期限を経過しても納付されない場合には、以下のスケジュールで収納に向けて取り組んでいる。

図表 介護保険料の納期限経過後の事務フロー



出典：介護保険課提出資料

### 保険給付の制限について

介護保険料の滞納が続く場合、被保険者がサービスを利用するときに滞納している期間に応じて、以下のとおりの保険給付の制限を受けることがある。

図表 保険給付の制限

| 保険給付の制限   | 滞納期間    |
|---|---------|
| サービス利用時の支払い方法の変更（償還払い化）   | 1年間以上   |
| サービスを利用したときに、いったん利用料の全額（10割）を自己負担する。その後、区に申請することで、保険給付額が支給される。  |         |
| 保険給付の一時差し止め・差し止め額からの滞納保険料の控除  | 1年6か月以上 |
| 「償還払い化」になっている方の保険給付額の支給について、一部、または全部を差し止める。更に保険料を納めないまましていると、差し止められている保険給付額から、介護保険料が差し引かれる。                             |         |
| 利用者負担の引き上げ（給付額減額）   | 2年以上    |
| 納期限から2年経過すると、時効により納めることができなくなる。過去の滞納保険料に時効になった保険料があると、その期間に応じて介護サービスを利用するときの利用者負担が3割に引き上げられる。また、高額介護サービス費等の支給も受けられなくなる。 |         |

出典：介護保険課提出資料

## (2) 結果及び意見

### 滞納繰越分の介護保険料の徴収事務について

#### 【補足説明】

令和2年度の政令市の介護保険料の現年度分、滞納繰越分の調定額、不能欠

損処分額、未収額は以下のとおりである。

図表 令和2年度介護保険料の収納状況等 現年度分（5月末日現在）

|              | 調定額              |                       |               | 不納欠損処分額 |             |         | 未収額           |                    |              |
|--------------|------------------|-----------------------|---------------|---------|-------------|---------|---------------|--------------------|--------------|
|              | 件数               | 金額                    | 件数あたり金額       | 件数      | 金額          | 件数あたり金額 | 件数            | 金額                 | 件数あたり金額      |
| 札幌市          | 3,380,662        | 32,002,934,490        | 9,466         | -       | -           | -       | 47,419        | 267,380,008        | 5,639        |
| 仙台市          | 1,628,619        | 17,215,336,000        | 10,571        | 1,489   | 5,039,900   | 3,385   | 14,193        | 83,710,602         | 5,898        |
| <b>さいたま市</b> | <b>1,872,105</b> | <b>19,347,993,900</b> | <b>10,335</b> | -       | -           | -       | <b>24,578</b> | <b>176,950,550</b> | <b>7,200</b> |
| 千葉市          | 1,627,830        | 15,752,185,093        | 9,677         | -       | -           | -       | -             | 131,711,153        | -            |
| 川崎市          | 1,999,968        | 21,177,784,940        | 10,589        | -       | -           | -       | 8,560         | 113,519,990        | 13,262       |
| 横浜市          | 5,856,789        | 66,291,124,220        | 11,319        | -       | -           | -       | 89,176        | 437,806,669        | 4,909        |
| 相模原市         | -                | 12,595,227,300        | -             | -       | -           | -       | -             | 98,271,760         | -            |
| 新潟市          | -                | 16,578,473,500        | -             | -       | -           | -       | -             | 89,838,250         | -            |
| 静岡市          | 1,297,106        | 13,697,253,500        | 10,560        | -       | -           | -       | 10,864        | 77,892,200         | 7,170        |
| 浜松市          | 1,394,257        | 14,729,607,358        | 10,564        | 147     | 556,911     | 3,789   | 12,542        | 56,640,304         | 4,516        |
| 名古屋市         | 3,724,027        | 41,435,647,240        | 11,127        | -       | -           | -       | 35,376        | 174,552,829        | 4,934        |
| 京都市          | 2,596,269        | 27,820,182,000        | 10,715        | -       | -           | -       | 41,147        | 215,489,655        | 5,237        |
| 大阪市          | 4,776,423        | 52,991,978,245        | 11,094        | -       | -           | -       | 127,848       | 761,218,428        | 5,954        |
| 堺市           | 1,551,067        | 16,686,617,960        | 10,758        | -       | -           | -       | 27,387        | 157,227,000        | 5,741        |
| 神戸市          | -                | 28,197,997,390        | -             | -       | 233,297,150 | -       | -             | 4,360,960          | -            |
| 岡山市          | 1,199,382        | 12,892,219,899        | 10,749        | 14      | 62,500      | 4,464   | 12,763        | 68,796,250         | 5,390        |
| 広島市          | 1,966,314        | 21,669,059,786        | 11,020        | -       | -           | -       | 21,960        | 115,013,844        | 5,237        |
| 北九州市         | 1,880,547        | 18,314,651,570        | 9,739         | -       | -           | -       | 31,945        | 186,937,686        | 5,852        |
| 福岡市          | 2,272,484        | 22,960,130,786        | 10,104        | -       | -           | -       | 48,459        | 257,338,936        | 5,310        |
| 熊本市          | 1,262,139        | 14,272,645,440        | 11,308        | -       | 116,159     | -       | -             | 168,350,363        | -            |

件数について0または未集計の市については、件数欄に「-」と表示している。

出典：介護保険課提出資料

図表 令和2年度介護保険料の収納状況等 滞納繰越分（3月末日現在）

|              | 調定額           |                    |              | 不納欠損処分額       |                    |              | 未収額           |                    |              |
|--------------|---------------|--------------------|--------------|---------------|--------------------|--------------|---------------|--------------------|--------------|
|              | 件数            | 金額                 | 件数あたり金額      | 件数            | 金額                 | 件数あたり金額      | 件数            | 金額                 | 件数あたり金額      |
| 札幌市          | 116,256       | 678,139,279        | 5,833        | 43,360        | 246,087,241        | 5,675        | 53,100        | 305,933,596        | 5,761        |
| 仙台市          | 29,399        | 172,149,110        | 5,856        | 12,149        | 64,444,755         | 5,305        | 6,845         | 40,724,565         | 5,950        |
| <b>さいたま市</b> | <b>62,352</b> | <b>435,966,580</b> | <b>6,992</b> | <b>22,416</b> | <b>154,190,500</b> | <b>6,879</b> | <b>26,288</b> | <b>186,865,335</b> | <b>7,108</b> |
| 千葉市          | 60,933        | 316,927,116        | 5,201        | 21,784        | 111,451,299        | 5,116        | 28,901        | 151,132,575        | 5,229        |
| 川崎市          | 59,227        | 307,497,275        | 5,192        | 12,466        | 54,168,144         | 4,345        | 25,198        | 145,877,130        | 5,789        |
| 横浜市          | 142,908       | 860,852,188        | 6,024        | 29,281        | 162,487,108        | 5,549        | 78,701        | 459,177,732        | 5,834        |
| 相模原市         | -             | 235,907,345        | -            | -             | 78,403,085         | -            | -             | 105,690,397        | -            |
| 新潟市          | -             | 236,894,203        | -            | -             | 73,013,374         | -            | -             | 130,056,216        | -            |
| 静岡市          | -             | 197,316,390        | -            | -             | 58,641,200         | -            | -             | 91,699,790         | -            |
| 浜松市          | 24,347        | 123,597,334        | 5,076        | 7,834         | 38,446,084         | 4,908        | 11,659        | 59,337,767         | 5,089        |
| 名古屋市         | 122,372       | 590,888,322        | 4,829        | 29,563        | 121,684,733        | 4,116        | 67,755        | 314,722,478        | 4,645        |
| 京都市          | 106,465       | 578,785,225        | 5,436        | 36,482        | 191,046,830        | 5,237        | 47,647        | 256,471,069        | 5,383        |
| 大阪市          | 309,312       | 1,815,596,126      | 5,870        | 101,024       | 570,695,177        | 5,649        | 166,295       | 967,141,462        | 5,816        |
| 堺市           | 77,811        | 442,650,950        | 5,689        | 29,144        | 160,070,160        | 5,492        | -             | 230,087,560        | -            |
| 神戸市          | -             | 550,419,216        | -            | -             | 233,297,150        | -            | -             | 223,319,649        | -            |
| 岡山市          | 42,096        | 219,077,383        | 5,204        | 10,449        | 48,052,353         | 4,599        | 18,932        | 97,216,067         | 5,135        |
| 広島市          | 64,317        | 337,249,031        | 5,244        | 14,484        | 65,158,803         | 4,499        | 33,301        | 175,553,680        | 5,272        |
| 北九州市         | 81,519        | 447,580,830        | 5,491        | 30,187        | 156,446,228        | 5,183        | 34,314        | 197,378,355        | 5,752        |
| 福岡市          | 122,190       | 622,807,381        | 5,097        | 46,882        | 235,006,759        | 5,013        | -             | 292,309,148        | -            |
| 熊本市          | 82,494        | 471,411,625        | 5,714        | -             | 154,055,799        | -            | -             | 250,301,130        | -            |

件数について0または未集計の市については、件数欄に「-」と表示している。

出典：介護保険課提出資料

市では現年度分の調定額については、他の政令市と比較しても件数あたり金額は平均的な水準となっている。しかしながら滞納繰越分については、件数が未集計の市はあるものの、比較可能な政令市の中で調定額、不能欠損額、未収額のすべてで件数あたりの金額が最も高くなっている。

#### 【現状の問題点（意見6）】

【補足説明】に記載のとおり、他市と比較して市の滞納繰越分保険料の1件あたりの調定額・不能欠損額が大きくなっている。この点、明確な理由が分析できていない状況にある。

保険料は介護保険制度の円滑な運営に必要な財源であり、滞納が発生すると制度を維持する上での大きな弊害となる。また、保険給付の制限はあるものの、適切に納入している被保険者との公平性の観点からも問題がある。

そのため、不能欠損処理となった保険料については、その内容を分析し、過去の実績から不能欠損処理となる可能性が高い未収債権については、回収に向けた取組が望まれる。

## 6 介護保険料の減免事務

### (1) 介護保険料の減免事務の概要

#### 介護保険料の減免について

市では、地震等の災害や失業等による収入の著しい減少により、一時的に保険料を納めることが難しくなった場合に、保険料の減免や徴収猶予といった制度がある。

減免を受けようとする被保険者は、市に保険料減免・徴収猶予申請書を提出する。市ではその内容を審査・確認し、減免・徴収猶予が決定された場合は介護保険システムで保険料の賦課更生を行い、申請者へ通知する。

### (2) 結果及び意見

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

## 7 介護保険料の還付事務

### (1) 介護保険料の還付事務の概要

#### 介護保険料の還付事務について

介護保険料に資格喪失後の納入や重複納入などがあった場合は、当該納入された保険料について被保険者へ還付する必要がある。

市は、介護保険システムから過誤納情報を抽出し、年金返納分に関しては対象者から年金返納告知書を受領する。これらの情報に基づき介護保険システム上で還付・充当設定を行う。その後、年金返納分に関しては年金返納する。返

金返納分以外に関しては、還付・充当通知書等を対象者へ送付し、その返送として還付請求書の受領を受けたのちに、金融機関に対して、口座振込処理を行い還付となる。

## (2) 結果及び意見

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

## 8 介護保険システム

### (1) 介護保険システムの概要

#### 介護保険システムの概要

市では、介護保険システムについて、住民情報を有する各電算業務システムと連携しながら、資格・賦課・認定・給付・地域支援事業等、介護保険業務の全域にわたって支援を行なうために、平成 18 年度から賃貸借によりシステム機器及びソフトウェアを調達している。

令和 7 年度末までに導入を目指して総務省で検討されている自治体の主要な業務を処理する情報システムの標準化に合わせて、システム入れ替えを予定しており、現時点でのシステム更改は不効率となることから、令和 6 年 9 月末までは引き続き再リースによりシステム調達及び運用・保守を行っていく予定である。

#### 介護保険システムの業務継続計画

市では、大規模災害等の不測の事態が発生し、相当の被害が発生した場合でも、重要な市民・行政サービスである業務を可能な限り中断させず、中断しても早期に復旧させるための行動計画として、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）として「さいたま市 ICT-BCP 実行計画書（保健福祉局長寿応援部介護保険課）」を策定している。

## (2) 結果及び意見

### 介護保険システムの権限グループについて

#### 【現状の問題点（結果2）】

介護保険システムのグループ権限を拝見したところ、多くのマスタ入力・保守の権限が「システム管理者グループ権限」だけでなく、「一般利用者グループ」の権限ともされており、各所管区の職員も含め広範な範囲の職員に付与されている。

セキュリティ面からマスタ保守に関する権限の付与者は限定すべきであり、システム上の各グループの権限については、各グループに属する職員の業務への必要性に応じて設定すべきと考えられる。また、閲覧のみ必要な職員などがある場合には、閲覧権限のみの権限グループを設定することも必要となる。

そのため、システム上のグループ権限についてはそのグループに属する職員の業務への必要性に応じて設定し、過度な権限付与とならないように設定するとともに、既存の権限グループでは権限過多となってしまう場合には、新たに必要な権限のみを設定した権限グループを設定することが望まれる。

### 介護保険システムの権限付与について

#### 【現状の問題点（意見7）】

介護保険システムの権限付与状況を確認したところ、介護保険課の職員以外にいきいき長寿推進課係長に「システム管理者グループ権限」が付与されているが、使用履歴はなかった。また、介護保険課事業者係の一部、職員についても「システム管理者グループ権限」が付与されているが、同係の係長のみ使用履歴があり、他の職員には使用履歴はないと伺っている。

先述のとおり、「システム管理者グループ権限」は、マスタの更新や保守に関する権限も有しており、必要以上に広範な職員に付与すべきではない。

そのため、システム利用が想定されない職員に対しては権限付与すべきではなく、また長期間使用履歴のない場合には権限付与を解除するなどの定期的な権限の更新を行う運用とすることが望まれる。

### さいたま市ICT-BCP実行計画書（保健福祉局 長寿応援部介護保険課）の更新体制について

#### 【現状の問題点（結果3）】

「さいたま市 ICT-BCP 実行計画書（保健福祉局 長寿応援部介護保険課）」（以下「計画書」という。）内の「5.【非常時要確認】緊急時システム復旧手順」（以下「復旧手順」という。）は、更新日が平成 26 年 12 月 22 日となっている。また、復旧手順内で管理・保管することとなっている「災害発生時の介護保険システムに関する復旧手順書」については、「保管場所」及び「最終更新日」の各項目が「（作成予定）」となっている。

計画書自体の最終更新は平成 30 年 4 月に行われているものの、上記復旧手順に関しては更新が行われていなかったこととなる。

計画書は非常時に業務を継続させるために重要な計画であり、その中に未作成や未更新の部分があると、業務継続に支障をきたすおそれがある。

そのため、計画書の内容については、網羅的に作成するとともに、必要な更新が行われるような体制の整備が必要である。



## 第 2 高齢者福祉事業

### 1 健（検）診の実施

#### (1) 事業の概要

- ・がん検診受診者数の増加及び精密検査受診率の向上に向けた取組を進める。
- ・高齢期において、口腔機能低下及びそれに伴う誤嚥性肺炎等の疾病予防を目的とした口腔機能健康診査を実施する。
- ・生活習慣病の予防のため、40歳から74歳までの国民健康保険加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施する。
- ・埼玉県後期高齢者医療広域連合からの受託事業として、生活習慣病の重症化予防とフレイル予防に着目した後期高齢者健康診査を実施する。

#### 取組実績

|          |   |
|----------|---|
| R3年度取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・R3年度特定健康診査 対象者数 155,458人 受診者数 54,008人</li> <li>・後期高齢者健康診査受診率：31.8%（対象者数：148,294人 受診者数：47,188人）</li> </ul> |
| 事業課      | 地域保健支援課、国民健康保険課、年金医療課   |

#### 活動指標

| 活動指標  | 分類 | R1年度<br>(参考)  | R3年度<br>(評価年度)  | R4年度             | R5年度             | R6年度 | R7年度 |
|---|----|---|---|------------------|------------------|------|------|
| がん検診受診者数<br>胃がん検診<br>肺がん検診<br>大腸がん検診<br>子宮がん検診<br>乳がん検診 | 目標 |   | 92,622人<br>128,500人<br>114,000人<br>46,000人<br>23,544人 | 実績に<br>基づき<br>設定 | 実績に<br>基づき<br>設定 |      |      |
|   | 実績 | 92,658人<br>127,878人<br>113,094人<br>45,332人<br>23,205人 | 87,584人<br>119,532人<br>105,905人<br>46,530人<br>23,943人 |                  |                  |      |      |
|   | 目標 |   | 2,500人  | 実績に<br>基づき<br>設定 | 実績に<br>基づき<br>設定 |      |      |
|   | 実績 | 1,217人  | 1,825人  |                  |                  |      |      |

|              |    |       |        |        |       |  |  |
|--------------|----|-------|--------|--------|-------|--|--|
| 特定健康診査受診率    | 目標 |       | 38.5%  | 39.0%  | 39.5% |  |  |
|              | 実績 | 38.0% | 34.9%  |        |       |  |  |
| 後期高齢者健康診査受診率 | 目標 |       | 35.5%  | 35.75% | 36.0% |  |  |
|              | 実績 | 35.0% | 31.80% |        |       |  |  |

事業の予算・実績の推移

単位：千円

|           | R1 年度     |           | R2 年度     |           | R3 年度     |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|           | 予算        | 実績        | 予算        | 実績        | 予算        | 実績        |
| がん検診      | 3,738,041 | 3,711,950 | 3,829,295 | 3,316,531 | 3,783,477 | 3,605,785 |
| 口腔機能健康診査  | 10,389    | 6,328     | 9,722     | 4,947     | 13,778    | 10,058    |
| 特定健康診査    | 880,761   | 734,769   | 858,397   | 616,588   | 844,653   | 664,277   |
| 後期高齢者健康診査 | 515,263   | 482,016   | 548,445   | 453,866   | 558,052   | 481,621   |
| 合計        | 5,144,454 | 4,935,063 | 5,245,859 | 4,391,932 | 5,199,960 | 4,761,741 |

| 所管課     | R1 年度     |           | R2 年度     |           | R3 年度     |           |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|         | 予算        | 実績        | 予算        | 実績        | 予算        | 実績        |
| 地域保健支援課 | 3,748,430 | 3,718,278 | 3,839,017 | 3,321,478 | 3,797,255 | 3,615,843 |
| 国民健康保険課 | 880,761   | 734,769   | 858,397   | 616,588   | 844,653   | 664,277   |
| 年金医療課   | 515,263   | 482,016   | 548,445   | 453,865   | 558,052   | 481,621   |
| 合計      | 5,144,454 | 4,935,063 | 5,245,859 | 4,391,932 | 5,199,960 | 4,761,741 |

支出の内訳

単位：円

| 項目        | 金額            |
|-----------|---------------|
| 胃がん検診     | 1,693,618,352 |
| 肺がん検診     | 842,496,961   |
| 大腸がん検診    | 454,969,020   |
| 子宮がん検診    | 329,412,028   |
| 乳がん検診     | 285,288,692   |
| 口腔機能健康診査  | 10,057,575    |
| 特定健康診査    | 664,276,800   |
| 後期高齢者健康診査 | 481,621,437   |
| 合計        | 4,761,740,865 |

単位：円

| 支出項目 | 金額            |
|------|---------------|
| 委託料  | 4,761,740,865 |
| 合計   | 4,761,740,865 |

## (2) 結果及び意見

### 健（検）診実施のあり方について

#### 【補足説明】

さいたま市の特定健康診査、後期高齢者健康診査事業の概要は以下のとおりである。

#### ○さいたま市国民健康保険のびのび健診（特定健康診査）

心臓病や脳卒中、糖尿病などの生活習慣病を引き起こすメタボリックシンドロームの予防、改善のため、40歳から74歳の人を対象に、のびのび健診（特定健康診査）・特定保健指導・国民健康保険人間ドックを実施。

#### <対象者>

さいたま市国民健康保険に加入している年度末年齢40歳から75歳の誕生日前日までの方

ただし、受診時に75歳以上の方は、後期高齢者健康診査の対象。

#### <費用>

無料

#### <受診方法>

予約した医療機関に、受診券・保険証を持参し受診  
特定保健指導を受ける場合には、保険証を持参。

#### <検査項目>

基本的な健診項目

問診・診察、身体計測（腹囲を含む）、血圧測定、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査、腎機能検査、心電図検査、貧血検査

詳細な健診項目

眼底検査・・・当該年度の健診結果において基準に該当し、医師が必要と認めた場合に実施

#### ○さいたま市後期高齢者健康診査

高齢者の皆様の生活習慣病を早期に発見し、健康状態を保持・増進するために、75歳以上の方と、一定の障害があると認定された65歳以上の方へ健康診査を実施。

#### <対象者>

受診日において、さいたま市の後期高齢者医療制度の被保険者である方。

|   |
|---|
| <p>&lt; 個人負担額 &gt;<br/>         無料<br/>         &lt; 受診に必要なもの &gt;<br/>         「後期高齢者健康診査受診券」・「保険証」<br/>         &lt; 健診項目 &gt;<br/>         ・ 基本的な健診項目（基本的な健診項目は受診された方全員に実施）<br/>         問診、身体計測、血圧、血中脂質検査、肝機能検査、糖尿病検査、腎機能検査<br/>         ・ 詳細な健診項目<br/>         血清アルブミン検査、貧血検査、心電図検査、<br/>         （貧血・心電図検査は、一定の基準に該当し、医師が必要と判断した場合）</p> |
|---|

出典：さいたま市ホームページ（以下「さいたま市HP」という。）より監査人加工

### 【現状の問題点（意見8）】

特定健康診査事業の内容について他の政令指定都市の状況を確認したところ、さいたま市では対象者一律無料としているところ、一部自己負担金額を設定している事例も散見された。また、さいたま市の特定健康診査の検査項目は国の基準で求められる以上の者に腎機能検査の一部、心電図検査、貧血検査を実施している状況である。

心臓病や脳卒中、糖尿病などの生活習慣病を引き起こすメタボリックシンドロームの予防・改善や生活習慣病の早期発見による健康状態の保持・増進による医療費適正化のため、当事業は重要であるが、検査項目や自己負担内容からも、さいたま市は比較的手厚い状況と見受けられる。

特定健康診査のさいたま市独自の検査追加や一律無料化に関して、市としては隣接する 12 市のうち 10 市が無料実施している地域の実情も考慮しているが、国民健康保険加入者以外の市民との公平性の観点や市の財政状況も踏まえ、医療費適正化効果の十分な説明責任を果たすことが必要であり、費用に見合った効果説明が難しい状況となった場合には、さいたま市に裁量のある項目等について見直し検討されることが望まれる。

#### 特定健康診査自己負担金額の政令指定都市状況

| 都市                 | 特定健康診査<br>自己負担金額 |
|--------------------|------------------|
| さいたま市<br>その他 10 都市 | 本人自己負担：無料        |

|      |  |
|------|--|
| 札幌市  | <p>本人自己負担：</p> <p>(1)基本的な健診項目<br/>市・道民税非課税世帯に属する方 = 無料<br/>令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）に40歳に到達する方 = 無料<br/>それ以外の方 = 600～1,200円</p> <p>(2)付加健診項目（希望制） = 500円</p> |
| 千葉市  | 本人自己負担：500円  |
| 相模原市 | <p>本人自己負担：1,000円</p> <p>次に該当する人は特定健康診査費用免除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該年度70歳以上の人</li> <li>・当該年度69歳以下で市民税非課税世帯に属し、事前申請のあった人</li> </ul>      |
| 新潟市  | <p>本人自己負担：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟市国民健康保険加入者 40～59歳 500円 60歳以上 無料（ただし市民税非課税世帯は自己負担無料）</li> <li>・新潟県後期高齢者医療制度加入者 無料</li> </ul>         |
| 浜松市  | 本人自己負担：40歳・50歳の人 無料、41歳～49歳の人 1,500円、51歳～69歳の人 1,500円、70歳以上の人 500円   |
| 京都市  | 本人自己負担：64歳以下 500円、65歳以上 無料   |
| 岡山市  | 本人自己負担：40～75歳未満の人 500円<br>(40・50・60・66歳の節目年齢の人：無料)   |
| 福岡市  | 本人自己負担：500円<br>(40歳になる人、50歳になる人及び満70歳から74歳の人、市民税非課税世帯の人は無料)  |
| 熊本市  | 本人自己負担：1,000円（前年度市県民税非課税国保世帯の方は無料）   |

出典：各市HPより監査人加工

## 2 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

### (1) 事業の概要

- ・高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、高齢者の保健事業について、保健事業と介護予防を一体に実施する。
- ・医療・介護のデータから地域の健康課題を把握し、フレイル予防等を目的とした個別的な健康指導や、通いの場等での健康教育・健康相談等を実施する。
- ・高齢者を必要な医療・介護サービスにつなげるため、受診勧奨、介護予防事業への参加勧奨等を実施する。

### 取組実績

|           |   |
|-----------|---|
| R3 年度取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療、介護のデータを活用して事業対象者を抽出し、生活習慣病重症化予防やフレイル予防を目的とした個別指導を 14 圏域で実施。</li> <li>・医療専門職による「住民主体の通いの場」等での健康教育・健康相談等を 14 圏域で実施。</li> </ul> |
| 事業課       | 年金医療課、いきいき長寿推進課   |

### 活動指標

| 活動指標                                | 分類 | R1 年度<br>(参考) | R3 年度<br>(評価年度) | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 |
|-------------------------------------|----|---------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|
| 事業実施日常生活圏域数                         | 目標 |               | 14 圏域           | 18 圏域 | 22 圏域 | 27 圏域 |       |
|                                     | 実績 |               | 14 圏域           |       |       |       |       |
| 保健指導等の参加率                           | 目標 |               | 10.0%           | 12.5% | 15.0% | 17.5% | 20.0% |
|                                     | 実績 |               | 15.7%           |       |       |       |       |
| 保健指導の参加者のうち、生活習慣を改善する意欲のある人の割合      | 目標 |               | 60%             | 65%   | 70%   | 75%   | 80%   |
|                                     | 実績 |               | 64%             |       |       |       |       |
| 通いの場等で健康教育等を受けた方が「とても満足」「満足」と回答した割合 | 目標 |               | 82%             | 84%   | 86%   | 88%   | 90%   |
|                                     | 実績 |               | 99%             |       |       |       |       |

### 事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課                | R1 年度 |    | R2 年度 |       | R3 年度  |        |
|--------------------|-------|----|-------|-------|--------|--------|
|                    | 予算    | 実績 | 予算    | 実績    | 予算     | 実績     |
| 年金医療課<br>いきいき長寿推進課 |       |    | 9,190 | 5,938 | 28,229 | 10,108 |

### 支出の内訳

単位：円

| 項目  | 金額         |
|-----|------------|
| 委託料 | 10,107,735 |
| 合計  | 10,107,735 |

## (2) 結果及び意見

### 【補足説明】

いきいき長寿推進課にて実施する業務は以下の2種となっている。

|     |  |
|-----|--|
|     | 医療未受診・介護サービス未利用者個別支援事業                                 |
| 事業名 | はつらつ健康調査   |
| 目的  | 医療や介護サービス等の支援を受けていない方の状態を把握し、必要な支援につなげる。               |
| 内容  | 前年度医療（健診含む）未受診、介護サービス未利用の方に、健康課題に応じた医療や介護サービスへの橋渡しを行う。 |
| 対象者 | 900人   |
| 取組  | 訪問指導 1回<br>資料送付 1回<br>電話指導 1回                          |
| 委託先 | 今後決定   |

|     |   |
|-----|---|
| 事業名 | 通いの場における歯科衛生士派遣事業   |
| 目的  | 元気高齢者に向けたオーラルフレイル予防の普及啓発                                  |
| 内容  | 住民主体の通いの場へ歯科衛生士を派遣し、オーラルフレイル予防（嚥下機能検査、口腔体操の指導、歯科保健指導）を行う。 |
| 対象  | 18圏域 18グループ   |
| 委託先 | 埼玉県歯科衛生士会   |

上述のはつらつ健康調査は対象者を以下のとおりとし、実施されている。

|   |
|---|
| （対象者抽出基準）下記要件を満たす 879 人に対して調査を実施<br>さいたま市に在住する 76～78 歳の男女（施設入所者は除く）<br>前年度において医療（健診含む）未受診、介護サービス未利用の方 |
|---|

また、はつらつ健康調査の実施者を対象としたアンケートの結果は以下のとおりである。（アンケート回答者112人/879人、回答率12.7%）

（単位：名）

| 現在の健康状態 | よい | まあよい | あまりよくない | よくない | 無回答 | 総計  |
|---------|----|------|---------|------|-----|-----|
| 総計      | 47 | 55   | 4       | 1    | 5   | 112 |

### 対象者の抽出基準及びアンケートの回答率について

#### 【現状の問題点（意見 9）】

今回の対象者は結果として比較的健康な方が多く、健康課題に応じた医療や

介護サービスへの橋渡しとしての件数は少なかった。目的を達成するためにも、アンケートの回答率の改善、対象者抽出基準について再考の余地があると考えられる。

令和4年度は前期よりも対象とする圏域を4圏域増やしたものの、抽出基準は変更せず実施しているとの回答があった。モデル的な実施段階のため、各自治体でも模索段階ではあるものの、無関心層に対するアプローチや、必要な人をいかに抽出するのか、他の自治体の動向や12%台となったアンケートの回答率の改善等を行い、今後さらに検討を行う必要がある。

### 3 介護予防・生活支援サービス事業の実施

#### (1) 事業の概要

- ・「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援1・2の方や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方（事業対象者）が対象となるサービスで、訪問型サービスと通所型サービスがある。
- ・サービス利用は、地域包括支援センター（シニアサポートセンター）の主任ケアマネジャーなどが、利用者にあった「介護予防ケアプラン」を作成し、そのプランに沿ってサービスと利用できるよう利用者を支援する。
- ・介護予防や重度化防止に加え、再び自分でできるようになる（再自立：リエイブルメント）ためのケアマネジメントを実施する。
- ・地域のニーズや資源等の実情を踏まえ、「地域の担い手養成研修」等を通じて地域の多様な担い手創出やサービス提供について、検討を進める。

#### 取組実績

|          |  |
|----------|--|
| R3年度取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援者等に対する介護予防サービスの提供</li> <li>・地域包括支援センター等による介護予防ケアプランの作成</li> <li>・地域支援個別会議等を通じた自立支援に資するケアマネジメントの実践力向上</li> <li>・地域の担い手養成研修による担い手の創出（102人）</li> </ul> |
| 事業課      | いきいき長寿推進課、介護保険課  |

#### 活動指標

| 活動指標 | 分類 | R1年度<br>(参考) | R3年度<br>(評価年度) | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|------|----|--------------|----------------|------|------|------|------|
|      | 目標 |              |                |      |      |      |      |
|      | 実績 |              |                |      |      |      |      |



事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課       | R1 年度     |           | R2 年度     |           | R3 年度     |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|           | 予算        | 実績        | 予算        | 実績        | 予算        | 実績        |
| いきいき長寿推進課 | 2,613,471 | 2,570,694 | 2,821,285 | 2,304,250 | 2,845,792 | 2,404,351 |

(2) 結果及び意見

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

4 介護予防に関する教室や講座の実施

(1) 事業の概要

- ・フレイル予防等を目的として、運動、口腔ケアを含めた栄養、社会参加の要素を取り入れた様々な介護予防教室を開催する。
- ・おもりを使った「いきいき百歳体操」を取り入れた「ますます元気教室」のほか、口腔ケアや栄養の大切さを学ぶ「健口教室」、公園等に設置された遊具を活用して運動を行う「すこやか運動教室」などを開催する。
- ・外出できない高齢者へ向けて、体操動画の配信等の介護予防の普及啓発を行う。
- ・教室等の参加者が通いの場につながるよう支援を行っていく。

取組実績

|           |  |
|-----------|--|
| R3 年度取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防に関する教室や講座の実施（ますます元気教室参加者数 1,655 人、健口教室参加者数 115 人、すこやか運動教室参加者数 757 人） 結果として、通いの場参加者数 5,710 人</li> <li>・介護予防の普及啓発（パンフレット 5,000 部作成・配布、市報掲載、市 HP 公開）</li> </ul> |
| 事業課       | いきいき長寿推進課  |

活動指標

| 活動指標           | 分類 | R1 年度<br>(参考) | R3 年度<br>(評価年度) | R4 年度   | R5 年度   | R6 年度    | R7 年度    |
|----------------|----|---------------|-----------------|---------|---------|----------|----------|
| 通いの場へ的高齢者の参加者数 | 目標 |               | 6,800 人         | 7,800 人 | 9,000 人 | 10,400 人 | 12,000 人 |
|                | 実績 | 5,978 人       | 5,710 人         |         |         |          |          |

## 事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課       | R1 年度  |        | R2 年度  |        | R3 年度  |        |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|           | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     |
| いきいき長寿推進課 | 74,424 | 62,672 | 81,240 | 36,170 | 82,557 | 59,193 |

## 支出の内訳

単位：円

| 項目         | 金額         |
|------------|------------|
| (ますます元気教室) |            |
| 消耗品費       | 276,030    |
| 通信運搬費      | 408,338    |
| 委託料        | 49,100,740 |
| (すこやか運動教室) |            |
| 消耗品費       | 345,624    |
| 委託料        | 4,727,800  |
| (健口教室)     |            |
| 委託料        | 4,334,918  |
| 合計         | 59,193,450 |

## (2) 結果及び意見

## パンフレットの印刷部数について

## 【補足説明】

いきいき長寿推進課では介護予防に関する教室や講座の実施を広く広報するために包括支援担当者にパンフレットの納品を行い、利用者へ配布を行っている。直近2年間の納品数は以下のとおりである。

| 搬入場所       | 納品数 (R2 年度) | 納品数 (R3 年度) |
|------------|-------------|-------------|
| 西区役所高齢介護課  | 500         | 200         |
| 北区役所高齢介護課  | 1,000       | 300         |
| 大宮区役所高齢介護課 | 1,000       | 200         |
| 見沼区役所高齢介護課 | 2,000       | 400         |
| 中央区役所高齢介護課 | 2,000       | 200         |
| 桜区役所高齢介護課  | 500         | 200         |
| 浦和区役所高齢介護課 | 1,500       | 400         |
| 南区役所高齢介護課  | 700         | 500         |
| 緑区役所高齢介護課  | 400         | 400         |
| 岩槻区役所高齢介護課 | 850         | 500         |

|           |        |       |
|-----------|--------|-------|
| いきいき長寿推進課 | 4,050  | 1,700 |
| 合計        | 14,500 | 5,000 |

### 【現状の問題点（意見10）】

令和2年度に対して令和3年度が減少しているのは各区の担当者の回答によると、前年度である令和2年度に納品されたパンフレットがそれぞれの搬入場所に残っていることが主因となっている。

現状でもスマートフォンやPCを利用して、さいたま市HPからも閲覧できる情報となっている。利用者の普及が進んでいるスマートフォンを活用できる取組が広がれば、より発行する部数は減らせると考えられる。また、さいたま市第2期SDGs未来都市計画の観点からも印刷部数を減らす施策はこれからも進めていくべきと考えられるが、単純に減らすのではなくさいたま市HPでも閲覧できることを2次元コード等も利用しながら周知させ、計画的に削減目標の設定を行うといった取組が必要である。

## 5 地域リハビリテーション活動の支援

### (1) 事業の概要

地域包括支援センター（シニアサポートセンター）と連携し、地域のリハビリテーション専門職や栄養士を通いの場に派遣するほか、介護職員等への介護予防に関する技術的助言を行うなど、地域における介護予防の取組を機能強化し、関係者の介護予防ケアマネジメントの向上や通いの場の地域展開を推進する。

#### 取組実績

|          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| R3年度取組実績 | 地域リハビリテーション活動支援事業における専門職派遣（137回） |
| 事業課      | いきいき長寿推進課                        |

#### 活動指標

| 活動指標    | 分類 | R1年度<br>(参考) | R3年度<br>(評価年度) | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|---------|----|--------------|----------------|------|------|------|------|
| 専門職派遣回数 | 目標 |              | 300回           | 300回 | 300回 |      |      |
|         | 実績 | 288回         | 137回           |      |      |      |      |

事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課       | R1 年度  |       | R2 年度  |       | R3 年度  |       |
|-----------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
|           | 予算     | 実績    | 予算     | 実績    | 予算     | 実績    |
| いきいき長寿推進課 | 10,629 | 7,794 | 11,021 | 4,358 | 10,909 | 4,934 |

(2) 結果及び意見

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

6 セカンドライフ支援センター（り・とらいふ）の運営

(1) 事業の概要

中高年齢層の市民が継続して社会参加することを支援し、その活力の地域社会への還元促進を目的として、ボランティア、就労、生涯学習等の情報を集約して発信する「セカンドライフ支援センター（り・とらいふ）」を運営する。

取組実績

|           |   |
|-----------|---|
| R3 年度取組実績 | 事業 PR チラシ作及び事業者向け高齢者雇用促進チラシの作成、セカンドライフ応援ブックの作成、ボランティアマッチング（1,214 件）及び就労、生涯学習等の社会参加情報の提供及び相談、セカンドライフ支援 Web の改修、意識啓発セミナー開催、セカンドライフ応援フェア開催 |
| 事業課       | 高齢福祉課   |

活動指標

| 活動指標 | 分類 | R1 年度<br>(参考) | R3 年度<br>(評価年度) | R4 年度   | R5 年度   | R6 年度   | R7 年度   |
|------|----|---------------|-----------------|---------|---------|---------|---------|
| 相談件数 | 目標 |               | 1,260 件         | 1,290 件 | 1,320 件 | 1,360 件 | 1,400 件 |
|      | 実績 | 1,260 件       | 1,214 件         |         |         |         |         |

事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課   | R1 年度  |        | R2 年度  |        | R3 年度  |        |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|       | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     |
| 高齢福祉課 | 15,594 | 14,808 | 20,378 | 16,536 | 20,359 | 16,247 |

支出の内訳

単位：円

| 項目    | 金額         |
|-------|------------|
| 報酬    | 5,966,401  |
| 職員手当等 | 1,303,440  |
| 共済費   | 72,718     |
| 旅費    | 323,878    |
| 消耗品費  | 81,424     |
| 印刷製本費 | 385,440    |
| 通信運搬費 | 263,552    |
| 保険料   | 229,500    |
| 電算委託料 | 4,303,200  |
| 委託料   | 2,936,428  |
| 使用料   | 38,002     |
| 賃借料   | 342,960    |
| 合計    | 16,246,943 |

(2) 結果及び意見

セカンドライフ応援フェアについて

【補足説明】

セカンドライフ支援センター（り・とらいふ）の事業として例年セカンドライフ応援フェアを実施している。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況であったためイベントの実施を中止している。

セカンドライフ応援フェアは以下を目的に実施されている。

（目的）

退職や子育てを終えた後の人生（セカンドライフ）において、就労、ボランティア及び余暇活動等への参加を通じた高齢者の生きがいづくりを支援するとともに、元気な高齢者の活力を地域社会へ還元するため、就職説明会やセカンドライフ支援セミナー等を開催し、市民のセカンドライフへの意識啓発を行う。

（業務内容）

50歳以上の方に向けて、セカンドライフ応援フェア（以下、応援フェアという）を開催すること。

出典：業務委託仕様書

【現状の問題点（意見11）】

応援フェアの反響について令和元年度と令和3年度のアンケート結果は以下のとおりである。アンケート結果によるとイベントスペース及び企業ブースのそれぞれについて「とても良かった（満足）」、「よかった（やや満足）」

の割合が令和元年度より令和3年度は減少し、また「あまりよくなかった（やや不満足）」や「行っていない」の割合が増加している。（括弧書きは令和3年度の際の回答を記載）

令和3年度はコロナ禍等を要因として、これまでの大宮ソニックシティ市民ホールでの実施ではなく、浦和コミュニティセンターコムナーレにて実施場所を縮小したうえで実施されている。そのため、イベント全体の規模も縮小しており、参加企業が少ないといったことを要因として参加者の満足度が低下していると考えられる。令和4年度では面接まで誘導を行うようになったほか、就労にフォーカスするなど毎年改善を行っているとして所管課の回答があり、アンケート結果等の分析を実施して今後のより良いイベント実施が望まれる。

### イベントスペース

|                 | R1 年度 | R3 年度 |
|-----------------|-------|-------|
| とてもよかった（満足）     | 26%   | 7%    |
| よかった（やや満足）      | 33%   | 21%   |
| ふつう             | 15%   | 18%   |
| あまりよくなかった（やや不満） | 0%    | 2%    |
| よくなかった（不満）      | 0%    | 0%    |
| 行っていない（参加していない） | 3%    | 15%   |
| 未回答（無回答）        | 23%   | 37%   |

出典：令和元年度及び令和3年度セカンドライフ応援フェアアンケート結果報告

### 企業ブース

|                 | R1 年度 | R3 年度 |
|-----------------|-------|-------|
| とてもよかった（満足）     | 6%    | 5%    |
| よかった（やや満足）      | 21%   | 2%    |
| ふつう             | 18%   | 24%   |
| あまりよくなかった（やや不満） | 2%    | 12%   |
| よくなかった（不満）      | 0%    | 0%    |
| 行っていない（参加していない） | 15%   | 26%   |
| 未回答（無回答）        | 37%   | 31%   |

出典：令和元年度及び令和3年度セカンドライフ応援フェアアンケート結果報告

### 応援ブックの印刷部数について

#### 【補足説明】

高齢福祉課ではセカンドライフ支援の情報周知を目的として応援ブックを毎年作成し、印刷している。令和2年度及び令和3年度の印刷部数は以下のと

おりである。

| 配布先                | R2 年度 | R3 年度 |
|--------------------|-------|-------|
| 区高齢介護課             | 1,000 | 300   |
| 図書館                | 440   | 220   |
| 生涯学習センター           | 50    | 10    |
| 公民館                | 1,140 | 570   |
| 老人福祉センター           | 200   | 100   |
| 健康福祉センター           | 20    | 10    |
| 憩いの家               | 220   | 110   |
| 区情報公開コーナー          | 200   | 100   |
| コミュニティセンター         | 360   | 180   |
| 文化センター             | 60    | 30    |
| 男女共同参画推進センター       | 20    | 10    |
| 市民協働推進課            | 20    | 10    |
| 経済政策課              | 20    | 10    |
| 労働政策課              | 20    | 10    |
| 生涯学習振興課            | 20    | 10    |
| いきいき長寿推進課          | 20    | 10    |
| シルバー人材センター         | 150   | 50    |
| 社会福祉協議会            | 330   | 110   |
| シニアユニバーシティ活動ステーション | 50    | 10    |
| ハローワーク             | 60    | 20    |
| り・とらいふ             | 1,600 | 120   |
|                    | 6,000 | 2,000 |

出典：高齢福祉課提出資料

#### 【現状の問題点（意見12）】

高齢福祉課ではセカンドライフ支援の情報の周知を目的として応援ブックを印刷し、各施設へ配布を例年実施しており、令和2年度は6,000部、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い令和2年度の配布部数が減少したことを要因に令和3年度は2,000部を発行している。

4「介護予防に関する教室や講座の実施」のパンフレットの印刷部数についての記載と同様に計画的に削減目標の設定を行うといった取組が必要と考える。

## 7 高齢者の外出及び生きがいきり活動の支援

### (1) 事業の概要

- ・高齢者の社会参加を支援し、生きがいきりや介護予防活動の推進を図るため、65歳以上の市民が、登録団体で健康づくり等の活動を行ったときにポイントを付与し、ポイントが一定以上貯まると、奨励金に交換できる「シルバーポイント（長寿応援ポイント）事業」を実施する。
- ・市内在住の75歳以上の方、「シルバーポイント事業」のポイント交換者、65歳以上で一般介護予防事業に参加した者に、市民保養施設などの公共施設等を無料又は割引料金で利用できる「アクティブチケット」を交付する。
- ・高齢者の生活支援、外出支援、社会参加の促進及び地域経済の活性化を図るため、65歳以上の市民に交付するシルバーカードを、「シルバー元気応援ショップ」協賛店に提示すると、割引や特典が受けられる事業を実施する。

### 取組実績

|          |  |
|----------|--|
| R3年度取組実績 | 公共施設にチラシ・ポスターを配置依頼<br>自治会の回覧板や掲示板の活用<br>市報9月号に記事を掲載<br>介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証の発送時にチラシを同封<br>バス広告実施 |
| 事業課      | 高齢福祉課  |

### 活動指標

| 活動指標                   | 分類 | R1年度<br>(参考) | R3年度<br>(評価年度) | R4年度    | R5年度    | R6年度    | R7年度    |
|------------------------|----|--------------|----------------|---------|---------|---------|---------|
| シルバーポイント（長寿応援ポイント）登録者数 | 目標 |              | 40,000人        | 41,000人 | 42,000人 | 43,000人 | 44,000人 |
|                        | 実績 | 37,816人      | 38,675人        |         |         |         |         |
| アクティブチケット新規交付者数        | 目標 |              | 6,900人         | 7,200人  | 7,500人  |         |         |
|                        | 実績 | 7,149人       | 2,266人         |         |         |         |         |
| シルバー元気応援ショップ協賛店舗増加数    | 目標 |              | 60店            | 60店     | 60店     |         |         |
|                        | 実績 | 64店          | 73店            |         |         |         |         |



## 事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課   | R1 年度  |        | R2 年度  |        | R3 年度  |        |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|       | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     |
| 高齢福祉課 | 52,395 | 48,474 | 60,864 | 49,785 | 60,632 | 45,450 |
| 高齢福祉課 | 26,452 | 24,711 | 29,091 | 11,949 | 32,352 | 18,501 |
| 合計    | 78,847 | 73,185 | 89,955 | 61,734 | 92,984 | 63,951 |

## 令和3年度の支出の内訳

単位：円

| 項目                                | 金額         |
|-----------------------------------|------------|
| <b>シルバーポイント事業</b>                 |            |
| さいたま市長寿応援手帳・いきいきボランティア手帳封入<br>綴業務 | 2,285,800  |
| 印刷製本費用                            | 3,169,848  |
| 消耗品費                              | 32,135     |
| 旅費                                | 57,292     |
| 負担金、補助及び交付金                       | 36,415,040 |
| 報酬                                | 3,490,137  |
| 小計                                | 45,450,252 |
| <b>アクティブチケット事業</b>                |            |
| アクティブチケット交付事業補助金交付                | 18,247,305 |
| 印刷製本費用                            | 253,676    |
| 小計                                | 18,500,981 |
| 合計                                | 63,951,233 |

## (2) 結果及び意見

## シルバーポイント(長寿応援ポイント) 活動指標について

## 【現状の問題点(意見 13)】

シルバーポイント事業に関して、活動指標を登録者数としているが、事業目的として高齢者の社会支援や介護予防の推進目的として実施されている観点から、事業への実際の参加状況を重視した指標として、ポイント交換数や交換金額も指標対象とすることも有用と考える。下記、表で示した通り、予算負担補助金及び交付金に対して、実際額に大きな差異が生じていることは想定以上に参加実績が少ないことと考えられ、予算に対する実績と比較して評価する必要がある。また事業としてポイント交換を通じて、市内の経済活動に貢献する指標として評価でき、事業の促進が高齢福祉だけでなく、市の経済に貢献する事業として意義があることを周知できると考えられる。ただし、ポイント交換が現金となっていることから、実際に市の経済発展にどれほど寄与しているか図ることができないため、商店街や地元企業に消費が回る仕組みを作ることが

前提である。

以下の表は市が提示したポイント交換に関する指標である。

| ポイント登録・交換者数           | R3 年度<br>当初予算額 | R3 年度<br>最終予算額 | R3 年度<br>実際値 |
|-----------------------|----------------|----------------|--------------|
| 登録者数(当該年度 3 月 31 日時点) |                |                | 38,675 人     |
| 実交換者数(当該年度の実交換者数)     |                |                | 11,686 人     |
| 延べ交換者数(当該年度の延べ交換者数)   |                |                | 15,224 人     |
| 負担金補助及び交付金(ポイント交換)    | 48,062 千円      | 44,062 千円      | 36,415 千円    |

出典：さいたま市提供資料より監査人作成

### シルバーポイント(長寿応援ポイント) 交換方法について

#### 【現状の問題点(意見 14)】

現状、付与されたシルバーポイントは、年間上限 5,000 円の奨励金(現金)との交換がされるが、交換により交付した現金がさいたま市内での消費に活用されないことも想定される。

当事業の目的は、ポイント交換による現金付与自体ではなく、高齢者の健康やコミュニケーションのためのモチベーション維持向上にある。現金交換ではなく、地域指定の商店で利用できる金券との交換や、ボランティア事業等の他のポイント事業との一体運営、共通の地域通貨の創設等により、ポイント交換を通じて高齢福祉だけでなく市の経済活性化にも貢献する仕組み作りが望まれる。

### シルバーポイント(長寿応援ポイント) 管理について

#### 【現状の問題点(意見 15)】

シルバーポイントの管理は現状、手帳により実施されているため、シルバーポイント事業に登録している利用者が、どの程度事業に参加し、付与されたポイントがどの程度交換に回されているかについて詳細に把握することが困難な状況にある。

登録者のポイント管理についてスマートフォンアプリの利用等が出来れば、ポイント登録者の管理や活動指標に関するデータをシステム上で一括管理でき、職員の事務負担も軽減されるなど、事業の効果的効率的運営に資することが期待できる。さらにアプリ化によるシステム管理により、なりすまし等によるシルバーポイントの不正利用リスクの軽減も期待できる。

手帳によるポイント管理は、スマートフォン対応に不慣れな高齢者の負担を考慮して実施されている。総務省の調べ、令和 3 年度版情報通信白書によるスマートフォン・タブレット利用状況において 60 歳～69 歳 73.4%、70 歳以上は

40.8%となっており(注)、70歳以上の普及は低いように見られるが、地方自治体においてもDXが推進される流れになっており、高齢福祉課の「高齢者の情報リテラシーの向上」事業の中でも、パソコン教室やスマートフォン教室を実施していることから、今後スマホの普及が進むことが想定され、また当該事業と連携してシルバーポイント事業促進を行うことも可能と考える。

以上より、シルバーポイントの管理方法について、すでに高齢福祉課でも検討されている事項と認識しているが、スマートフォンアプリ化の運用も含めた継続的な検討が望まれる。

(注)利用状況の指標は「よく利用している」「時々利用している」を合わせた数値となっている。

### アクティブチケット交付事業の評価指標について

#### 【補足説明】

##### 【さいたま市アクティブチケット】

さいたま市では、介護予防教室への参加や生きがいづくりやボランティア活動や長寿応援ポイントの成果として、高齢者の方々が市の施設等を無料又は割引料金で利用できるアクティブチケットを交付している。

##### 【対象者】

アクティブチケットの対象者及び申込方法は、以下のとおりである。

- 本市の住民基本台帳に記録されている75歳以上の方
- シルバーポイント(いきいきボランティアポイント)事業の登録者
- シルバーポイント(長寿応援ポイント)事業の登録者
- 一般介護予防事業の各教室の参加者で65歳以上の方

出典：さいたま市HPより監査人抜粋

アクティブチケットの直近5年間の各年度交付者数等の実績は以下のとおりである。

| 年度       | H29年度   | H30年度   | R1年度    | R2年度    | R3年度    |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 交付者数(人)  | 15,060  | 18,013  | 19,052  | 14,928  | 13,941  |
| 交付枚数(枚)  | 180,720 | 216,156 | 228,624 | 208,992 | 195,174 |
| 新規交付者(人) | 4,830   | 5,414   | 7,149   | 2,627   | 2,266   |
| 利用枚数(枚)  | 73,699  | 93,332  | 100,447 | 42,461  | 67,222  |
| 利用枚数前年比  | 1.07    | 1.27    | 1.08    | 0.42    | 1.58    |
| 利用率      | 40.8    | 43.2    | 43.9    | 20.3    | 34.4    |
| 施設数      | 25      | 26      | 26      | 26      | 26      |

出典：高齢福祉課提出資料より監査人抜粋

また、令和3年度のアクティブチケットの施設別利用実績は以下のとおりで

ある。

単位：枚、円

| 施設名             | 枚数     | 金額         | 備考                     |
|-----------------|--------|------------|------------------------|
| うらわ美術館          | 382    | -          | 市直営                    |
| 大宮盆栽美術館         | 566    | -          | 市直営                    |
| 岩槻人形博物館         | 1,152  | -          | 市直営                    |
| 桜環境センター余熱体験施設   | 18,659 | -          | 市直営                    |
| 青少年宇宙科学館        | 52     | -          | 市直営                    |
| 西楽園             | 8,874  | 887,400    | R3/12/1～R5/2/28 まで臨時休館 |
| 宇宙劇場            | 269    | 166,780    |                        |
| 見沼ヘルシ - ランド     | 19,702 | 10,639,080 |                        |
| ホテル南郷           | 71     | 62,480     |                        |
| 新治ファミリーランド      | 73     | 88,835     | 冬季（12月～3月）休業           |
| 浦和駒場体育館         | 1,176  | 117,600    |                        |
| 大宮体育館           | 184    | 53,360     |                        |
| 浦和西体育館          | 399    | 35,910     |                        |
| 記念総合体育館         | 5,973  | 2,492,980  |                        |
| 大宮武道館           | 0      | 0          | 休館予定（R4/3/1～R5/3/31）   |
| 沼影市民プール         | 966    | 425,040    |                        |
| 原山市民プール         | 0      | 0          | 夏季のみ                   |
| 大和田公園屋外プール      | 0      | 0          | 夏季のみ                   |
| 三橋プール           | 0      | 0          | 夏季のみ                   |
| 三橋総合公園          | 1,693  | 744,920    |                        |
| 下落合プール（屋内）      | 885    | 389,400    | 夏季以外                   |
| 下落合プール（夏期）      | 192    | 61,440     | 夏季のみ                   |
| 岩槻温水プール         | 3,744  | 1,647,360  | 臨時休館（R3/12/27～R4/1/24） |
| 岩槻文化公園（トレーニング室） | 1,288  | 257,600    |                        |
| 岩槻文化公園（弓道場）     | 255    | 51,000     |                        |
| 埼玉県立近代美術館       | 141    | 20,920     |                        |
| 埼玉県立歴史と民俗の博物館   | 465    | 93,000     |                        |
| 鉄道博物館           | 61     | 12,200     |                        |
|                 | 67,222 | 18,247,305 |                        |

出典：高齢福祉課提出資料

令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い交付者数等は減少しているが、それ以前までは順調に増加しており、さいたま市としての周知の施策の効果が表れている。

## 【現状の問題点（意見 16）】

本事業は、高齢者の外出及び生きがいづくり活動の支援として、基本分野 2 の施策の「高齢者が活躍できる場を確保します」として事業を展開している。評価指標についてはアクティブチケット新規交付者数を評価指標としており、利用可能施設の所管課（7 課）及び指定管理者と連携し、交付者の増加を図ることで外出機会の創出につながるものとしている。一方で、本事業の外出機会の創出という目標を達成するためには、活動の場の確保だけにとどまらず、最終的にどこまで利用者がいたのか、利用回数までの把握や利用に直接関連する評価指標の設定が適切であると考えられる。

そのため、現状の評価指標である新規交付者数だけでなく、利用者数及び利用回数についても把握、評価指標として設定することで、今後効果的な PR 等の施策にも反映させることができ、よりよい事業となりうる。

## 8 高齢者によるボランティア活動の支援

### （1）事業の概要

高齢者の社会参加及び生きがいづくりを支援し、介護予防や地域におけるボランティア活動の推進を図るため、60 歳以上の市民がボランティア受入施設などでボランティア活動を行うとポイントが付与され、奨励金若しくはシルバー元気応援券と交換、又は福祉団体等へ寄付できる「シルバーポイント（いきいきボランティアポイント）」事業を実施する。

#### 取組実績

|           |                                       |
|-----------|---------------------------------------|
| R3 年度取組実績 | シルバーポイント（いきいきボランティアポイント）登録者数 10,676 人 |
| 事業課       | 高齢福祉課                                 |

#### 活動指標

| 活動指標                         | 分類 | R1 年度<br>(参考) | R3 年度<br>(評価年度) | R4 年度    | R5 年度    | R6 年度    | R7 年度    |
|------------------------------|----|---------------|-----------------|----------|----------|----------|----------|
| シルバーポイント（いきいきボランティアポイント）登録者数 | 目標 |               | 11,200 人        | 11,500 人 | 11,800 人 | 12,200 人 | 12,600 人 |
|                              | 実績 | 10,740 人      | 10,676 人        |          |          |          |          |

事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課   | R1 年度  |        | R2 年度  |        | R3 年度  |        |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|       | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     |
| 高齢福祉課 | 37,704 | 35,539 | 41,968 | 33,846 | 46,292 | 27,779 |

支出の内訳

単位：円

| 項目          | 金額         |
|-------------|------------|
| 消耗品費        | 30,387     |
| 印刷製本費       | 1,707,827  |
| 通信運搬費       | 1,250,227  |
| 保険料         | 4,505,000  |
| 委託料         | 34,100     |
| 負担金、補助及び交付金 | 20,251,100 |
| 合計          | 27,778,641 |

(2) 結果及び意見

シルバーポイントの交換について

【補足説明】

シルバーポイントは以下の対象者に対して、対象となるボランティア活動を行った場合に付与される。ボランティア活動の実施者は付与されたポイントについて交換等することができる。

さいたま市内にお住まいの 60 歳以上の方が、施設等においてボランティア活動を行った場合にポイントが付与され、ポイントが貯まったら、ボランティア活動の奨励金若しくは市に登録した店舗で使用できるさいたま市シルバー元気応援券(商品券)に交換、又は福祉団体等への寄附ができる事業となっている。

【対象者】

さいたま市内在住の 60 歳以上の方

【対象となるボランティア活動】

- 高齢者施設、児童施設、障害者(児)施設等におけるボランティア活動
- 高齢者等に対する宅配食事サービスにおけるボランティア活動
- 傾聴ボランティアの活動
- 長寿応援ポイントの登録団体代表者やスタッフの活動

市が指定する受入施設(施設や活動団体)でボランティア活動を行った後、ボランティア手帳を施設等に提示すると活動実績に応じて「ポイント(ヌウシール)」を獲得する。

「ボランティア手帳」に貼って、ポイントを貯める。

(30分以上1時間30分未満の活動で1ポイント、1時間30分以上の活動で2ポイント、1日2ポイントまでが上限)

ポイントが貯まったら、区役所の高齢介護課へポイント交換の申請をすることで、ボランティア活動の「奨励金」若しくは市に登録した店舗で使用できるさいたま市シルバー元気応援券(商品券)に交換、又は福祉団体等への「寄附」ができる。  
(1ポイント=100円、1年度に5,000円までが上限)

さいたま市シルバー元気応援券(商品券)

さいたま市シルバー元気応援ショップの応援券取扱店舗で、買い物等に使用できる。

出典：さいたま市 HP「さいたま市シルバーポイント(いきいきボランティアポイント)事業について」

令和3年度のポイント付与の方法とポイント交換の状況は以下のとおりである。

|       | 西区    | 北区    | 大宮区   | 見沼区   | 中央区 | 桜区  | 浦和区 | 南区    | 緑区  | 岩槻区   | 合計     |
|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-------|-----|-------|--------|
| 登録者数  | 1,132 | 1,177 | 1,163 | 1,946 | 707 | 649 | 899 | 1,032 | 874 | 1,097 | 10,676 |
| 交換者数  | 465   | 412   | 423   | 789   | 331 | 367 | 320 | 390   | 306 | 499   | 4,302  |
| 延交換者数 | 520   | 469   | 478   | 908   | 368 | 396 | 372 | 427   | 367 | 556   | 4,861  |
| 内訳    | 奨励金   | 471   | 453   | 466   | 889 | 351 | 392 | 354   | 411 | 351   | 4,690  |
|       | 寄付金   | 9     | 7     | 6     | 12  | 2   | 0   | 2     | 3   | 2     | 44     |
|       | 商品券   | 40    | 9     | 6     | 7   | 15  | 4   | 16    | 13  | 14    | 127    |
| 施設数   | 59    | 71    | 39    | 88    | 50  | 37  | 53  | 55    | 68  | 56    | 576    |

出典：高齢福祉課提出資料

現状はボランティア手帳にポイントのシールを貼付することで管理を行っており、上記のとおり、令和3年度の内訳では交換者の多くは奨励金との交換を選択している。

#### 【現状の問題点(意見17)】

現状はポイント付与を受入機関による対象者へ交付されたボランティア手帳にシールへの貼付によって行われているが、ポイント事業全体の受入機関や管理機関などの各機関への事務負担の軽減の観点からは、ポイント付与端末を導入し、ポイントカードでポイント管理を行うことで、人為的ミスを防ぐことや各機関の事務負担の軽減に貢献できる。そのため、今後の高齢者のスマートフォンの習熟度等を踏まえながら検討していく必要がある。

また、ポイント事業について地域経済への貢献の観点から、他の自治体では地場産品への交換なども行うケースもあり、ボランティア登録者の増加以外にも地域貢献の視点について追加できればより良い制度となると思われる。

## 9 シニアユニバーシティの運営等

### (1) 事業の概要

- ・高齢者の積極的な社会参加により生きがいを高め、あわせて地域での活躍の道を開くことを目的に、60歳以上の市民を対象とした1年制の大学（一般教養）及び大学院（一般教養・専修科）を市内8箇所で開催する。
- ・シニアユニバーシティの卒業生で構成するシニアユニバーシティ校友会の自主的活動を支援し、高齢者の生きがいづくりを促進する。

### 取組実績

|          |   |
|----------|---|
| R3年度取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学6校で12回の講座、文化祭を実施、大学院9校で12回の講座を実施、卒業式の開催、募集案内の作成及び公共施設への配置依頼</li> <li>・シニアユニバーシティ校友会連合会のチラシ配置依頼協力、運営費補助金の交付</li> </ul> |
| 事業課      | 高齢福祉課   |

### 活動指標

| 活動指標                             | 分類 | R1年度<br>(参考) | R3年度<br>(評価年度) | R4年度  | R5年度  | R6年度  | R7年度  |
|----------------------------------|----|--------------|----------------|-------|-------|-------|-------|
| 講座参加者が講座内容について「とても満足」「満足」と回答した割合 | 目標 |              | 78.0%          | 81.0% | 84.0% | 87.0% | 90.0% |
|                                  | 実績 | 72.1%        | 94%            |       |       |       |       |

### 事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課   | R1年度   |        | R2年度   |        | R3年度   |        |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|       | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     |
| 高齢福祉課 | 18,874 | 18,894 | 19,517 | 19,188 | 19,747 | 17,956 |

### 支出の内訳

単位：円

| 項目    | 金額         |
|-------|------------|
| 消耗品費  | 191,005    |
| 光熱水費  | 668,472    |
| 通信運搬費 | 64,416     |
| 委託料   | 15,389,000 |



|             |            |
|-------------|------------|
| 使用料及び賃借料    | 1,242,864  |
| 負担金、補助及び交付金 | 400,000    |
| 合計          | 17,955,757 |

## (2) 結果及び意見

### シニアユニバーシティの地域還元について

#### 【補足説明】

令和4年度概要及び定員は以下のとおりであり、さいたま市内在住で一定の要件を満たした方を対象としている。また、開催期間は12か月で、授業料は無料で実施されている。なお、教材費についてのみ3,000円を上限に個人負担となっている。

| 課程   | 開催校             | 講座内容  | 定員              |
|------|-----------------|---|-----------------|
| 教養課程 | 各校<br>大学<br>大学院 | セカンドライフをいきいきと過ごすための教養を学びます。<br>卒業後、活躍できる社会活動の場を見つけることが目標です。           | 678人<br>(6箇所合計) |
| 専修課程 | 福祉専修科           | 福祉に関する全般を学びます。卒業後、積極的にボランティア活動などを実践することが目標です。                         | 30人             |
|      | 音楽専修科           | 合唱やキーボードなど音楽に関する技術を習得し、積極的にボランティア活動などに参加することを目指します。                   | 30人             |
|      | ICT専修科          | 地域やクラブのパソコン講師となることを目標に、パソコン講師としての基礎的な知識を学びます。<br>スキルアップのための授業ではありません。 | 20人             |

出典：さいたま市シニアユニバーシティ募集案内、さいたま市シニアユニバーシティ大学院募集案内

#### 【現状の問題点（意見18）】

シニアユニバーシティはセカンドライフをいきいきと過ごすための教養を学ぶ場として設けられ、お互いの親睦を深め、卒業後に仲間を作ることに主眼が置かれており、卒業生の地域での活躍の状況の把握やシニアユニバーシティ交流会の自主的活動による地域貢献への十分な支援までは実施できていないようにと見受けられる。

しかしながら、今後の高齢者の増加やボランティア等の社会活動の担い手の減少が予想されるなか、高齢でも働くことのできる人材の需要はますます高ま

ることが予想される。そこで、当事業は受講料の全額を公費で負担していることから、高齢者の知的欲求を満たすことだけでなく、ボランティアのほか就業のかたちを問わず社会への参画、地域貢献等への必要な高齢者人材を輩出するための人材育成の場としての役割をより意識し、シルバー人材センターでの短期的な就労支援だけでなく、セカンドライフ支援センター、シニア就労支援などとも連携強化を図りながら、卒業後に地域貢献を行えていることをフォローすることも必要であると考えられる。

## 10 高齢者の情報リテラシーの向上

### (1) 事業の概要

パソコンやスマートフォンを活用するためのノウハウを必要とする高齢者層に対し、「パソコン教室」や「スマートフォン教室」を開催し、高齢者の情報リテラシー（ICTを使いこなす能力）の向上を図る。

#### 取組実績

|           |   |
|-----------|---|
| R3 年度取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢福祉課で所管する指定管理施設にて、スマートフォン教室を3回実施。</li> <li>・シニアユニバーシティにて、情報リテラシー向上に向けた講座を12回実施。</li> </ul> |
| 事業課       | 高齢福祉課   |

#### 活動指標

| 活動指標 | 分類 | R1 年度<br>(参考) | R3 年度<br>(評価年度) | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 |
|------|----|---------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|
|      | 目標 |               |                 |       |       |       |       |
|      | 実績 |               |                 |       |       |       |       |

#### 事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課   | R1 年度  |        | R2 年度  |        | R3 年度  |        |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|       | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     |
| 高齢福祉課 | 18,874 | 18,894 | 19,517 | 19,188 | 19,747 | 17,956 |

#### 支出の内訳

単位：円

| 項目   | 金額      |
|------|---------|
| 消耗品費 | 191,005 |
| 光熱水費 | 668,472 |

|             |            |
|-------------|------------|
| 通信運搬費       | 64,416     |
| 委託料         | 15,389,000 |
| 使用料及び賃借料    | 1,242,864  |
| 負担金、補助及び交付金 | 400,000    |
|             | 17,955,757 |

## (2) 結果及び意見

### 評価指標について

#### 【補足説明】

さいたま市では市の事業として実施している。地域 ICT リーダーを講師とするスマートフォン講座、民間事業者と協力して開催するスマートフォン教室をそれぞれ実施しており、評価指標は実施回数としている。

#### 【現状の問題点（意見19）】

市の事業として実施するのであれば、評価指標は実施回数とするだけにとどまらず、その後、受講者がどれだけスマートフォンを有効活用できているのか、まで評価すべきと考えられる。たとえば、さいたま市 HP からのスマートフォンによる申請の高齢者の利用者数やその割合、防災情報の利用者分析などが考えられる。

## 11 生涯学習機会の提供

### (1) 事業の概要

- ・生涯学習総合センターにおいて、「生涯学習相談えらベル」を開催し、学習機会の提供と人材活用の推進を図る。
- ・各公民館において、介護予防事業として、「生きがい健康づくり教室」と「ますます元気教室」を開催する。
- ・生涯学習に関する専門的な知識や技能、経験等を有している方々の情報を「生涯学習人材バンク」に登録・公開し、学習したい方の希望に合わせた人材を紹介する。

#### 取組実績

|           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| R3 年度取組実績 | 回数 / 相談者数 13 回 / 64 人 (中止 : 11 回) |
| 事業課       | 生涯学習総合センター                        |

### 活動指標

| 活動指標 | 分類 | R1 年度<br>(参考) | R3 年度<br>(評価年度) | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 |
|------|----|---------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|
|      | 目標 |               |                 |       |       |       |       |
|      | 実績 |               |                 |       |       |       |       |

### 事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課        | R1 年度  |        | R2 年度  |        | R3 年度  |        |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|            | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     |
| 生涯学習総合センター | 22,235 | 20,072 | 22,071 | 11,970 | 17,489 | 14,909 |

### (2) 結果及び意見

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

## 12 シルバー人材センターを通じた就業の促進

### (1) 事業の概要

健康や生きがいのために臨時的、短期的な仕事を通じて、地域社会に貢献していきこうとする健康な高齢者に仕事を紹介する「シルバー人材センター」の支援を行うことで、高齢者の就業を促進する。

### 取組実績

|           |  |
|-----------|--|
| R3 年度取組実績 | 入会説明会や各種講座の開催支援（会場確保、市報掲載）、自治会へのチラシ及びポスター送付支援、運営費補助金等の交付 |
| 事業課       | 高齢福祉課  |

### 活動指標

| 活動指標              | 分類 | R1 年度<br>(参考) | R3 年度<br>(評価年度) | R4 年度 | R5 年度        | R6 年度 | R7 年度 |
|-------------------|----|---------------|-----------------|-------|--------------|-------|-------|
| シルバー人材センター<br>就業率 | 目標 |               | 80.5%           | 81.0% | 実績に基づき<br>設定 |       |       |
|                   | 実績 | 80.5%         | 77.5%           |       |              |       |       |

事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課   | R1 年度   |         | R2 年度   |         | R3 年度   |         |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|       | 予算      | 実績      | 予算      | 実績      | 予算      | 実績      |
| 高齢福祉課 | 333,844 | 333,843 | 333,900 | 315,400 | 334,066 | 324,178 |

(2) 結果及び意見

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

13 シニア就労の推進

(1) 事業の概要

- ・求職者を対象とした就職活動に必要なスキル修得を目指す講座を開催し、再就職等を支援する取組を行う。
- ・埼玉労働局が行う中高年齢者対象の就職支援セミナーの開催・周知に協力する。

取組実績

|           |       |
|-----------|-------|
| R3 年度取組実績 | -     |
| 事業課       | 労働政策課 |

活動指標

| 活動指標 | 分類 | R1 年度<br>(参考) | R3 年度<br>(評価年度) | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 |
|------|----|---------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|
|      | 目標 |               |                 |       |       |       |       |
|      | 実績 |               |                 |       |       |       |       |

事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課   | R1 年度  |        | R2 年度  |        | R3 年度  |        |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|       | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     |
| 労働政策課 | 57,817 | 57,817 | 55,662 | 55,133 | 53,513 | 53,506 |

(2) 結果及び意見

さいたまいきいき長寿応援プラン2023への事業の記載について

【現状の問題点（意見 20）】

シニア就労支援として記載されているワークステーションさいたまの運営事業においてはさまざまな世代の求職者を対象に事業を行っており、シニア就労支援についてはその一部としてのみ行われている。

上述のとおり、第 8 期 計画（いきいき長寿応援プラン 2023）に記載があるものの、高齢者のみをターゲットとしていない事業については所管部署との連

携を深め、高齢者に関連する評価指標の設定を行い、モニタリングを行う必要がある。

## 14 創業相談等の充実

### (1) 事業の概要

- ・創業を目指す方や創業間もない方、また、副業を希望する方を対象に、「公益財団法人さいたま市産業創造財団」等と連携し、窓口相談の実施、専門家派遣、セミナーの開催、情報提供等のニーズに対応した総合的な支援を実施。
- ・創業者向けサロンを運営し販路拡大や資金調達方法の周知、同時期に創業した事業者同士のオンラインとオフライン双方による交流促進といった、創業後の事業者のステップアップに寄与する支援を実施。
- ・創業又は創業して間もなく成長が止まってしまった方を対象とした、成長の加速化を促す支援を実施。

### 取組実績

|          |       |
|----------|-------|
| R3年度取組実績 | -     |
| 事業課      | 経済政策課 |

### 活動指標

| 活動指標 | 分類 | R1年度<br>(参考) | R3年度<br>(評価年度) | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|------|----|--------------|----------------|------|------|------|------|
|      | 目標 |              |                |      |      |      |      |
|      | 実績 |              |                |      |      |      |      |

### 事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課   | R1年度   |        | R2年度   |        | R3年度   |       |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
|       | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     | 予算     | 実績    |
| 経済政策課 | 35,191 | 30,354 | 34,369 | 30,418 | 12,570 | 6,988 |

### 支出の内訳

単位：円

| 項目                              | 金額        |
|---------------------------------|-----------|
| 中小企業支援事業センター事業補助金（創業／新事業創出支援事業） | 6,987,127 |
| 合計                              | 6,987,127 |

(2) 結果及び意見

さいたまいきいき長寿応援プラン2023への事業の記載について

【現状の問題点（意見 21）】

経済政策課にて実施されている創業相談等の充実を目的とした創業支援について令和3年度において年齢無回答の創業支援等事業もあるものの、高齢者のみを対象とした事業としていないと回答があった。

「13 シニア就労の推進」にも記載したとおり、第8期計画（いきいき長寿応援プラン 2023）に記載があるものの、高齢者のみをターゲットとしていない事業については所管部署との連携を深め、高齢者に関連する評価指標の設定を行い、モニタリングを行う必要がある。

15 高齢者の集いの場に対する支援

(1) 事業の概要

- ・高齢者の孤立防止や地域の元気な高齢者が運営に参画して「居場所づくり」ができるよう、市社会福祉協議会と連携し、地区社会福祉協議会が実施する「高齢者サロン」活動を支援する。
- ・70歳以上のひとり暮らしの方の孤独感を解消するとともに、閉じこもりの防止を図るため、地区社会福祉協議会がボランティアなどの協力を得て公民館などで実施する「ふれあい会食会」を、市社会福祉協議会を通じて支援する。

取組実績

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| R3 年度取組実績 | 高齢者サロン実施地区数 40 地区 |
| 事業課       | 高齢福祉課             |

活動指標

| 活動指標        | 分類 | R1 年度<br>(参考) | R3 年度<br>(評価年度) | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 |
|-------------|----|---------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|
| 高齢者サロン実施地区数 | 目標 |               | 49 地区           | 50 地区 | 52 地区 |       |       |
|             | 実績 | 48 地区         | 40 地区           |       |       |       |       |

事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 事業     | R1 年度  |        | R2 年度  |       | R3 年度  |       |
|--------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|
|        | 予算     | 実績     | 予算     | 実績    | 予算     | 実績    |
| ふれあい会食 | 11,632 | 11,632 | 12,019 | 0     | 11,854 | 2,553 |
| 高齢者サロン | 10,291 | 8,939  | 10,291 | 7,883 | 10,304 | 8,229 |

(2) 結果及び意見

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

16 老人クラブ活動の支援

(1) 事業の概要

- ・主に地域にお住まいの概ね 60 歳以上の方が自主的に集まり、社会奉仕や趣味・教養の集い、各種スポーツ、レクリエーションなどを行う老人クラブの活動を支援する。
- ・老人クラブのリーダーの養成や会員の増加を支援するとともに、老人クラブ活動の促進方策について研究を行う。

取組実績

|           |   |
|-----------|---|
| R3 年度取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 4 年 3 月 31 日時点老人クラブ数 311 クラブ</li> <li>・令和 4 年 3 月 31 日時点老人クラブ会員数 17,606 人</li> </ul> |
| 事業課       | 高齢福祉課   |

活動指標

| 活動指標 | 分類 | R1 年度<br>(参考) | R3 年度<br>(評価年度) | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 |
|------|----|---------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|
|      | 目標 |               |                 |       |       |       |       |
|      | 実績 |               |                 |       |       |       |       |

事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課   | R1 年度  |        | R2 年度  |        | R3 年度  |        |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|       | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     |
| 高齢福祉課 | 32,299 | 31,451 | 32,856 | 26,469 | 32,316 | 28,463 |

支出の内訳

単位：円

| 項目          | 金額         |
|-------------|------------|
| 委託料         | 4,070,000  |
| 負担金、補助及び交付金 | 22,145,036 |
| 償還金         | 2,248,000  |
| 合計          | 28,463,036 |



## (2) 結果及び意見

### 老人クラブへの補助金の交付について

#### 【補足説明】

さいたま市では市内で活動する各老人クラブへ補助金を支給している。老人クラブへの補助金支給状況は以下のとおりである。

単位：円

|       | 補助金<br>(さいたま市老人クラブ連合会) | 補助金<br>(単位老人クラブ) |
|-------|------------------------|------------------|
| 高齢福祉課 | 3,753,863              | -                |
| 西区    | -                      | 2,574,000        |
| 北区    | -                      | 1,596,293        |
| 大宮区   | -                      | 2,436,536        |
| 見沼区   | -                      | 2,407,500        |
| 中央区   | -                      | 1,989,576        |
| 桜区    | -                      | 942,548          |
| 浦和区   | -                      | 1,440,000        |
| 南区    | -                      | 1,302,720        |
| 緑区    | -                      | 630,000          |
| 岩槻区   | -                      | 3,072,000        |
| 合計    | 3,753,863              | 18,391,173       |

出典：高齢福祉課提出資料

そのうち監査人が任意で抽出した浦和区に所在する単位老人クラブは 29 あり、令和 3 年度は 27 のクラブに対して 30,000 円または 60,000 円の補助金を支給しており、各単位老人クラブの状況は以下のとおりである。

単位：円

|    | 補助金額   | 前期繰越金   | 翌期繰越金   | 繰越金増加額  | 摘要            |
|----|--------|---------|---------|---------|---------------|
| 1  | 60,000 | 177,338 | 226,335 | 48,997  |               |
| 2  | 60,000 | 104,080 | 95,970  | -8,110  | 会費収入なし        |
| 3  | 60,000 | 139,992 | 173,972 | 33,980  |               |
| 4  | 60,000 | 75,775  | 87,747  | 11,972  |               |
| 5  | 60,000 | 76,859  | 91,715  | 14,856  |               |
| 6  | 60,000 | 127,638 | 165,156 | 37,518  |               |
| 7  | 60,000 | 46,754  | 77,640  | 30,886  | 会費収入はイベント会費のみ |
| 8  | 60,000 | 385,986 | 385,972 | -14     | 会費収入なし        |
| 9  | 30,000 | 273,558 | 230,780 | -42,778 | 会費収入なし        |
| 10 | 60,000 | 85,972  | 132,411 | 46,439  |               |

|    | 補助金額      | 前期繰越金     | 翌期繰越金     | 繰越金増加額  | 摘要                             |
|----|-----------|-----------|-----------|---------|--------------------------------|
| 11 | 30,000    | 129,562   | 135,425   | 5,863   |                                |
| 12 | 60,000    | 404,949   | 517,359   | 112,410 |                                |
| 13 | 60,000    | 134,262   | 153,419   | 19,157  |                                |
| 14 | 60,000    | 85,437    | 119,829   | 34,392  |                                |
| 15 | 60,000    | 484,674   | 580,991   | 96,317  |                                |
| 16 | 60,000    | 71,230    | 27,622    | -43,608 | 会費収入なし                         |
| 17 | 30,000    | 108,508   | 142,155   | 33,647  |                                |
| 18 | 60,000    | 25,354    | 76,773    | 51,419  | 会費収入なし                         |
| 19 | 60,000    | 210,681   | 125,398   | -85,283 | 会費収入なし                         |
| 20 | 60,000    | 85,241    | 146,358   | 61,117  |                                |
| 21 | 60,000    | 100,671   | 133,325   | 32,654  |                                |
| 22 | 30,000    | 256,106   | 368,339   | 112,233 |                                |
| 23 | 30,000    | 0         | 0         | 0       | 繰越金の記載なし<br>決算書に予備費<br>支出の記載あり |
| 24 | -         | -         | -         | -       | 補助金なし                          |
| 25 | 30,000    | 305,279   | 283,284   | -21,995 | 会費収入なし                         |
| 26 | 60,000    | 212,934   | 201,666   | -11,268 |                                |
| 27 | 60,000    | 42,615    | 48,948    | 6,333   |                                |
| 28 | 60,000    | 219,345   | 208,057   | -11,288 | 会費収入なし                         |
| 29 | -         | -         | -         | -       | 補助金なし                          |
| 計  | 1,440,000 | 4,370,800 | 4,936,646 | 565,846 |                                |

出典：各老人クラブ決算報告書より監査人集計

### 【現状の問題点（意見22）】

コロナ禍もあり、各単位老人クラブの令和3年度の活動は低調となっている。その一方で補助金については例年通りの支給となっている。また、令和3年度は会員から会費の徴収を行っていない老人クラブも存在し、繰越金が減少した単位老人クラブの多くは会費の徴収を行っていないことが主因となっている。会費の徴収を行っているクラブでは当期の繰越金増加額が当期の補助金を超過するケースもあり、さいたま市からの補助金交付の在り方について改めて検討する必要がある。

また、さいたま市では各老人クラブ単位で決算報告書の提出を求めている。浦和区の老人クラブにおいて繰越金が発生していないと報告するクラブが識別された。多くの老人クラブでは毎年一定額の繰越金が発生しており、また、該当するクラブでは決算書に予備費の支出もあった。さいたま市ではさいたま

市補助金交付規則及びさいたま市老人クラブ補助金交付要綱に基づき、各老人クラブから決算報告書の提出を受けているものの、提出を受けた際には、支出内容について適切な支出となっているか等、詳細について把握する必要がある。

## 17 高齢者のスポーツ・文化活動の活性化

### (1) 事業の概要

- ・宝来グラウンド・ゴルフ場において、グラウンド・ゴルフの普及や競技人口の拡大を図るため、競技会や講座等の開催を指定管理者制度により実施する。
- ・主に 60 歳以上の方が参加するスポーツや文化の祭典「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」に選手を派遣するさいたま市実行委員会の事務局を市が担い、関係競技団体と連携を保ちながら事業を運営する。
- ・高齢者の趣味活動の発表の場として、60 歳以上の方を対象に公募した芸術、工芸、文芸作品を、南部地区（中央区・桜区・浦和区・南区・緑区）及び北部地区（西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区）の 2 会場で展示する。
- ・高齢者のスポーツ参加を拡大するための教室を開催する。

### 取組実績

|           |  |
|-----------|--|
| R3 年度取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・グラウンド・ゴルフの親子体験会を 3 回、初心者講習会を 13 回、競技会を 7 回実施しました。</li> <li>・60 歳以上の市民を対象に公募した作品を市内 2 会場で展示しました。</li> </ul> |
| 事業課       | 高齢福祉課、スポーツ振興課  |

### 活動指標

| 活動指標           | 分類 | R1 年度<br>(参考) | R3 年度<br>(評価年度) | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 |
|----------------|----|---------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|
| シニア向けスポーツ教室の実施 | 目標 |               | 1 回             | 1 回   | 1 回   |       |       |
|                | 実績 | 1 回           | 0 回             |       |       |       |       |

### 事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課     | R1 年度  |       | R2 年度  |     | R3 年度  |       |
|---------|--------|-------|--------|-----|--------|-------|
|         | 予算     | 実績    | 予算     | 実績  | 予算     | 実績    |
| 高齢福祉課   | 10,236 | 8,260 | 10,246 | 396 | 10,511 | 559   |
| スポーツ振興課 | 700    | 700   | 700    | 0   | 700    | 0     |
| 高齢福祉課   | 797    | 624   | 802    |     | 865    | 628   |
| 合計      | 11,733 | 9,584 | 11,748 | 396 | 12,076 | 1,187 |

(2) 結果及び意見

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

18 高齢者の交流、生きがい、健康づくりに寄与する施設の整備・運営

(1) 事業の概要

- ・現在の東楽園を、サーマルエネルギーセンターの余熱利用施設として別敷地に建て替え、介護予防や健康増進を促す施設として再整備を進める。
- ・健康福祉センター西楽園において、スポーツ教室等の講座・教室の開催、健康相談、世代間交流事業等を実施し、高齢者の主体的な健康づくり、仲間づくりの支援を進める。
- ・市内全区に設置されている老人福祉センター（シニアふれあいセンター）において、60歳以上の方が囲碁・将棋、各種の集い、健康相談等で1日を過ごしながら、健康増進や仲間づくりを行う活動を支援する。
- ・60歳以上の市民の方が気軽に立ち寄り、歓談や趣味の場として利用できる老人憩いの家（シニア憩いの家）を、老人福祉センターを補完する機能として、運営する。
- ・高齢者生きがい活動センターにおいて、高齢者の就労支援及び地域活動の活性化を図る。

取組実績

|          |          |
|----------|----------|
| R3年度取組実績 | 建築実施設計着手 |
| 事業課      | 高齢福祉課    |

活動指標

| 活動指標       | 分類 | R1年度<br>(参考) | R3年度<br>(評価年度) | R4年度                | R5年度       | R6年度       | R7年度           |
|------------|----|--------------|----------------|---------------------|------------|------------|----------------|
| 東楽園再整備の進捗度 | 目標 |              | 建築実施設計<br>着手   | 造成工事・<br>建築工事着<br>手 | 造成工事完<br>了 | 建築工事完<br>了 | 既存施設解<br>体工事着手 |
|            | 実績 | 建築基本設計<br>着手 | 建築実施設計<br>着手   |                     |            |            |                |

事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課   | R1年度    |           | R2年度      |           | R3年度      |           |
|-------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|       | 予算      | 実績        | 予算        | 実績        | 予算        | 実績        |
| 高齢福祉課 | 956,537 | 1,077,846 | 1,452,030 | 1,327,305 | 1,569,287 | 1,159,559 |
| 高齢福祉課 | 10,441  | 22,008    | 741,745   | 704,200   | 212,268   | 185,338   |

|       |         |           |           |           |           |           |
|-------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 高齢福祉課 | 28,373  | 27,287    | 28,615    | 28,688    | 20,946    | 20,572    |
| 合計    | 995,351 | 1,127,141 | 2,222,390 | 2,060,193 | 1,802,501 | 1,365,469 |

支出の内訳

単位：円

| 項目              | 金額            |
|-----------------|---------------|
| (老人福祉施設等管理運営事業) |               |
| 光熱水費            | 14,052        |
| 修繕費             | 6,435,000     |
| 役務費             | 2,035,550     |
| 委託料             | 891,421,781   |
| 使用料及び賃借料        | 23,635,215    |
| 工事請負費           | 195,190,000   |
| 負担金、補助及び交付金     | 40,827,468    |
| 小計              | 1,159,559,066 |
| (東楽園再整備事業)      |               |
| 委託料(現年)         | 72,317,000    |
| 委託料(繰越)         | 26,770,000    |
| 工事請負費           | 86,251,000    |
| 小計              | 185,338,000   |
| (すこやか遊具維持管理)    |               |
| 修繕費             | 19,305,000    |
| 委託料             | 1,267,200     |
| 小計              | 20,572,200    |
| 合計              | 1,365,469,266 |

(2) 結果及び意見

すこやか遊具のライフサイクルコストについて

【現状の問題点(意見23)】

すこやか運動教室はすこやか遊具を使って、専門の指導員や地域運動支援員による運動教室であり、さいたま市内在住で、65歳以上の方を対象に市内33箇所の公園や小学校にて実施されている。

すこやか遊具の維持管理については定期的な点検を外部委託しており、設置時のイニシャルコストだけでなく、その後の点検業務や点検結果次第では修繕費が発生することも想定されている。そのため、以下に記載のさいたま市で策定しているさいたま市公共施設マネジメント計画・第2次アクションプランにおけるライフサイクルコストと同様の観点から長期的なマネジメントを行う必要があると考えられる。

ライフサイクルコストの把握・管理に基づく、長期的なマネジメント

- 施設のライフサイクルコストを把握し、これを縮減・平準化するために、施設の長寿命化やアセットマネジメントなどによる適正な管理を推進し、施設保有のあり方（借上げ、リースバック等の検討）、施設保全のあり方（事後保全から予防保全への移行）等を検討する。

出典：さいたま市公共施設マネジメント計画・第2次アクションプランより監査人抜粋

判定総括表について

【補足説明】

さいたま市では毎年すこやか遊具について定期点検を実施している。定期点検が外部委託によって実施されており、定期点検実施後に判定総括表等が外部委託先から提出されることになる。定期点検における判断は以下の表を基に行われている。

| 使用可否          | 機能に関する総合判定 | 規準判定のハザードレベル | 劣化判定 |
|---------------|------------|--------------|------|
| 使用可           | A          | 0            | a    |
| 使用可<br>(経過観察) | B          | 0            | b    |
|               |            | 1            | a    |
|               |            |              | b    |
| 使用可<br>(重点管理) | C          | 2            | a    |
|               |            |              | b    |
|               |            | 0            | c    |
| 使用不可          | C          | 1            |      |
|               |            | 2            |      |
|               |            | 3            | a    |
|               | D          |              | b    |
|               |            |              | c    |
|               |            | 0            | d    |
|               |            | 1            |      |
|               |            | 2            |      |
|               |            | 3            |      |

総合判定 B は、使用可（経過観察）とする。

総合判定 C のうちハザード 0~2 は、速やかな修繕を促すこととするが、修繕完了までの間は、日常点検の頻度を高めるなどの重点管理を条件に、使用可とする。

総合判定 C のうちハザード 3 及び総合判定 D は、使用不可とする。

出典：高齢福祉課提出資料より監査人抜粋

令和 3 年度に行われた点検における総合判定が C 及び D となった健康遊具は

以下のとおりである。

| 管理<br>番号 | 公園名            | 製品名                   | 判定<br>R2<br>年度 | 判定<br>R3<br>年度 |
|----------|----------------|-----------------------|----------------|----------------|
| 浦和03     | 鹿島台公園          | 腕立て伏せ運動               | C b 3          | B b 2          |
| 浦和03     | 鹿島台公園          | バランス運動（ふらつかない運動）      | C b 3          | C b 3          |
| 浦和03     | 鹿島台公園          | 鉄棒・上肢をのばす運動（全身のびのび運動） | C b 3          | C b 3          |
| 岩槻02     | 岩槻文化公園         | スイスイ屈伸                | D d 0          | D d 0          |
| 桜01      | 新開小学校          | ステップ運動（かいだん運動）        | C c 3          | C c 3          |
| 桜01      | 新開小学校          | バランス運動（ふらつかない運動）      | C c 3          | D d 3          |
| 桜02      | 田島氷川公園         | バランス運動（ふらつかない運動）      | D d 3          | D d 3          |
| 西03      | 植水公民館          | 腰背伸展器                 | D d 2          | D d 1          |
| 大宮02     | 寿能公園           | バランス運動（ふらつかない運動）      | C b 3          | C b 3          |
| 南02      | 浦和競馬場          | 腕立て伏せ運動               | B b 1          | C b 3          |
| 南03      | 神明丸公園          | 鉄棒・上肢をのばす運動（全身のびのび運動） | C b 3          | C b 3          |
| 北01      | 領家中央公園         | 鉄棒・上肢をのばす運動（全身のびのび運動） | C b 3          | C c 3          |
| 北02      | 稲荷第二公園         | 腕立て伏せ運動               | C b 3          | C b 3          |
| 緑02      | 東浦和中央公園        | 腕立て伏せ運動               | C b 3          | C b 3          |
| 緑02      | 東浦和中央公園        | ステップ運動（かいだん運動）        | C c 3          | C c 3          |
| 緑02      | 東浦和中央公園        | バランス運動（ふらつかない運動）      | C b 3          | C b 3          |
| 緑03      | 美園すこやか<br>遊具敷地 | バランス運動（ふらつかない運動）      | C b 3          | C c 3          |

判定欄は総合判定\_ハザードレベル\_劣化判定の順に記載

出典：2021年度判定総括表より監査人抜粋

#### 【現状の問題点（結果4）】

高齢福祉課企画施設係から提出された判定総括表を確認したところ、設置年月日の項目の記載がない健康器具が発見された。主材料が木材やアルミ等の金属なのかにより使用可能な年数も異なるといった要素もあることから、判定総括表は、市民が安全に遊具を使用できるよう、修繕時期の目安を判断するための重要な資料であるため、記載を省略されていることは望ましくない。

判定総括表は点検業者が作成しているが、現地の器具に製造 No 等のシール等がないため、点検業者では設置年月日が判断できないものが空欄となっていたとの回答が所管課よりあった。そのため、次年度以降は設置年度をあらかじめ点検業者に伝え、判定総括表に記載する必要がある。

## 点検結果における総合判定で使用不可となった健康器具について

### 【現状の問題点（意見24）】

2021年度点検判定総括表において2021年度及び2020年度がともに使用不可の判定となっている健康遊具が存在している。特に総合判定が2年連続でDのものが存在しており、対応期限を設定するなど早急な対応が必要と考えられる。なお、2022年度の総括表を確認したところ、2021年度で総合判定Dと評価された健康器具については撤去されていることを確認している。なお、総合判定Cで使用不可の評価が継続している健康器具が存在する。それらの対応期限の設定について検討すべきと考えられる。

## 点検結果における総合判定で経過観察又は重点管理となった健康器具について

### 【現状の問題点（意見25）】

上述の判定総括表において総合判定Bとなったものは経過観察となる。またCとなった健康器具のうちハザード0~2と判定された健康器具は、速やかな修繕を促すこととするが、修繕完了までの間は、日常点検の頻度を高めるなどの重点管理を条件に、使用可としている。経過観察、重点管理の具体的な方法としては、さいたま市で実施する健康器具を利用する各イベント等の際に状況を確認できるものと判断している。一方で各イベントを所管する部署への明示的な情報共有はできていないことから、今後は情報共有を実施していく必要がある。

## 特命随意契約について

### 【補足説明】

市は、老人福祉施設等の管理運営を、主として市内の社会福祉法人に対して、指定管理又は委託をすることにより業務を行っている。

各社会福祉法人は必要に応じて、業務の一部を第三者に再委託している。再委託する主な業務は、日常清掃、施設の保守修繕業務、給食業務、寝具等の洗濯業務、廃棄物の収集運搬、日常清掃業務等多岐にわたる。

今回の監査で、第三者に再委託している業務のうち、日常清掃業務についていくつかの施設をピックアップし、委託先の選定方法を比較した。比較結果は下表のとおりである。

| 施設名         | 委託先                   | 委託先の選定方法 |
|-------------|-----------------------|----------|
| 老人福祉センター仲本荘 | 公益社団法人さいたま市シルバー人材センター | 随意契約（単独） |
| 与野本町老人憩の家   | 公益社団法人さいたま市シルバー       | 随意契約（単独） |



|                |                       |              |
|----------------|-----------------------|--------------|
|                | 人材センター                |              |
| 老人憩いの家         | (株)エヌテックサービス          | 随意契約(3者見積合せ) |
| グリーンヒルうらわ      | 日本環境マネジメント(株)         | 随意契約(6者見積合せ) |
| 上峰デイサービスセンター   | 公益社団法人さいたま市シルバー人材センター | 随意契約(単独)     |
| 年輪荘            | アイルコーポレーション(株)        | 随意契約(2者見積合せ) |
| 与野本町デイサービスセンター | (株)埼京プロテック            | 随意契約(単独)     |

### 【現状の問題点(結果5)】

与野本町デイサービスセンターだけが、民間企業への単独随意契約により委託先を選定している状況であった(公益社団法人さいたま市シルバー人材センターは、地方自治法施行令第167条の2第3項の規定により単独随意契約が認められていると解される。 )。

施設を熟知している業者に頼むのが利便性の観点では優れていると考えられるが、一方で、他の施設では概ね数社の見積もりを実施しているところ、与野本町デイサービスセンターのみが単独随意契約となっており、経済性の確保の点では劣っている可能性もある。

契約の基本原則に立ち返って、複数者の見積合わせを実施するなど単独随意契約以外の方法で選定すべきと考える。

### 指定管理の競争性の確保について

#### 【現状の問題点(意見26)】

社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団等が管理等を行う施設はさいたま市が定めて指定管理区分ごとに、市が指定管理者の公募を行うことでそれぞれの指定管理者が決定される。指定期間は5年であり、5年毎に公募を行っている。

令和3年度時点で高齢福祉課にて指定管理を行っている主要な施設は以下のとおりである。

| 公募時期  | 区分  | 施設                 | 指定管理者        | 委託料(円)<br>(R3年度) |
|-------|-----|--------------------|--------------|------------------|
| 平成30年 | 区分1 | 老人憩いの家<br>植水<br>宮原 | さいたま市社会福祉事業団 | 7,855,000        |

| 公募時期  | 区分  | 施設   | 指定管理者            | 委託料(円)<br>(R3年度) |
|-------|-----|--|------------------|------------------|
|       |     | 本郷<br>三橋<br>三橋分館<br>天沼<br>春野<br>片柳                           |                  |                  |
| 平成30年 | 区分2 | 老人憩いの家<br>与野本町   | さいたま市社会<br>福祉事業団 | 329,000          |
| 平成30年 | 区分3 | 老人福祉センター<br>仲本荘  | さいたま市社会<br>福祉事業団 | 21,178,000       |
| 令和元年  | 区分1 | グリーンヒルうらわ<br>デイサービスセンター<br>きんもくせい<br>ぎんもくせい                  | さいたま市社会<br>福祉事業団 | 226,986,000      |
| 令和元年  | 区分2 | 老人福祉センター<br>馬宮荘<br>しもか荘<br>あずま荘<br>東楽園<br>いこい荘<br>寿楽荘<br>和楽荘 | さいたま市社会<br>福祉事業団 | 293,627,000      |
| 令和元年  | 区分3 | 槻寿苑<br>槻寿苑デイサービスセンター   | さいたま市社会<br>福祉事業団 | 84,230,000       |
| 令和元年  | 区分4 | 健康福祉センター<br>西楽園  | A社               | 140,213,000      |
| 令和元年  | 区分5 | 大砂土デイサービスセンター  | B社               | 5,695,000        |
| 令和元年  | 区分6 | 上峰デイサービスセンター   | C社               | 8,370,000        |
| 令和元年  | 区分7 | 与野本町デイサービスセンター   | D社               | 11,300,000       |
| 令和元年  | 区分8 | 年輪荘<br>年輪荘デイサービスセンター   | E社               | 20,406,351       |
| 令和2年  | 区分1 | 武蔵浦和荘  | F社               | 14,495,000       |
| 令和2年  | 区分2 | ふれあいプラザ  | G社               | 10,518,000       |
| 令和2年  | 区分3 | 宝来グラウンド・ゴルフ場   | H社               | 20,295,000       |

| 公募時期 | 区分  | 施設         | 指定管理者 | 委託料(円)<br>(R3年度) |
|------|-----|------------|-------|------------------|
| 令和2年 | 区分4 | 生きがい活動センター | 1社    | 15,785,000       |

出典：高齢福祉課提出資料より監査人集計

上記のうち、各指定管理区分の応募者数が複数となったのは令和元年公募の区分4と令和2年公募の区分3のみであり、そこで2社となった以外は1社の応募しかなく、また前回の指定管理先であった。

現在の指定管理区分については、基本的には同種同類のサービス提供が可能となるよう施設を分類分けし、同一法人が共通し管理運営することに重きを置いた分類分けを行っている状況である。現在の区分としての分類でのメリットとしては、同規模の施設を同一法人が管理運営することで迅速な情報共有が図られていること（新型コロナウイルス感染症の感染対策の対応では効果発揮、事業計画策定）や、維持管理費に関しても、同規模の施設においては第三者委託業務を共通化することで経費削減等が図られている点が挙げられる。

応募者が少ない点について担当者によると老人福祉センターの利用料金は老人福祉法の規定により無料又は低額な料金とされており、収入の大部分を指定管理料に頼らざるを得ない収益性の低い施設であることから、民間事業者の公募が少なく、競争性が働かない要因となっている。

加えて、老人憩いの家は児童センター併設であることから、児童センターの区分となっており、74施設ある放課後児童クラブをその指定管理区分に含めていることも根本的な問題となっており、競争性の確保については今後検討が必要である。

## グリーンヒルうらわの今後の在り方について

### 【補足説明】

グリーンヒルうらわの決算状況は以下のとおりである。

下記の金額は社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団における事業区分事業活動内訳表より、グリーンヒルうらわを構成している介護老人施設きんもくせい、ケアハウスきんもくせい、グリーンヒルうらわデイサービスセンター・在宅介護支援センターの合計額としている。

単位：千円

|           | H29年度   | H30年度   | R1年度    | R2年度    | R3年度    |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| サービス活動収益計 | 767,409 | 778,824 | 775,582 | 783,116 | 780,069 |
| サービス活動費用計 | 819,460 | 823,469 | 853,464 | 860,712 | 871,976 |

|                 |        |        |        |        |        |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| サービス活動増減差額      | 52,051 | 44,645 | 77,882 | 77,595 | 91,907 |
| サービス活動外増減<br>差額 | 5,919  | 5,175  | 501    | 682    | 707    |
| 経常増減差額          | 46,132 | 39,469 | 77,380 | 76,913 | 91,200 |

出典：さいたま市社会福祉事業団事業区分事業活動内訳より監査人集計  
またそれぞれの利用者は以下のとおりである。

単位：人

|  | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 | R2 年度 | R3 年度 |
|--|--------|--------|-------|-------|-------|
| ぎんもくせい(グリーン<br>ヒルうらわ)定員 100 名<br>表内は各月末在所者数累<br>計  | 927    | 929    | 903   | 873   | 773   |
| グリーンヒルうらわデイ<br>サービスセンター                            | 2,868  | 2,802  | 2,085 | 1,547 | 1,540 |
| きんもくせい(グリーン<br>ヒルうらわ)定員 100 名<br>表内は各月平均利用者数<br>累計 | 997    | 963    | 947   | 925   | 922   |

出典：さいたま市社会福祉事業団提出資料

#### 【現状の問題点(意見 27)】

グリーンヒルうらわの各施設は平成 5 年 5 月に開設され、建物はさいたま市  
で保有しており、運営はさいたま市社会福祉事業団にて指定管理としている。  
直近ではコロナ禍もあり、利用者数は減少傾向にあるが、コロナ禍以前より、  
さいたま市社会福祉事業団における損益状況は上記表のとおり赤字が続いて  
いる。

介護老人保健施設きんもくせいについては、設置より公益事業としての位置  
づけで運営しており、消費税原則納付における課税事業として取り扱う必要が  
あり、多額の消費税納付が発生している。そのため、今後の消費税について、  
指定管理者であるさいたま市社会福祉事業団にて、税務申告等の検討が必要で  
あると考えられる。

また、令和 3 年度においてグリーンヒルうらわの 6 階部分が雨漏りで利用で  
きなかつた状況が発生するなど、建物の老朽化が進んでいる。公共施設マネジ  
メント計画・第 2 次アクションプランにて記載の統合・整理の検討条件である  
利用率の低下等にただちに該当するとは考えられないが、指定管理者との協議  
を含め、今後の方向性について検討が必要である。

## 19 地域ケア会議の開催

### (1) 事業の概要

- ・地域包括支援センター（シニアサポートセンター）を設置する日常生活圏域を単位に開催する「地域支援個別会議」及び「地域支援会議」、行政区を単位に開催する「区地域包括支援センター連絡会」、市域を単位に開催する「地域包括支援センター運営協議会」の4つの会議（地域ケア会議）を開催する。
- ・個別事例ごとに開催する「地域支援個別会議」では、多職種の協働による地域の特性や課題等の明確化を目指す。
- ・「地域支援会議」では、地域に密着したネットワークを構築するとともに、社会資源を活用した有効な課題解決方法を検討し、必要に応じて「区地域包括支援センター連絡会」や「地域包括支援センター運営協議会」に報告する。
- ・「地域包括支援センター運営協議会」では、地域包括支援センター（シニアサポートセンター）の運営方針などを協議・検討する。
- ・平成 31(2019)年 4 月から「介護予防のための地域支援個別会議」を開始し、自立支援型ケアマネジメントの支援等の充実を進めていく。

### 取組実績

|           |                                       |
|-----------|---------------------------------------|
| R3 年度取組実績 | 開催回数 352 回の目標に対し、315 回（89.5%）の達成率でした。 |
| 事業課       | いきいき長寿推進課                             |

### 活動指標

| 活動指標 | 分類 | R1 年度<br>(参考) | R3 年度<br>(評価年度) | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 |
|------|----|---------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|
| 開催回数 | 目標 |               | 352 回           | 352 回 | 352 回 |       |       |
|      | 実績 | 289 回         | 315 回           |       |       |       |       |

### 事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課       | R1 年度  |        | R2 年度  |        | R3 年度  |        |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|           | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     |
| いきいき長寿推進課 | 23,975 | 12,438 | 35,932 | 19,122 | 37,678 | 23,017 |

### 支出の内訳

単位：円

| 項目                | 金額      |
|-------------------|---------|
| (地域包括支援センター運営協議会) |         |
| 報償費               | 321,000 |

|                   |            |
|-------------------|------------|
| (区地域包括支援センター連絡会)  |            |
| 報償費               | 1,503,800  |
| (地域支援会議/地域支援個別会議) |            |
| 報償費               | 5,600,600  |
| 役務費               | 93,420     |
| 委託料               | 15,498,000 |
| 合計                | 23,016,820 |

## (2) 結果及び意見

### 各会議体のリモート形式での実施について

#### 【補足説明】

地域ケア会議の機能及び各会議体の役割は以下のとおりである。

|             |  |
|-------------|--|
| 個別課題解決機能    | 多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することによって、高齢者の課題解決を支援するとともに、ケアマネジャーの自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める機能 |
| ネットワーク構築機能  | 高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関等の相互の連携を高め地域包括支援ネットワークを構築する機能                            |
| 地域課題発見機能    | 個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を浮き彫りにする機能   |
| 地域づくり資源開発機能 | インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域で必要な資源を開発する機能   |
| 政策形成機能      | 地域に必要な取組を明らかにし、政策を立案・提言していく機能  |

| 会議の種類    | 5つの役割 |   |   |   |  | 会議の役割  | R3年度目標 | 実績   |
|----------|-------|---|---|---|--|--|--------|------|
|          |       |   |   |   |  |  |        |      |
| 地域支援個別会議 | ○     | ○ | ○ |   |  | 地域の多様な専門職が協働し、ケアマネジャーへの支援を通じて、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしをいつまでも続けることができるよう、地域全体で支援する。 | 243回   | 218回 |
| 地域支援会議   |       | ○ | ○ | ○ |  | 地域支援個別会議における個別ケースの検討から明らかになった有効な支  | 87回    | 75回  |

|       |  |   |   |   |   |      |      |
|-------|--|---|---|---|---|------|------|
|       |  |   |   |   | <p>援方法や地域（日常生活圏域）に共通する課題について協議するとともに、必要とされる地域づくりや地域資源の検討を行い、その結果を区連絡会に報告する。</p> <p>また、地域支援会議において、ネットワークの構築や有効な支援方法及び地域の共通課題等を明らかにするため、個別ケースの検討が必要とされた場合、地域支援個別会議において、その要請に合致する個別ケースを選定し検討を行う。</p> |      |      |
| 区連絡会  |  | ○ | ○ | ○ | <p>各日常生活圏域の地域支援会議の協議内容を踏まえ、行政区単位で共通する課題について協議を行うとともに、必要とされる地域づくりや地域資源の検討を行う。市全体としての課題・政策が必要な場合には、運営協議会に意見具申する。</p>  | 20回  | 20回  |
| 運営協議会 |  | ○ | ○ | ○ | ○   | 2回   | 2回   |
|       |  |   |   |   |   | 352回 | 315回 |

出典：地域支援個別会議開催のための手引き

上記のとおり、地域ケア会議のうち、特に頻繁に実施されるのが地域支援個別会議であり、令和3年度は各会議合計のうち約7割となる、218回開催され

ている。地域支援個別会議は、「介護予防」のための地域支援個別会議、「援助困難ケース」のための地域支援個別会議、「特定事業所集中減算」の適用における地域支援個別会議から構成され、特に介護予防のための地域支援個別会議は各区で月1回程度実施されている。目標回数については過去の実績を斟酌のうえ、設定を行っている。

### 【現状の問題点（意見28）】

運営協議会はハイブリット形式で実施されているが、各会議体は基本的にコロナ禍においてもリモート形式の実施ではなく、現地で実施されている。特に個別会議は個人情報扱うことから現地で実施しているとの回答があった。新型コロナウイルス感染症感染対策の観点からも、また、上述のように頻繁に開催されることを要因として日程調整が煩雑になっていることが想定される。そのほか、タイムリーな実施を安定的に行っていくためにも、今後はリモート形式での実施について検討を行うべきと考えられる。

また、他の政令指定都市でもリモート形式での実施が進んでおり、現状いきいき長寿推進課で認識している以下の課題について他政令指定都市の実施方法を分析するなどし、検討を進めていく必要がある。そのほかリモート形式で実施できれば、多くの専門家の出席も期待でき、ネットワークのさらなる構築にも寄与する。

- セキュリティの確保
- オンライン会議で使用できる機器の確保
- オンライン会議用の機器確保にかかる費用（財政的な問題）
- オンライン会議を安定的に開催できる通信状況の確保

### 地域包括支援センターへのノートパソコン貸与について

#### 【現状の問題点（意見29）】

さいたま市では、地域包括支援センターを社会福祉法人や医療法人への外部委託により27箇所設置している。

受託者には、さいたま市が設定した以下の人件費や事務費等を委託料として支払うとともに、地域包括支援システムとして地域包括支援センター業務に関するソフトウェア等をインストールしたノートパソコンやプリンタなどを貸与している。

| 職員等           | 基準                             | 金額                     |
|---------------|--------------------------------|------------------------|
| (A) 基本配置      | 1センター4人配置                      | 500万円/1人(専門職)          |
| (B) 高齢者人口連動配置 | 高齢者人口が8千人以上のセンターで、2千人につき1名増    | 500万円/1人(専門職)          |
| (C) 任意配置      | 本市では「センターを土・日曜日も開設すること」を条件としてお | 300万円/1人(専門職・・・一部要件緩和) |



|             |                   |                               |
|-------------|-------------------|-------------------------------|
|             | り、その人的補助として一律1人配置 |                               |
| (D)地域ケア会議配置 | 一律1名配置            | 123万円/1人(資格要件無し)              |
| (E)事務費      | 一律                | 300万円/1センター                   |
| (F)家賃加算     | 一律                | (家賃があるセンターのみに対し)上限120万円/1センター |

ノートパソコンの貸与については業務の質の向上(市民サービスの向上)、委託者における業務内容の把握や管理、業務引継時における情報の連携を目的としているが、財政部門の査定において、(A)基本配置職員と(B)高齢者人口連動配置職員の合計人数を基準に検討し、以下の貸与数としている。

|                |      |
|----------------|------|
| (A)と(B)の合計人数   | 166人 |
| 包括支援センターの数     | 27   |
| ノートパソコン貸与数     | 139台 |
| 1人1名とした場合の不足台数 | 27台  |

地域包括支援センターからは「相談対応時にノートパソコンが使用できずに業務効率が落ちる」として、1人1台を望む声が多い。なお、ノートパソコンを1台導入するにあたりさいたま市での賃借料負担は担当者によると年間約40万円増(5年賃借の場合)になるとの試算もある。

業務の質の向上の観点及び業務効率の観点からもノートパソコンを1人1台貸与できるような体制を整備することが望ましい。

## 評価指標について

### 【現状の問題点(意見30)】

評価指標について開催回数としているが、重要なのは利用者満足であり、開催回数のほか本人や家族やケアマネジャー等からのフィードバック等も評価指標に織り込むことが今後のさらなる高品質なサービスの実施において有用である。

## 20 地域支え合い推進員(高齢者生活支援コーディネーター)の配置

### (1) 事業の概要

- ・「地域支え合い推進員(高齢者生活支援コーディネーター)」を日常生活圏域に配置する。
- ・地域にある様々な地域活動や民間事業者等の各種サービスといった地域社会

資源情報の収集、多様な主体間の連携体制づくり、不足しているサービスの創出やニーズとサービス提供のマッチングなどの活動を行い、地域のつながりづくりを支援・推進する。

#### 取組実績

|           |  |
|-----------|--|
| R3 年度取組実績 | 地域支え合い推進員（高齢者生活支援コーディネーター）を各日常生活圏域に配置し、地域のつながりづくりを支援・推進しました。 |
| 事業課       | いきいき長寿推進課  |

#### 活動指標

| 活動指標 | 分類 | R1 年度<br>(参考) | R3 年度<br>(評価年度) | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 |
|------|----|---------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|
|      | 目標 |               |                 |       |       |       |       |
|      | 実績 |               |                 |       |       |       |       |

#### 事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課       | R1 年度   |         | R2 年度   |         | R3 年度   |         |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|           | 予算      | 実績      | 予算      | 実績      | 予算      | 実績      |
| いきいき長寿推進課 | 117,436 | 117,436 | 119,213 | 119,213 | 142,134 | 109,408 |

#### 支出の内訳

単位：円

| 項目    | 金額          |
|-------|-------------|
| 報償費   | 111,000     |
| 旅費    | 4,060       |
| 需用費   | 479,374     |
| 役務費   | 35,348      |
| 委託料   | 108,000,000 |
| 備品購入費 | 778,545     |
| 合計    | 109,408,327 |

## (2) 結果及び意見

### 完了報告書の記載について

#### 【現状の問題点（意見 31）】

地域支え合い推進員は上期、下期で月次で作成する活動報告書を提出している。活動報告書の内容は、日別の活動内容及び活動の相手方を報告するものとなっている。一部の区域での活動報告書において、活動の相手方の項目や、活

動内容が「その他」と記載されるケースが最も多くなる場合がある。所管課での実績報告の分析や各区域との比較にあたり、「その他」の内容を個別に確認する必要があるとともに、場合によっては、活動報告書の活動の相手方や活動内容の選択肢の見直しも検討する必要がある。

### 完了報告書の記載について

#### 【現状の問題点（意見 32）】

通常、上期と下期に分けて事業者は完了報告書を提出し、業務委託検査員が業務委託部分検査調書を作成し、契約履行確認検査評定伺を稟申する。そのなか、一部の区役所において業務委託契約履行評定表にて評定が×となった状態で決裁されている案件があった。×の個数が一定数を超過せず、不適正な履行の状況に該当しなかったため、問題はないものの、今後改善を図る必要がある項目として所管課内で認識をする必要がある。なお、一部の事業者について上期、下期で年間を通じて同様の指摘が行われており、ただちに契約上の問題は発生しないものの、所管課から事業者に対し改善に向けた働きかけを行うことが一定程度必要と考えられるが、改善が図られていない状況にある。また、評定で×となった要因が担当者による判断のばらつきであれば、今後、所管課内で、詳細なチェック基準や、例示を設けるなどして、誰が実施しても同様の結果となるようなルールを設定し、運用を行っていく必要がある。

## 21 地域支え合い連絡会（協議体）の開催

### （1）事業の概要

- ・「地域支え合い推進員（高齢者生活支援コーディネーター）」とNPO法人、地縁組織、民間企業、ボランティア、社会福祉法人等の多様な主体が、地域のニーズに合わせて、必要な生活支援の活動・サービスを創出、持続、発展させるための連携・協議の場として地域支え合い連絡会（協議体）を開催する。
- ・地域支え合い連絡会（協議体）は、第1層（市域）及び第2層（日常生活圏域）間並びに地域ケア会議など関係者間のネットワークと十分な連携等を図りながら、「地域支え合い推進員（高齢者生活支援コーディネーター）」の活動を支援する。
- ・第1層地域支え合い連絡会（協議体）は「さいたま市高齢者生活支援推進協議会」の名称で開催する。

### 取組実績

|           |                              |
|-----------|------------------------------|
| R3 年度取組実績 | ・第1層地域支え合い連絡会（協議体）を3回開催しました。 |
|-----------|------------------------------|

|     |   |
|-----|---|
|     | ・各日常生活圏域において、地域支え合い連絡会（協議体）を206回開催しました。 |
| 事業課 | いきいき長寿推進課                               |

### 活動指標

| 活動指標 | 分類 | R1年度<br>(参考) | R3年度<br>(評価年度) | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|------|----|--------------|----------------|------|------|------|------|
|      | 目標 |              |                |      |      |      |      |
|      | 実績 |              |                |      |      |      |      |

### 事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課       | R1年度 |    | R2年度 |    | R3年度   |       |
|-----------|------|----|------|----|--------|-------|
|           | 予算   | 実績 | 予算   | 実績 | 予算     | 実績    |
| いきいき長寿推進課 |      |    |      |    | 25,193 | 1,408 |

## (2) 結果及び意見

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

## 22 見守り活動の推進

### (1) 事業の概要

市社会福祉協議会と連携した地区社会福祉協議会の見守り活動への支援等により、地域の実情に合わせて実施される支え合い活動の活性化を図る。

### 取組実績

|          |              |
|----------|--------------|
| R3年度取組実績 | 実施地区数 4,426人 |
| 事業課      | 高齢福祉課        |

### 活動指標

| 活動指標        | 分類 | R1年度<br>(参考) | R3年度<br>(評価年度) | R4年度   | R5年度   | R6年度   | R7年度   |
|-------------|----|--------------|----------------|--------|--------|--------|--------|
| 高齢者見守りの活動者数 | 目標 |              | 4,000人         | 4,080人 | 4,150人 | 4,230人 | 4,300人 |
|             | 実績 | 3,808人       | 4,426人         |        |        |        |        |

事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課   | R1 年度  |       | R2 年度  |       | R3 年度  |       |
|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
|       | 予算     | 実績    | 予算     | 実績    | 予算     | 実績    |
| 高齢福祉課 | 10,129 | 8,939 | 10,291 | 7,883 | 10,304 | 8,230 |

(2) 結果及び意見

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

23 市社会福祉協議会による生活支援

(1) 事業の概要

在宅で生活する単身高齢者又は障害者(児)等のうち、家事等の支援を必要とする者に対し、近隣住民(登録者：協力会員)による援助を行い、その福祉の向上を図る。

取組実績

|           |       |
|-----------|-------|
| R3 年度取組実績 | -     |
| 事業課       | 福祉総務課 |

活動指標

| 活動指標                     | 分類 | R1 年度<br>(参考) | R3 年度<br>(評価年度) | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 |
|--------------------------|----|---------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|
| あおぞらサービス事業<br>相談件数       | 目標 |               |                 |       |       |       |       |
|                          | 実績 | 177 件         | 184 件           |       |       |       |       |
| あおぞらサービス事業<br>延利用 / 活動件数 | 目標 |               |                 |       |       |       |       |
|                          | 実績 | 1,448 件       | 1,131 件         |       |       |       |       |

事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課   | R1 年度  |       | R2 年度  |       | R3 年度  |       |
|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
|       | 予算     | 実績    | 予算     | 実績    | 予算     | 実績    |
| 福祉総務課 | 14,336 | 7,248 | 10,053 | 6,971 | 10,118 | 7,673 |

支出の内訳

単位：円

| 項目              | 金額        |
|-----------------|-----------|
| 市社会福祉協議会による生活支援 |           |
| 非常勤職員給与支出       | 4,287,049 |

|         |           |
|---------|-----------|
| 法定福利費支出 | 31,109    |
| 保険料支出   | 44,749    |
| 賃借料支出   | 251,340   |
| 諸謝金支出   | 1,167,600 |
| 通信運搬費支出 | 368,508   |
| 業務委託費支出 | 105,600   |
| 手数料支出   | 104,650   |
| 福利厚生費支出 | 33,176    |
| 利用券回収支出 | 1,279,250 |
| 合計      | 7,673,031 |

## (2) 結果及び意見

### 家事等支援事業のあり方について

#### 【現状の問題点（意見 33）】

年間延べ利用件数 1,131 件に対し、総額 7,637 千円の支出であり、そのうち直接経費（近隣住民の協力会員に支払う諸謝金）は 1,167 千円と全体の支出に占める割合は 15%程度にすぎない。民間でも家事代行サービスが一般的である中で、諸謝金以外の支出である間接経費が 1 回利用あたり 5 千円もかかっていることは支援内容が食事の支度、日常の範囲内の洗濯、掃除及び買い物であり、民間の家事代行サービスとの比較しても不効率な運営となっていないかあらためて検討が必要と考える。

単純な家事サービスに限らず、生活状況の把握・孤独感の解消・安否確認の見守り目的もあることは理解するものの、様々な場面でボランティアに依存している中で、その担い手不足も課題となっていること、それ以外での見守りを目的とする行政サービスが多数ある現状を考えると民間の家事代行サービスへ補助といったことも検討の余地もあるのではないかと考える。

## 24 地区社会福祉協議会による生活支援

### (1) 事業の概要

市内の地区社会福祉協議会がそれぞれの地域のニーズに基づいた計画を策定し、見守り活動や地域の支えあい活動等、住民主体の地域福祉活動が推進されるよう、地区社会福祉協議会の自主的な活動展開を支援する。

#### 取組実績

|           |       |
|-----------|-------|
| R3 年度取組実績 | -     |
| 事業課       | 福祉総務課 |

### 活動指標

| 活動指標                 | 分類 | R1 年度<br>(参考) | R3 年度<br>(評価年度) | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 |
|----------------------|----|---------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|
| 地域福祉行動計画再策<br>定支援地区数 | 目標 |               | 9               |       |       |       |       |
|                      | 実績 | 11            | 8               |       |       |       |       |

### 事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課   | R1 年度  |        | R2 年度  |        | R3 年度   |        |
|-------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|
|       | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     | 予算      | 実績     |
| 福祉総務課 | 94,788 | 89,832 | 96,708 | 85,271 | 100,135 | 89,994 |

## (2) 結果及び意見

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

## 25 民生委員による生活支援

### (1) 事業の概要

地域における良き相談役であり、また、必要な支援やサービスが受けられるよう、関係機関とのつなぎ役となる民生委員・児童委員の資質の向上を図るため、研修を実施する。

### 取組実績

|           |       |
|-----------|-------|
| R3 年度取組実績 | -     |
| 事業課       | 福祉総務課 |

### 活動指標

| 活動指標 | 分類 | R1 年度<br>(参考) | R3 年度<br>(評価年度) | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 |
|------|----|---------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|
|      | 目標 |               |                 |       |       |       |       |
|      | 実績 |               |                 |       |       |       |       |

### 事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課   | R1 年度   |         | R2 年度   |         | R3 年度   |         |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|       | 予算      | 実績      | 予算      | 実績      | 予算      | 実績      |
| 福祉総務課 | 188,326 | 186,235 | 188,059 | 184,479 | 187,968 | 184,692 |

## (2) 結果及び意見

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

## 26 傾聴ボランティア活動に対する支援

### (1) 事業の概要

「シルバー人材センター」における傾聴ボランティアの活動を支援する。

#### 取組実績

|           |                                |
|-----------|--------------------------------|
| R3 年度取組実績 | 傾聴ボランティア養成講座の周知活動支援（市報 9 月号掲載） |
| 事業課       | 高齢福祉課                          |

#### 活動指標

| 活動指標 | 分類 | R1 年度<br>(参考) | R3 年度<br>(評価年度) | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 |
|------|----|---------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|
|      | 目標 |               |                 |       |       |       |       |
|      | 実績 |               |                 |       |       |       |       |

#### 事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課   | R1 年度   |         | R2 年度   |         | R3 年度   |         |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|       | 予算      | 実績      | 予算      | 実績      | 予算      | 実績      |
| 高齢福祉課 | 333,844 | 333,844 | 333,900 | 315,400 | 334,066 | 324,178 |

## (2) 結果及び意見

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

なお、平成 24 年度の包括外部監査において以下の事項が指摘されている。

1. 市の承諾のない高齢者生きがい活動センター再委託契約について
2. 規程と異なる賞与の支給について
3. 通帳と銀行届出印の管理について
4. 会計システム上の権限設定について

それぞれについて平成 25 年度に措置が適切に行われていることを確認した。

## 27 ふれあい福祉基金運用補助金の交付

### (1) 事業の概要

この事業は、ボランティア団体、NPO 法人及びその他の民間福祉団体が行



う、市内の地域福祉の推進を目的とする事業に対して「さいたま市ふれあい福祉基金」を活用し補助金を交付することにより、地域の福祉活動の活性化を図るために実施するものである。

取組実績

|           |       |
|-----------|-------|
| R3 年度取組実績 | -     |
| 事業課       | 福祉総務課 |

活動指標

| 活動指標 | 分類 | R1 年度<br>(参考) | R3 年度<br>(評価年度) | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 |
|------|----|---------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|
|      | 目標 |               |                 |       |       |       |       |
|      | 実績 |               |                 |       |       |       |       |

事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課   | R1 年度  |        | R2 年度  |       | R3 年度  |        |
|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|
|       | 予算     | 実績     | 予算     | 実績    | 予算     | 実績     |
| 福祉総務課 | 18,219 | 12,620 | 17,098 | 9,736 | 15,067 | 11,759 |

(2) 結果及び意見

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

28 緊急通報機器等を用いたひとり暮らし高齢者の見守り

(1) 事業の概要

- ・65 歳以上で、疾病などを持つひとり暮らしの高齢者等の居宅に、緊急通報装置を設置し、緊急時の通報を容易に行えるようにするとともに、日常生活上の各種相談に 24 時間体制で応じる。
- ・希望者には、定期的に電話による安否確認を行い、孤立感の解消を図る。

取組実績

|           |              |
|-----------|--------------|
| R3 年度取組実績 | 利用者数 1,858 人 |
| 事業課       | 高齢福祉課        |

## 活動指標

| 活動指標 | 分類 | R1 年度<br>(参考) | R3 年度<br>(評価年度) | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 |
|------|----|---------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|
|      | 目標 |               |                 |       |       |       |       |
|      | 実績 |               |                 |       |       |       |       |

## 事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課   | R1 年度  |        | R2 年度  |        | R3 年度  |        |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|       | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     |
| 高齢福祉課 | 74,465 | 56,306 | 64,642 | 51,287 | 57,606 | 45,966 |

## 令和3年度の支出の内訳

単位：円

| 項目              | 金額         |
|-----------------|------------|
| (福祉電話事業)        |            |
| 通信運搬費           | 6,317,859  |
| (緊急通報事業)        |            |
| 通信運搬費           | 16,342,460 |
| 委託料             | 18,496,500 |
| (安否確認事業)        |            |
| 職員人件費(月2回の電話確認) | 4,809,000  |
| 合計              | 45,965,819 |

## (2) 結果又は意見

### 受益者負担を求めないことの合理性

#### 【補足説明】

本事業は、高齢者のうち、重度の疾病履歴がある独居高齢者について、特に注意深い見守りの必要性があるものとして、対象者(希望者)の自宅に、緊急通報機器を設置し、不測の事態に備えるために実施しているものである。緊急通報機器の設置及び維持管理費に受益者負担はなく全額市の事業費が充てられている。

#### 【現状の問題点(意見34)】

市が調査し取りまとめた他の政令市における同事業の概要によれば、緊急通報機器の設置及び維持管理費(レンタル料含む)を全額市の負担としているのは、千葉市と静岡市のみであり、他の政令市では、例えば、市民税の課税世帯にあっては有料、非課税世帯や生活保護世帯は無料にするなど、利用者の所得の状況に応じて受益者負担を求めるなどの設計としている政令市が大勢を占めており、一律無償としている事例は少数派であった。

また、市が実施した、見守りについてのアンケート結果によれば、機器を利用した見守りは住民の人気の高いとの結果も出ているとのことであり、今後、機器を利用した見守りの形態のニーズが高まる可能性がある状況からも、一部受益者負担を求めるなど市の財政負担を軽減できる施策を取り入れることを検討するとともに、民間の見守りサポートを利用した場合は一部補助するなど、住民の利便性の観点から、支援の選択肢を増やすことも検討の余地があるのではないかと考える。

### トータルコストを考慮した委託先の選定

#### 【補足説明】

本事業は、民間警備会社の機器の設置コスト（ハード面）と、その後数年間の見守りサポートに係るコスト（ソフト面）が事業費の主たるものである。委託先の選定は、機器の設置と以降のソフト面のサービス（コールセンターの利用料等）につき一体で、機器設置会社と特命随意契約としている。

#### 【現状の問題点（意見35）】

本事業の委託契約のように、ハード面とソフト面の両面のサービスが一体で提供されることが想定される場合は、一般論として機器導入コストが経済性に優れていたとしても、以降のソフト面のコストに競争性が働かず、結果的にトータルのコストが不経済になってしまう可能性もあるため、ハード面とソフト面のトータルコストを考慮した入札となるよう、次回の委託先の選定に際しては留意する必要があると考える。

## 29 ひとり暮らし高齢者の在宅生活支援

### (1) 事業の概要

- ・ひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみ世帯等で、調理が困難で、かつ、家族などから食事の提供を受けられない方のために、定期的に食事を配達するとともに、生活状況の把握、孤独感の解消、安否の確認などを行う。
- ・ひとり暮らしの高齢者を対象に、外出支援のためのシルバーカー、火災防止のための電磁調理器を給付する。
- ・ひとり暮らしの高齢者や障害者など、自らごみを収集所に出すことができない方を対象として、市の職員が対象者の自宅を訪問し、玄関先などからごみを収集する。

#### 取組実績

|           |  |
|-----------|--|
| R3 年度取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度宅配食事サービス延配食数 67,707 食</li> <li>・令和3年度日常生活用具給付件数 62 件</li> </ul> |
|-----------|--|

|     |                                   |
|-----|-----------------------------------|
|     | ・令和3年度は延べ122,308世帯から945.05tのごみを回収 |
| 事業課 | 高齢福祉課<br>資源循環政策課                  |

### 活動指標

| 活動指標 | 分類 | R1年度<br>(参考) | R3年度<br>(評価年度) | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|------|----|--------------|----------------|------|------|------|------|
|      | 目標 |              |                |      |      |      |      |
|      | 実績 |              |                |      |      |      |      |

### 事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課                                 | R1年度    |         | R2年度    |         | R3年度    |         |
|-------------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                                     | 予算      | 実績      | 予算      | 実績      | 予算      | 実績      |
| 高齢福祉課<br>(宅配食事サービス事業)               | 88,288  | 81,379  | 83,371  | 76,513  | 83,097  | 74,639  |
| 高齢福祉課<br>(その他事業)<br>緊急通報事業<br>の特別会計 | 33,420  | 28,999  | 30,400  | 26,357  | 27,126  | 24,570  |
| 緊急通報事業<br>の一般会計                     | 16,898  | 16,725  | 16,538  | 17,944  | 20,532  | 18,497  |
| 高齢福祉課<br>(日常生活用具<br>給付事業)           | 866     | 829     | 904     | 772     | 1,081   | 784     |
| 合計                                  | 139,472 | 127,932 | 131,213 | 121,586 | 131,836 | 118,488 |

### 支出の内訳

単位：円

| 項目   | 金額   |
|--|--|
| 委託料  |  |
| さいたま市在宅高齢者等宅配食事サービス事業業務                    | 74,638,557                                 |
| さいたま市ひとり暮らし高齢者等あんしんコールセンター相談事業業務及び機器整備事業業務 | (一般会計) 18,496,500<br>(介護保険特別会計) 24,569,600 |
| 扶助費  |  |
| 日常生活用具給付事業                                 | 784,058                                    |

|    |             |
|----|-------------|
| 合計 | 118,488,715 |
|----|-------------|

## (2) 結果及び意見

### 【補足説明】

さいたま市在宅高齢者等宅配食事サービス事業業務は、利用者への安定的なサービス提供と、地域のボランティアやNPO法人活用の目的により、社会福祉協議会と随意契約のもと一括委託で毎年実施されており、利用対象者の所得制限はない。(下記の実施要綱参照。)また、本事業は、利用者負担額400円を除く一食当たり配送費用等相当分をさいたま市が社会福祉協議会に支払う契約である。なお、社会福祉協議会との委託単価等を含む契約条件は、平成30年度契約時の内容を継続して締結している。

|   |  |
|---|--|
| さいたま市在宅高齢者等宅配食事サービス事業実施要綱   |  |
| (実施方法)  |  |
| 第2条 市長は、前条に掲げる目的を効果的に実施するために、さいたま市在宅高齢者等宅配食事サービス事業(以下「事業」という。)の実施を社会福祉協議会に委託することができる。                         |  |
| (対象者)   |  |
| 第3条 事業を利用することができる者は、市内に居住し、自分で食事の支度をすることが困難であり、かつ、家族等から食事の提供が受けられない状況にあって宅配食事サービスが必要と認められる次の各号のいずれかに該当する者とする。 |  |
| (1) おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯及びこれに準じる世帯に属する者   |  |
| (2) 重度心身障害者   |  |
| (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める世帯に属する者   |  |

在宅高齢者等宅配食事サービス事業実績と市負担の委託料単価は下記の通りである。

### 令和元年度～令和3年度 宅配食事サービス事業実績

| 年度         | R1年度       | R2年度       | R3年度       |
|------------|------------|------------|------------|
| 当初予算額(円)   | 88,288,000 | 83,371,000 | 83,097,000 |
| 決算額(円)     | 81,379,477 | 76,512,511 | 74,638,557 |
| 延べ配食数(食)   | 77,087     | 71,576     | 67,707     |
| ボランティア配送   | /          | /          | 53,473     |
| 業者配送       | /          | /          | 14,453     |
| 月平均利用者数(人) | 448        | 414        | 400        |

本人不在で配食できなかった場合等も、配送数としてカウントをしているた

め、延べ配食数と配送内訳の合計は一致しない

出典：市作成情報を監査人加工

| 配送方法     |       | 1食あたりの市負担委託料単価 |
|----------|-------|----------------|
| ボランティア配送 | 温蔵庫なし | 820円           |
| ボランティア配送 | 温蔵庫あり | 840円           |
| 業者直送     | 温蔵庫なし | 970円           |
| 業者直送     | 温蔵庫あり | 990円           |

出典：仕様書特記事項を監査人加工

### 配食サービス委託契約について

#### 【現状の問題点（意見36）】

1食あたりのサービス委託料単価について、平成30年度の契約時以降見直しがされていない。また、平成30年度の委託料単価の決定経緯を確認したところ、配食数減少傾向に伴い受託事業者の採算性が悪化したことを考慮し、ボランティア配送・業者直送ともに配食に係る委託料単価を85円値上げする内容であったが、同じサービスを実施する他の同一事業者との見積比較がされた形跡がない状況であった。

平成30年度当時、配食サービス事業は今ほど一般的ではなかったが、近年配食サービス事業は民間でも一般的である。このような状況で委託単価の比較を含む見直し検討を実施しないことは、契約金額の適正性が不明瞭であるといえる。

また、配食サービス委託契約は実施要項に基づき、毎年随意契約としているが、同様のサービス提供をする他の事業者が存在する状況で、随意契約を実施する意義は乏しく、事業者の採算性悪化を一部負担している委託料である現状からも、現事業者と随意契約をすることに優位性があるとは考えにくい。

配食サービスの委託契約が随意契約で実施されている理由として、安定的なサービス提供と地域資源の活用とあるが、地域資源である地域ボランティアやNPO法人が活躍する場が他にもあることは、他事業の人手不足状況からも明らかである。

生活状況の把握・孤独感の解消・安否確認の見守り目的もあることから、一般の宅配食事サービスとの単純比較は難しいことも理解できるが、当事業を今後継続するのであれば、利用者への影響に配慮し急激な変化にならないよう留意しつつも、市の財政負担や費用対効果を考慮し、委託にあたっては、サービス内容と委託料を他の事業者と比較し、契約条件について市民へ説明のできる委託業者選定方法とすることも含めて検討していくことが望まれる。

## 在宅高齢者等宅配食事サービス事業のあり方について

### 【現状の問題点（意見37）】

現状約 400 名の利用者に対して令和 3 年度においては年間約 7,500 万円のさいたま市負担が生じている状況であり、1 食あたり約 1,100 円（さいたま市負担 7,500 万円 ÷ 配食数 67,707 食 = 約 1,100 円）の費用が発生している。

高齢者数の増加や他の高齢者福祉事業の需要増加に係る今後のさいたま市財政負担を考慮し、所得制限の導入の効果についても検討を進めることも有益でないかと考える。

また、当宅配食事サービス事業以外にも、在宅高齢者に対する見守り活動の一環とされている関連事業が複数あり、利用者の重複がある状況である。（下図参照）

今後、見守り活動関連事業における制度・規程等については、重複確認も含めて再整備し、対象者の見守り情報を関係各所において共有する体制を築くなど、社会の状況に合わせて市として継続が必要なサービス事業を整理していくことが望まれる。

| 安否確認・見守りに関するサービス・事業       | 令和 3 年度対象人数 | 宅配食事サービスとの対象者の重複有無   |
|---------------------------|-------------|--|
| 配食サービス事業                  | 400 人       | 有り<br>（おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯及びこれに準じる世帯に属する者、重度心身障害者が対象） |
| ふれあい会食サービス事業              | 1,849 人     | 有り<br>（70 歳以上の一人暮らし高齢者が対象）                                       |
| 徘徊高齢者等探索サービス事業            | 67 人        | 有り<br>（満 65 歳以上の高齢者で認知症による徘徊行動がある者が対象）                           |
| ひとり暮らし高齢者安否確認等事業          | 107 人       | 有り<br>（65 歳以上のひとり暮らし高齢者が対象）                                      |
| ひとり暮らし高齢者等あんしんコールセンター相談事業 | 1,858 人     | 有り<br>（65 歳以上のひとり暮らしの高齢者で、慢性疾患等により日常生活において、常時注意を要する者が対象）         |

出典：市作成情報を監査人加工

### 30 公衆浴場利用の支援

#### (1) 事業の概要

65 歳以上のひとり暮らしの方及び高齢者のみ世帯の希望者に、市内の公衆浴場で利用できる浴場利用券を交付する。

#### 取組実績

|           |                |
|-----------|----------------|
| R3 年度取組実績 | 券交付者数 11,534 人 |
| 事業課       | 高齢福祉課          |

#### 活動指標

| 活動指標 | 分類 | R1 年度<br>(参考) | R3 年度<br>(評価年度) | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 |
|------|----|---------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|
|      | 目標 |               |                 |       |       |       |       |
|      | 実績 |               |                 |       |       |       |       |

#### 事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課   | R1 年度  |        | R2 年度  |        | R3 年度  |        |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|       | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     |
| 高齢福祉課 | 69,941 | 64,933 | 71,351 | 61,713 | 70,686 | 57,716 |

#### 令和3年度の支出の内訳

単位：円

| 項目       | 金額         |
|----------|------------|
| (浴場事業)   |            |
| 事業印刷製本費  | 316,800    |
| 手数料      | 55,825,280 |
| (日常生活用具) |            |
| 扶助費      | 784,058    |
| (生活援助員)  |            |
| 委託料      | 789,370    |
| 合計       | 57,715,508 |

#### (2) 結果及び意見

##### 現行の枠組みでの事業継続の合理性

##### 【補足説明】

本事業は、独居高齢者の孤独化や高齢者の交流の場として浴場を利用することで、高齢者の孤独化の防止や活力になるよう設けられている事業である。希望者（令和3年度は約 11,000 人）に対し 64 枚つづりの利用券を配布してお



り、16枚がいつでも利用可能、48枚は各月毎に4枚利用できるようになっている。利用できる公衆浴場は令和4年4月1日現在さいたま市内に10施設(監査実施時点では浦和区が1施設減少し合計9施設)あり以下の地域に存在している。

| 区名  | 施設数 |
|-----|-----|
| 浦和区 | 3   |
| 南区  | 3   |
| 中央区 | 1   |
| 大宮区 | 1   |
| 岩槻区 | 2   |
| 合計  | 10  |

出典：さいたま市浴場利用事業実施要綱より監査人集計

利用券を使えば、正規料金450円のところ100円で利用可能となっている(差額の350円は10円が埼玉県公衆浴場業生活衛生同業組合(以下「組合」という。)の負担、340円が市の負担となっている。)。市は340円を各公衆浴場施設運営者からの請求に基づき手数料として支払っている。上記の負担関係は、毎年市と組合が協議のうえ決定しているが、消費税率の変更や公衆浴場の利用料金自体の改訂時など以外は、実質的な負担関係に変更はない。

#### 【現状の問題点(意見38)】

以下の点で監査人は現行の事業設計で継続することの合理性に疑問を持った。

- さいたま市の10区のうち公衆浴場が存在している区は5区であり、近隣に公衆浴場の存在する高齢者へ利便性が偏っており、事業としての公平性が確保されているか疑問であること。
- アクティブチケット(7-「アクティブチケット交付事業の評価指標について」参照)の利用施設に組み込むなど、他の高齢者支援施策と統合することで、市の財政的負担を軽減しつつ高齢者の活動の促進にもつながる余地があると考えられること。
- 本事業は、公衆浴場の利用促進を後押ししており、公衆浴場事業者の経済的支援の側面も認められるが、高齢者福祉の単独事業として、後述する他政令市の事業費規模と比較しても約70百万円前後の事業費予算を投じて実施すべき事業なのかが疑問であること。

高齢者にとっての交流の場としての重要な事業であることは理解できるものの、上記記載の事項を検討してもなお、現行制度で事業継続することの適否につき検討することが望ましいと考える。

### 利用可能頻度や受益者負担額の見直しの必要性

#### 【補足説明】

利用条件は、 に記載のとおりである。

監査人がインターネット等で調査した情報及び市の調査した情報を加味した、他の政令市の同種事業の利用者条件の状況は下表のとおりである（基本、利用可能者は 65 歳以上の高齢者である。また、表に記載のない政令市については同種事業を実施していないものと推定される。）。

| 政令市名  | 利用料                                    | 自己負担額 | 自己負担率 | 利用可能頻度<br>(年間)         | 事業費<br>(R1 年度予算) |
|-------|--|-------|-------|------------------------|------------------|
| さいたま市 | 450 円                                  | 100 円 | 22%   | 64 回                   | 66,182 千円        |
| 仙台市   | 440 円                                  | 100 円 | 23%   | 24 回 (月 2 回)           | 2,950 千円         |
| 千葉市   | 450 円                                  | 100 円 | 22%   | 52 回 (毎週日曜日)           | 19,023 千円        |
| 新潟市   | 自宅に風呂ない高齢者に限定されており他市等と条件が異なるため記載していない。 |       |       |                        |                  |
| 横浜市   | 490 円                                  | 150 円 | 31%   | 12 回 (毎月)              | 11,605 千円        |
| 川崎市   | 490 円                                  | 245 円 | 50%   | 52 回 (毎週木曜日) + 3 日間無料日 | 47,486 千円        |
| 名古屋市  | 460 円                                  | 200 円 | 43%   | 24 回 (月 2 回)           | 17,760 千円        |
| 大阪市   | 490 円                                  | 300 円 | 61%   | 24 回 (月 2 回)           | 19,652 千円        |
| 岡山市   | 自宅に風呂ない高齢者に限定されており他市等と条件が異なるため記載していない。 |       |       |                        |                  |
| 福岡市   | 450 円                                  | 無料    | 0%    | 12 回 (毎月)              | 4,830 千円         |
| 北九州市  | 450 円                                  | 無料    | 0%    | 8 回 (偶数月 + 7 月、9 月)    | 3,390 千円         |

出典：各市のインターネット情報及び市作成情報より監査人要約

注) 事業費は市が調査した令和元年度の事業費予算を便宜上記載しているため、監査対象年度である令和 3 年度においては規模が異なっている可能性がある。

### 【現状の問題点（意見 39）】

上記他団体との比較の結果、自己負担率については、自己負担なしの自治体がある一方で、半額以上の自己負担を求める自治体もあるなど、さいたま市の負担が特別高い状況にはないことが見て取れる。一方で、年間の利用可能頻度や事業費予算額に関しては、さいたま市が突出して高い状況にある。もちろん、各自治体における高齢者福祉の実情は異なるため、さいたま市の現在の利用条件がすべて否定されるものではない。しかしながら、上記負担関係は毎年協議して決定されるものの、実質的な見直しは、消費税率の変更や公衆浴場の利用料金自体の改訂時などに限られる点や、 に記載した事業設計との関連でも、依然として現行の負担関係を見直す必要がないかについて検討することが望ましいと考える。

## 31 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

### (1) 事業の概要

- ・ 認知症医療・介護等に携わる方が、認知症の類型や進行段階を十分理解し、容態の変化に応じて適時・適切なサービスの提供ができるよう医療・介護等の質の向上を図っていく。
- ・ かかりつけ医、地域包括支援センター（シニアサポートセンター）、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等が連携し、認知機能に低下のある人や、認知症の人に対して早期発見・早期対応が行える体制を推進する。
- ・ 認知症の人の介護者への支援として、「認知症カフェ」の実施や気軽に相談ができる認知症相談事業など介護者の負担を軽減する支援に取り組む。

### 取組実績

|           |   |
|-----------|---|
| R3 年度取組実績 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 認知症疾患医療センターの運営（専門医療相談件数 5,224 件）</li><li>・ 認知症初期集中支援チームの活用（支援件数 57 件）</li><li>・ 医療従事者・介護従事者の認知症対応力の向上（10 種類の研修を実施）</li><li>・ 認知症地域支援推進員の配置（配置人数 34 人）</li><li>・ もの忘れ検診の推進（検診受診者数 1,988 人）</li><li>・ 認知症対策推進事業（認知症対策方針検討会議及びもの忘れ相談医研修の開催）</li><li>・ 認知症情報共有パスの提供（配布件数 5 件）</li><li>・ 認知症相談の実施（相談延べ件数 259 件）</li><li>・ 介助者が集い、相談できる場の確保（全 27 圏域で介護者カフェ・認知症カフェを実施）</li></ul> |
|-----------|---|

|     |           |
|-----|-----------|
| 事業課 | いきいき長寿推進課 |
|-----|-----------|

活動指標

| 活動指標 | 分類 | R1年度<br>(参考) | R3年度<br>(評価年度) | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|------|----|--------------|----------------|------|------|------|------|
|      | 目標 |              |                |      |      |      |      |
|      | 実績 |              |                |      |      |      |      |

事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課       | R1年度   |        | R2年度   |        | R3年度   |        |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|           | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     |
| いきいき長寿推進課 | 86,101 | 79,845 | 84,856 | 76,414 | 87,958 | 83,707 |

(2) 結果及び意見

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

32 総合的な成年後見制度利用促進施策の推進

(1) 事業の概要

- ・ 地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置
- ・ 周知・啓発
- ・ 相談対応
- ・ 市民後見人の養成等
- ・ 親族後見人等の支援
- ・ 成年後見制度利用支援事業

取組実績

|          |                    |
|----------|--------------------|
| R3年度取組実績 | 市民後見人候補者名簿登載者数 19人 |
| 事業課      | 高齢福祉課              |

活動指標

| 活動指標 | 分類 | R1年度<br>(参考) | R3年度<br>(評価年度) | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|------|----|--------------|----------------|------|------|------|------|
|      | 目標 |              |                |      |      |      |      |
|      | 実績 |              |                |      |      |      |      |

## 事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課   | R1 年度  |        | R2 年度  |        | R3 年度  |        |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|       | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     |
| 高齢福祉課 | 20,986 | 22,127 | 24,200 | 21,493 | 27,263 | 28,594 |

## 令和3年度の支出の内訳

単位：円

| 項目            | 金額         |
|---------------|------------|
| 通信運搬費         | 185,664    |
| 手数料           | 953,480    |
| 扶助費（後見人報酬助成金） | 27,454,837 |
| 合計            | 28,593,981 |

## (2) 結果及び意見

## 成年後見人への報酬の助成基準の見直しの必要性

## 【補足説明】

本事業は、認知症などにより判断能力が不十分な者で、身寄りがないなど、親族などによる後見等開始の審判の申立てができない者について、市長が代わって申立てを行う制度であり、また、成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な者に対して、市長申立の審判にかかる費用及び後見人等への報酬の助成を行う制度である。上限額（月額）は、在宅者は28,000円、施設利用者は18,000円である。なお、市の成年後見制度利用支援事業実施要綱において、報酬助成の要件の一つに「その他成年後見人等への報酬について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者」としており、単身世帯では収入基準150万円及び資産基準350万円以下と定められている。

## 【現状の問題点（意見40）】

下表のとおり、本事業の利用件数は、年々増加傾向にあり、件数の増加に比例して事業規模も拡大している状況にある。

| 年度   | 市長申立（件） | 報酬助成（件） | 申立費用（円）   | 報酬助成費用（円）  |
|------|---------|---------|-----------|------------|
| 平成29 | 67      | 51      | 1,078,519 | 9,012,158  |
| 平成30 | 84      | 88      | 1,458,696 | 16,569,591 |
| 令和1  | 71      | 101     | 1,127,312 | 20,999,675 |
| 令和2  | 86      | 98      | 1,118,037 | 20,374,805 |
| 令和3  | 83      | 140     | 1,139,144 | 27,454,837 |

出典：市作成情報を監査人加工

今後も本制度の利用件数は全国的にも増加することが想定されており、国の施策としても市民後見人の育成及び活用が急務とされている。市民後見人は、専門職後見人より割安の報酬やボランティアが想定されるため、利用者の負担を軽減するためにも市民後見人の育成強化も重要な施策であるが、市民後見人となるには一定の研修の受講や業務遂行の適正性を確保する必要がある点や、そもそも高度な専門知識が求められる場合は選任されないなど、一定のハードルが存在するため、なり手が急増する環境にはない。そのため、本制度を利用しつつ、成年後見制度を維持する必要がある。

今後利用者の増大が想定される本制度を維持するためには、例えば、成年後見制度利用支援事業実施要綱で定められている収入基準や資産基準を引き締める方向に見直すなど、見直しの余地があるのではないかと考える。

### 33 高齢・障害者権利擁護センター事業による権利擁護の推進

#### (1) 事業の概要

- ・高齢・障害者権利擁護センターを通じて、虐待等及び後見的支援に係る広報、相談対応、研修、及び市民後見人の養成と活動支援を実施する。
- ・成年後見制度利用促進法に基づく地域連携ネットワークの中核機関としての役割を担う。

#### 取組実績

|          |                            |
|----------|----------------------------|
| R3年度取組実績 | 成年後見制度に関する市民からの相談受付件数 301件 |
| 事業課      | 高齢福祉課                      |

#### 活動指標

| 活動指標 | 分類 | R1年度<br>(参考) | R3年度<br>(評価年度) | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|------|----|--------------|----------------|------|------|------|------|
|      | 目標 |              |                |      |      |      |      |
|      | 実績 |              |                |      |      |      |      |

#### 事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課   | R1年度 |    | R2年度   |        | R3年度   |        |
|-------|------|----|--------|--------|--------|--------|
|       | 予算   | 実績 | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     |
| 高齢福祉課 |      |    | 28,008 | 27,570 | 31,349 | 29,402 |

(2) 結果及び意見

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

34 虐待防止、早期発見、対応の推進

(1) 事業の概要

- ・平成 30 (2018) 年に厚生労働省が改訂した「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」に基づき対応する。
- ・高齢・障害者権利擁護センターを通じて、養護者による虐待への対応にあたる区役所や地域包括支援センター(シニアサポートセンター)等の機関の職員を対象として、対応力を向上させるための研修を行う。
- ・同機関に対し、必要に応じて弁護士等からの助言を受ける機会を提供する。

取組実績

|           |   |
|-----------|---|
| R3 年度取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修延べ受講者数 114 名</li> <li>・養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、相談が寄せられた場合は迅速かつ適切な対応を行い、状況の改善等に努めた。</li> </ul> |
| 事業課       | 高齢福祉課、介護保険課   |

活動指標

| 活動指標     | 分類 | R1 年度<br>(参考) | R3 年度<br>(評価年度) | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 |
|----------|----|---------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|
| 研修延べ受講者数 | 目標 |               | 110 人           | 110 人 | 110 人 |       |       |
|          | 実績 | 102 人         | 114 人           |       |       |       |       |

事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課   | R1 年度   |         | R2 年度   |         | R3 年度   |         |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|       | 予算      | 実績      | 予算      | 実績      | 予算      | 実績      |
| 高齢福祉課 | 544,720 | 548,033 | 566,961 | 547,766 | 563,255 | 560,697 |
| 高齢福祉課 |         |         | 28,008  | 27,570  | 31,349  | 29,402  |
| 合計    | 544,720 | 548,033 | 594,969 | 575,336 | 594,604 | 590,099 |

(2) 結果及び意見

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

### 35 日常生活自立支援等の推進と権利擁護ネットワークの強化

#### (1) 事業の概要

「あんしんサポートさいたま(日常生活自立支援事業)」の充実を支援するとともに、普及拡大を図るためのPRに努めていく。「あんしんサポートさいたま(日常生活自立支援)」において、経済的虐待や高齢者を狙う悪徳商法や詐欺等への対応など、複雑化するケースに対し適切な支援が行えるよう、認知症高齢者及び障害者の権利擁護に係る各機関等との連携を強化する。

#### 取組実績

|          |       |
|----------|-------|
| R3年度取組実績 | -     |
| 事業課      | 福祉総務課 |

#### 活動指標

| 活動指標       | 分類 | R1年度<br>(参考) | R3年度<br>(評価年度) | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|------------|----|--------------|----------------|------|------|------|------|
| 問合せ、相談援助件数 | 目標 |              |                |      |      |      |      |
|            | 実績 | 2,200件       | 3,539件         |      |      |      |      |
| 契約締結件数     | 目標 |              |                |      |      |      |      |
|            | 実績 | 36件          | 17件            |      |      |      |      |
| 終了件数       | 目標 |              |                |      |      |      |      |
|            | 実績 | 25件          | 40件            |      |      |      |      |

#### 事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課   | R1年度   |        | R2年度   |        | R3年度   |        |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|       | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     |
| 福祉総務課 | 41,721 | 41,320 | 42,008 | 41,293 | 41,837 | 40,965 |

#### (2) 結果及び意見

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

### 36 介護者が集い、相談できる場の確保

#### (1) 事業の概要

・地域包括支援センター(シニアサポートセンター)主催で、介護者同士の情



報交換、悩みごとの相談、介護技術の講習などを行う介護者サロン（「認知症カフェ」を含む）を実施する。

- ・介護者がほっとひと息つきたい時に立ち寄ることができ、気軽に会話を楽しみ、何もせずにゆったり過ごしてもらえる場所として、多様な運営形式による介護者カフェの開設を支援する。
- ・「認知症カフェ」は、認知症の人本人にとっては自ら活動し、地域とつながることができる場、家族にとっては介護についての悩みを相談できる場、地域の方にとっては認知症についての理解を深めることができる場として位置付けられる等、様々な効果が期待される。「認知症カフェ」は「おれんじパートナー」の活動の場の一つにもなっており、認知症の人とその家族にやさしい地域づくりの拠点として運営する。

#### 取組実績

|           |  |
|-----------|--|
| R3 年度取組実績 | 介護者サロンや認知症カフェを 320 回開催しました。介護者カフェを 5 箇所開催した。 |
| 事業課       | いきいき長寿推進課                                    |

#### 活動指標

| 活動指標        | 分類 | R1 年度<br>(参考) | R3 年度<br>(評価年度) | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 |
|-------------|----|---------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|
| 介護者サロンの開催回数 | 目標 |               | 900 回           | 900 回 | 900 回 |       |       |
|             | 実績 | 899 回         | 320 回           |       |       |       |       |
| 介護カフェの開催箇所  | 目標 |               | 10 箇所           | 20 箇所 | 30 箇所 |       |       |
|             | 実績 | 7 箇所          | 5 箇所            |       |       |       |       |

#### 事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課       | R1 年度 |       | R2 年度 |       | R3 年度 |       |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|           | 予算    | 実績    | 予算    | 実績    | 予算    | 実績    |
| いきいき長寿推進課 | 9,510 | 7,393 | 9,510 | 1,809 | 9,510 | 2,810 |

#### 支出の内訳

単位：円

| 項目          | 金額        |
|-------------|-----------|
| 負担金、補助及び交付金 | 1,210,001 |
| 委託料         | 1,600,000 |
| 合計          | 2,810,001 |

## (2) 結果及び意見

### 評価指標について

#### 【補足説明】

|      | 介護者サロン  | 介護者カフェ   |
|------|---|--|
| 事業内容 | 地域包括支援センター（シニアサポートセンター）主催で、介護者同士の情報交換、悩みごとの相談、介護技術の講習などを行う介護者サロン（「認知症カフェ」を含む）を実施する。 | 介護者がほっとひと息つきたい時に立ち寄ることができ、気軽に会話を楽しみ、何もせずにゆったり過ごしてもらえる場所として、多様な運営形式による介護者カフェの開設を支援する。 |
| 事業者  | -   | 5事業者（2事業者はR3年度から追加）  |
| 評価指標 | 開催回数<br>目標 900回/実績 320回   | 開催箇所数<br>目標 10箇所/実績 5箇所  |

#### 【現状の問題点（意見41）】

介護者カフェについては事業者を随時増やしながら拠点増加を積極的に実施している。そのため、回数や開催箇所数を増加させることで必要のある人との接点を増やすことにつながっていると考えられる。しかしながら今後は介護者カフェや介護者サロンの回数等だけではなく、いかに必要とする人を誘導し、出席につなげることも重要となると考えられる。そのため、出席者数を増加させることも重要と考えられ、評価指標への追加等を検討することが望まれる。

## 37 敬老祝金の支給

### (1) 事業の概要

- ・長寿をお祝いするため、当該年度の9月15日時点において、満年齢75歳の方に5千円、80歳・85歳・90歳・95歳の方及び100歳以上の方に1万円の敬老祝金を贈呈する。

#### 取組実績

|          |                   |
|----------|-------------------|
| R3年度取組実績 | R3年度 贈呈者数 36,009人 |
| 事業課      | 高齢福祉課             |

#### 活動指標

| 活動指標   | 分類 | R1年度<br>(参考) | R3年度<br>(評価年度) | R4年度    | R5年度    | R6年度 | R7年度 |
|--------|----|--------------|----------------|---------|---------|------|------|
| 支給対象者数 | 目標 |              | 36,500人        | 44,200人 | 44,200人 |      |      |

|  |    |          |          |  |  |  |  |
|--|----|----------|----------|--|--|--|--|
|  | 実績 | 34,894 人 | 36,009 人 |  |  |  |  |
|--|----|----------|----------|--|--|--|--|

事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課   | R1 年度   |         | R2 年度   |         | R3 年度   |         |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|       | 予算      | 実績      | 予算      | 実績      | 予算      | 実績      |
| 高齢福祉課 | 284,963 | 277,734 | 288,323 | 290,144 | 313,550 | 308,086 |

支出の内訳

単位：円

| 項目            | 金額          |
|---------------|-------------|
| 報償費           | 307,070,000 |
| 消耗品費（封筒）      | 26,087      |
| その他委託料（はがき印刷） | 990,000     |
| 合計            | 308,086,087 |

(2) 結果及び意見

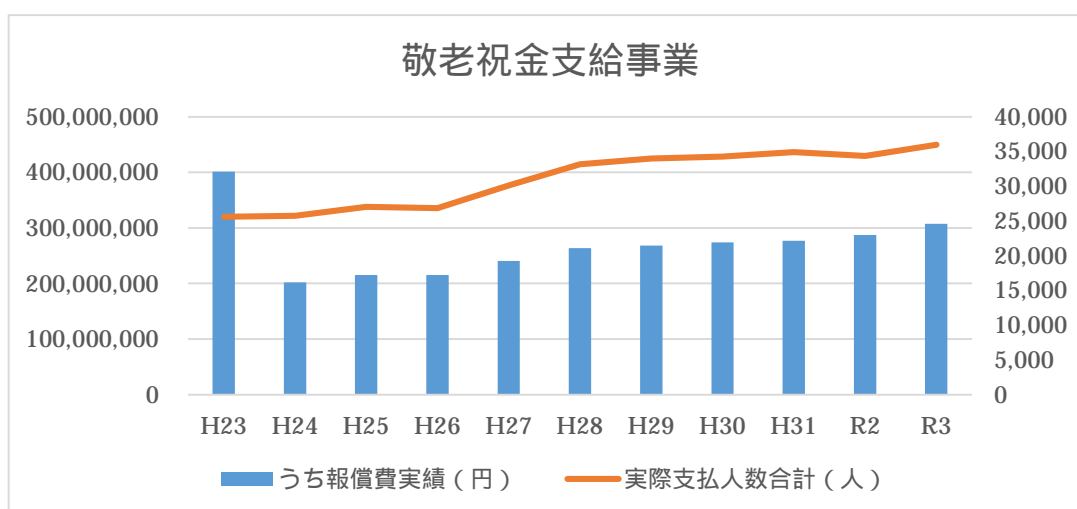
敬老祝金支給事業のあり方について

【現状の問題点（意見42）】

当事業に関するさいたま市負担実績金額と支給対象者の推移は以下のとおりである。

平成 24 年度に一度、さいたま市への財政負担を考慮し他の事業内容と共に整理がなされ支給額や対象者について見直しがされた結果、一度敬老祝金支給事業に係るさいたま市負担実績金額が削減された。しかし、その後は見直しがされておらず、支給対象者が増加している影響により近年では平成 24 年度の実績額の約 1.5 倍の財政負担となっている状況である。

敬老祝金支給事業のさいたま市負担額と支給対象者数の推移



出典：市作成情報を監査人加工

一方で、他の政令指定都市の現状の敬老祝金支給の状況は下記のとおりである。他の施策やサービスとの兼ね合いもあり単純比較は難しいが、敬老祝金支給事業としては、他の政令指定都市では廃止している自治体もある中、支給内容や対象者もさいたま市は他市と比較して極めて手厚い状況といえる。

敬老祝金支給事業のさいたま市負担額と支給対象者数の推移状況のとおり、高齢者の人口増加に伴い対象者の増加が今後も見込まれることを踏まえると市の財政が逼迫する可能性も考えられる。

高齢者人口の増加、市の財政状況の逼迫、単身高齢者の見守り需要の拡大、DXなどの新たな技術の登場といった状況を踏まえ、市として行うべき高齢者福祉事業を検討する中で、時機を捉えて敬老祝金事業についても併せて検討を行うことが望まれる。

#### 政令指定都市における敬老祝金支給実施状況

(札幌市、横浜市、川崎市、相模原市(令和3年度までで廃止)、新潟市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、福岡市及び熊本市は、実施していない。)

| 都市名    | さいたま市                    |         | 仙台市  |         | 千葉市   |         |
|--------|--------------------------|---------|------|---------|---|---------|
|        | 年齢                       | 金額      | 年齢   | 金額      | 年齢  | 金額      |
| 年齢及び金額 | 75歳                      | 5,000円  | 88歳  | 10,000円 | 99歳   | 50,000円 |
|        | 80歳                      | 10,000円 | 100歳 | 50,000円 |   |         |
|        | 85歳                      | 10,000円 |      |         |   |         |
|        | 90歳                      | 10,000円 |      |         |   |         |
|        | 95歳                      | 10,000円 |      |         |   |         |
|        | 100歳以上                   | 10,000円 |      |         |   |         |
| 備考     | ・平成24年度から支給額をそれまでの半額とした。 |         |      |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度まで、77歳に1万円、88歳に3万円、99歳に5万円を贈呈していたが平成27年度から現行に変更。</li> <li>・平成27年度は経過措置として88歳に1万円を贈呈。平成28年度は祝品とメッセージカードを贈呈。</li> </ul> |         |

| 都市名    | 静岡市   |          | 浜松市  |         | 名古屋市  |         |
|--------|---|----------|------|---------|---|---------|
|        | 年齢  | 金額       | 年齢   | 金額      | 年齢  | 金額      |
| 年齢及び金額 | 80歳   | 5,000円   | 88歳  | 10,000円 | 数え88歳   | 3,000円  |
|        | 88歳   | 10,000円  | 100歳 | 30,000円 | 数え100歳  | 30,000円 |
|        | 108歳  | 200,000円 |      |         |   |         |
|        |   |          |      |         |   |         |
|        |   |          |      |         |   |         |
| 備考     | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度に77歳（5,000円）を80歳に変更。</li> <li>平成28年度に99歳（20,000円）を廃止。</li> <li>平成28年度に108歳の金額を3万円から20万円に増額。</li> </ul> |          | /    |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度に88歳を金券から現金に変更。</li> </ul> |         |

| 都市名    | 広島市  |         | 北九州市   |         |
|--------|--|---------|--|---------|
|        | 年齢   | 金額      | 年齢   | 金額      |
| 年齢及び金額 | 88歳  | 商品券     | 88歳  | 10,000円 |
|        |  | 5,000円  | 100歳   | 20,000円 |
|        | 100歳   | 30,000円 |  |         |
|        |  |         |  |         |
|        |  |         |  |         |
| 備考     | <ul style="list-style-type: none"> <li>88歳の商品券は「全国百貨店共通商品券」。</li> <li>平成23年度から現行。</li> </ul> |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度まで77歳に1万円、88歳に2万円、100歳に2万円の贈呈を、平成27年度に現行の年齢・金額に変更。</li> </ul> |         |

出典：市作成情報を監査人が加工

## 38 敬老会等の開催支援

### (1) 事業の概要

当該年の12月31日までに満75歳以上となる高齢者を対象として、敬老の日を中心に地域において敬老会等事業を開催する地区社会福祉協議会等に補助金を交付し、地域の長寿慶祝活動を支援する。

#### 取組実績

|          |                 |
|----------|-----------------|
| R3年度取組実績 | 補助対象者数 164,503人 |
| 事業課      | 高齢福祉課           |

#### 活動指標

| 活動指標 | 分類 | R1年度<br>(参考) | R3年度<br>(評価年度) | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|------|----|--------------|----------------|------|------|------|------|
|      | 目標 |              |                |      |      |      |      |
|      | 実績 |              |                |      |      |      |      |

#### 事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課   | R1年度    |         | R2年度    |         | R3年度    |         |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|       | 予算      | 実績      | 予算      | 実績      | 予算      | 実績      |
| 高齢福祉課 | 192,241 | 187,551 | 196,571 | 192,087 | 203,981 | 197,123 |

#### 令和3年度の支出の内訳

単位：円

| 項目          | 金額          |
|-------------|-------------|
| 消耗品費        | 114,218     |
| 負担金、補助及び交付金 | 197,009,370 |
| 合計          | 197,123,588 |

### (2) 結果及び意見

#### 現行の枠組みでの事業継続の合理性

##### 【補足説明】

本事業は、長寿を祝い高齢者を地域で見守る風土を醸成するため、市内に52ある地区社会福祉協議会が実施する敬老会に参加する75歳以上の後期高齢者に対する長寿慶祝活動の事業費を補助するものである。補助金は一人当たり一律1,200円が支払われ、令和3年度は164,503人が対象者であった。

市が、他の政令市での当該事業の実施状況等を調査した結果は下表のとおりである（令和2年度又は令和3年度の情報に基づく。また、表に記載のない政

令市については同種事業を実施していないものと推定される。 )。

| 政令市名  | 対象人数(A)    | 事業費（R2 年度又は3 年度予算）(B) | 一人当たり事業費 (B)/(A) |
|-------|------------|-----------------------|------------------|
| さいたま市 | 164,503 人  | 203,981 千円            | 1,239 円          |
| 相模原市  | 55,056 人   | 34,398 千円             | 625 円            |
| 千葉市   | 約 29,000 人 | 64,997 千円             | 2,241 円          |
| 新潟市   | 不明         | 11,149 千円             | -                |
| 静岡市   | 78,622 人   | 181,341 千円            | 2,306 円          |
| 浜松市   | 106,197 人  | 210,000 千円            | 1,977 円          |
| 岡山市   | 55,581 人   | 74,290 千円             | 1,336 円          |
| 北九州市  | 112,073 人  | 124,890 千円            | 1,114 円          |

出典：市作成情報より監査人が要約

#### 【現状の問題点（意見 43）】

上表のとおり、同種事業を実施している他の政令市との比較においては、一人当たりの事業費は高くないものの、75 歳以上の後期高齢者全員を対象者としていることから、事業費総額は浜松市に次いで突出して高い状況にある。もちろん、各自治体における高齢者福祉の実情は異なるため、さいたま市の現在の施策がすべて否定されるものではないものの、事業費総額が増加傾向にある点や、敬老祝金支給事業(37-(2)-「敬老祝金支給事業のあり方について」参照)と重複感がある点などを考慮し、補助金が一人当たり一律1,200 円であることの見直しの要否、対象者の年齢要件が75 歳以上であることの見直しの要否などの視点で、見直す必要がないかを検討すべきと考える。

#### 補助金の実績報告書の記載内容について

##### 【補足説明】

サンプルで、浦和区役所管轄の一部の地区社協の補助金利用の実績状況と報告内容を確認した結果は下表のとおりである。

| 地区社協名<br>項<br>目 | A 地区 | B 地区 | C 地区 | D 地区 | E 地区 | F 地区 |
|-----------------|------|------|------|------|------|------|
| 対象自治会<br>等の数    | 5    | 17   | 記載なし | 14   | 16   | 18   |

|                   |           |           |             |           |             |           |
|-------------------|-----------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|
| 対象人数              | 1,705 人   | 2,886 人   | 3,932 名     | 2,610 人   | 2,148 人     | 5,057 人   |
| 収入額(補助金額)(円)      | 2,046,000 | 3,463,200 | 4,718,400   | 3,132,000 | 2,577,600   | 6,068,400 |
| 支出額(円)            | 2,046,000 | 4,838,319 | 4,718,400   | 3,132,000 | 2,591,924   | 6,068,400 |
| 支出内訳の記載の有無        | 有(全額記念品等) | 有(全額記念品等) | 有(記念品等+諸経費) | 有(全額記念品等) | 有(記念品等+諸経費) | 有(全額記念品等) |
| 自治会等ごとの収支内訳の記載の有無 | 有         | 有         | なし          | なし        | 有           | なし        |

出典：監査人作成

#### 【現状の問題点(意見 44)】

各地区社協の実績報告は、上表のとおり、収入額(=補助金額)を上限に支出実績を記載しているケースと、収入額を超えて事業費全体の支出実績を記載しているケースがあることや、自治会等ごとの収支実績を記載しているケースと記載していないケースがあるなど、地区社協によって報告の仕方が異なっていた。この点については、さいたま市内に 52 ある地区社協への指導の費用対効果を勘案のうえ、記載内容を統一すべきことの必要性について検討すべきと考える。

次に、いずれの自治会においても、敬老会の記念写真や記念品を贈呈している写真を実績報告に添付しているが、事業費の請求書や領収証等のエビデンスは添付されていない状況であった。

この点、敬老会等事業補助金交付要綱第 10 条には以下の記載があり、エビデンスの添付までは求めていないため、直ちに要綱に抵触する状況にはない。

(実績報告)

第 10 条 補助金の交付決定を受けた者は、事業が完了したとき、敬老会等事業補助金実績報告書(様式第 5 号)を市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

一方で、同要綱第 14 条には以下の記載がある。

(関係書類の整備等)

第 14 条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る経費の収入支出を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、5 年間保存しておかなければならない。

今回自治会等ごとの収支報告内訳がない地区社協については、収入支出を明らかにした書類を整備する必要がある点からも、報告を求めることが望まれる。



### 39 軽費老人ホーム（ケアハウス）の管理運営

#### (1) 事業の概要

軽費老人ホームは、身体機能の低下や独立した生活を送ることに不安がある60歳以上の者を対象に、家族による援助が望めない高齢者を受け入れる施設で、市内に5施設（定員：282人）ある。

入所者に対して快適な生活が保障されるよう、適正な運営指導を行うとともに、軽費老人ホームを運営する社会福祉法人が入所者から徴収すべき事務費の一部を減額した額を助成している。

なお、入所者は定員を満たしていない状況であるため、施設数と入所定員の変更は第8期計画（さいたまいきいき長寿応援プラン2023）では行っていない。

#### 取組実績

|          |       |
|----------|-------|
| R3年度取組実績 | -     |
| 事業課      | 介護保険課 |

#### 活動指標

| 活動指標 | 分類 | R1年度<br>(参考) | R3年度<br>(評価年度) | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|------|----|--------------|----------------|------|------|------|------|
|      | 目標 |              |                |      |      |      |      |
|      | 実績 |              |                |      |      |      |      |

#### 事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課   | R1年度    |         | R2年度    |         | R3年度    |         |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|       | 予算      | 実績      | 予算      | 実績      | 予算      | 実績      |
| 介護保険課 | 103,523 | 103,180 | 110,080 | 103,551 | 109,249 | 105,270 |

#### 令和3年度の支出の内訳

単位：円

| 項目                                  | 金額         |
|-------------------------------------|------------|
| 軽費老人ホームのサービス提供に要する費用補助金             |            |
| 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団<br>(ケアハウスぎんもくせい) | 11,124,600 |
| 社会福祉法人 欣彰会<br>(ケアハウスみたがい)           | 28,972,440 |
| 社会福祉法人 瑞泉<br>(ケアハウスヴェルデ八雲)          | 15,686,780 |
| 社会福祉法人 美星会<br>(ケアハウス美星苑)            | 13,809,432 |

|                           |             |
|---------------------------|-------------|
| 社会福祉法人 城南会<br>(ケアハウスしらさぎ) | 35,676,574  |
| 合計                        | 105,269,826 |

## (2) 結果又は意見

### 施設設置計画と人口推計との整合性

#### 【補足説明】

市の各種介護施設等の数や利用者数の推移(将来計画含む)は下表のとおりである。

#### 施設数の推移(各年度4月1日時点)

|                          | 実績        |           |          |          |          |          | 計画       |          |          |
|--------------------------|-----------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|                          | H29<br>年度 | H30<br>年度 | R1年<br>度 | R2<br>年度 | R3<br>年度 | R4<br>年度 | R5<br>年度 | R6<br>年度 | R7<br>年度 |
| 軽費老人ホーム<br>(ケアハウス)       | 5         | 5         | 5        | 5        | 5        | 5        | 5        | 5        | 未定       |
| 介護老人福祉施設<br>(特別養護老人ホーム)  | 62        | 65        | 68       | 70       | 70       | 70       | 72       | 72       | 72       |
| 認知症対応型共同生活介護(認知症グループホーム) | 51        | 53        | 53       | 54       | 59       | 63       | 68       | 73       | 76       |
| 地域密着型介護老人福祉施設            | 3         | 3         | 4        | 4        | 4        | 5        | 5        | 9        | 11       |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護           | 8         | 7         | 7        | 6        | 6        | 8        | 9        | 10       | 10       |
| 小規模多機能型居宅介護              | 14        | 14        | 14       | 14       | 15       | 15       | 15       | 18       | 21       |
| 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)   | 1         | 1         | 1        | 1        | 2        | 3        | 4        | 5        | 6        |

出典：市作成資料を監査人加工

入居者数の推移（各年度4月1日時点）

単位：人

|                          | 実績    |          |       |          |       |          |       |          |       |          |
|--------------------------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|
|                          | H29年度 |          | H30年度 |          | R1年度  |          | R3年度  |          | R4年度  |          |
|                          | 定員    | 入居者・利用者数 | 定員    | 入居者・利用者数 | 定員    | 入居者・利用者数 | 定員    | 入居者・利用者数 | 定員    | 入居者・利用者数 |
| 軽費老人ホーム<br>（ケアハウス）       | 282   | 259      | 282   | 252      | 282   | 252      | 282   | 244      | 282   | 234      |
| 介護老人福祉施設<br>（特別養護老人ホーム）  | 5,693 | 4,456    | 6,057 | 4,661    | 6,416 | 4,901    | 6,756 | 5,423    | 6,761 | 5,355    |
| 認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム） | 1,024 | 853      | 1,060 | 938      | 1,051 | 989      | 1,177 | 1,047    | 1,249 | 1,096    |
| 地域密着型介護老人福祉施設            | 87    | 56       | 87    | 85       | 111   | 81       | 111   | 102      | 140   | 103      |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護           | -     | 64       | -     | 69       | -     | 51       | -     | 69       | -     | 70       |
| 小規模多機能型居宅介護              | 382   | 265      | 386   | 253      | 398   | 251      | 427   | 265      | 427   | 278      |
| 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）   | 29    | 6        | 29    | 15       | 29    | 14       | 58    | 16       | 87    | 56       |

|                         | 計画    |          |       |          |       |          |
|-------------------------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|
|                         | R5年度  |          | R6年度  |          | R7年度  |          |
|                         | 定員    | 入居者・利用者数 | 定員    | 入居者・利用者数 | 定員    | 入居者・利用者数 |
| 軽費老人ホーム<br>（ケアハウス）      | 282   | 248      | 282   | 248      | 未定    | 未定       |
| 介護老人福祉施設<br>（特別養護老人ホーム） | 6,917 | 6,064    | 6,917 | 6,232    | 6,917 | 6,400    |

|                          |       |       |       |       |       |       |
|--------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム） | 1,375 | 1,219 | 1,465 | 1,254 | 1,501 | 1,289 |
| 地域密着型介護老人福祉施設            | 140   | 186   | 256   | 195   | 314   | 204   |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護           | -     | 101   | -     | 105   | -     | 110   |
| 小規模多機能型居宅介護              | 427   | 351   | 514   | 363   | 601   | 375   |
| 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）   | 116   | 77    | 145   | 77    | 174   | 77    |

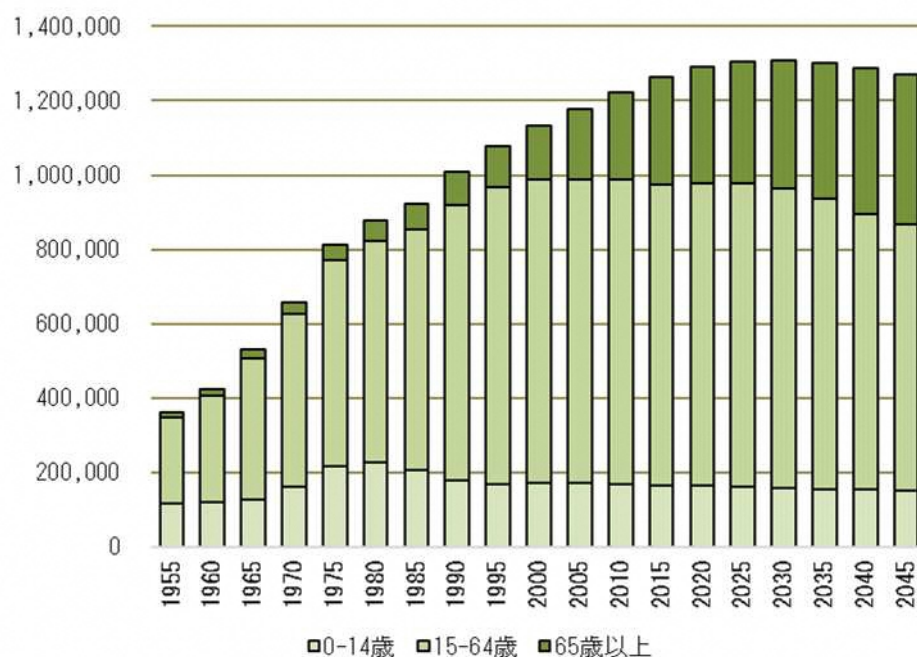
市が保険者となっている入居者のみ

出典：市作成資料を監査人加工

待機者数の推移（各年度4月1日時点）

|                          | 実績                          |       |       |      |      | 計画   |      |      |      |
|--------------------------|-----------------------------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|
|                          | H29年度                       | H30年度 | R1年度  | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
| 軽費老人ホーム（ケアハウス）           | 把握していない。                    |       |       |      |      |      |      |      |      |
| 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）      | 1,132                       | 1,049 | 1,003 | 752  | 791  | -    | -    | -    | -    |
| 認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム） | 把握していない。                    |       |       |      |      |      |      |      |      |
| 地域密着型介護老人福祉施設            | 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と合算して計上。 |       |       |      |      |      |      |      |      |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護           | 把握していない。                    |       |       |      |      |      |      |      |      |
| 小規模多機能型居宅介護              | 把握していない。                    |       |       |      |      |      |      |      |      |
| 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）   | 把握していない。                    |       |       |      |      |      |      |      |      |

また、市の人口推計は以下のとおりである。



|      | 人口        |         |         |         | 構成比   |        |       |
|------|-----------|---------|---------|---------|-------|--------|-------|
|      | 総数        | 0-14歳   | 15-64歳  | 65歳以上   | 0-14歳 | 15-64歳 | 65歳以上 |
| 1955 | 360,794   | 117,213 | 228,147 | 15,434  | 32.5% | 63.2%  | 4.3%  |
| 1960 | 424,068   | 119,373 | 285,503 | 19,192  | 28.1% | 67.3%  | 4.5%  |
| 1965 | 530,675   | 127,827 | 378,812 | 24,036  | 24.1% | 71.4%  | 4.5%  |
| 1970 | 657,425   | 161,687 | 463,710 | 32,028  | 24.6% | 70.5%  | 4.9%  |
| 1975 | 813,712   | 217,267 | 553,465 | 42,980  | 26.7% | 68.0%  | 5.3%  |
| 1980 | 879,291   | 226,046 | 596,675 | 56,570  | 25.7% | 67.9%  | 6.4%  |
| 1985 | 922,757   | 205,249 | 647,078 | 70,430  | 22.2% | 70.1%  | 7.6%  |
| 1990 | 1,007,569 | 178,970 | 741,215 | 87,384  | 17.8% | 73.6%  | 8.7%  |
| 1995 | 1,078,545 | 168,982 | 797,290 | 112,273 | 15.7% | 73.9%  | 10.4% |
| 2000 | 1,133,300 | 170,191 | 817,805 | 145,304 | 15.0% | 72.2%  | 12.8% |
| 2005 | 1,176,314 | 170,751 | 818,206 | 187,356 | 14.5% | 69.6%  | 15.9% |
| 2010 | 1,222,434 | 167,310 | 819,761 | 235,363 | 13.7% | 67.1%  | 19.3% |
| 2015 | 1,263,979 | 165,298 | 810,314 | 288,367 | 13.1% | 64.1%  | 22.8% |
| 2020 | 1,292,443 | 163,350 | 814,339 | 314,754 | 12.6% | 63.0%  | 24.4% |
| 2025 | 1,306,762 | 159,516 | 818,867 | 328,379 | 12.2% | 62.7%  | 25.1% |
| 2030 | 1,309,340 | 156,531 | 807,858 | 344,951 | 12.0% | 61.7%  | 26.3% |
| 2035 | 1,302,232 | 154,249 | 781,287 | 366,696 | 11.8% | 60.0%  | 28.2% |
| 2040 | 1,288,344 | 152,778 | 741,622 | 393,944 | 11.9% | 57.6%  | 30.6% |
| 2045 | 1,270,361 | 150,284 | 718,445 | 401,632 | 11.8% | 56.6%  | 31.6% |

出典：埼玉県の市町村別将来人口推計ツールを使用して監査人作成

65歳以上の人口は、2020年の314,754人（構成比24.4%）から、2045年には401,632人（構成比31.6%）と約1.3倍に増加する推計となっている。

なお、さいたま市が実施している人口推計は、住民基本台帳を基にした同時出生集団の一定期間における人口の変化率に着目し独自推計を行っているため、上記監査人の試算結果とは乖離しているものの、大きな傾向としては相違ないことを確認している。

#### 【現状の問題点（意見45）】

さいたま市では、第7期計画及び、第8期計画（さいたまいきいき長寿応援プラン2023）作成の過程で、各種高齢者福祉施設の将来の施設数や入居者数について、令和7年度までの見通しを作成している。一方で、施設の利用待機者については、現時点では把握できていない施設等もあるとのことであった。

今後、第8期計画見直しや、第9期計画（仮称）の作成に際しては、以下の点を考慮することが望ましいと考える。

- 各施設の利用待機者数（将来見通し含む）を把握する。
- 人口推計と上記利用待機者数の見通し施設の拡充計画との整合性を定量的な数値をもとに説明可能にする。

## 40 消費生活相談の実施

### （1）事業の概要

商品・サービスの契約、解約に関することや衣食住等消費生活全般に関する苦情やトラブルの相談窓口として、消費生活総合センター、浦和消費生活センター及び岩槻消費生活センターの3つの相談窓口を設け、消費生活や商品知識に精通した専門の消費生活相談員を配置し、市民の方から寄せられる消費生活相談に対し消費者被害の拡大防止のため助言、相談者と事業者とのあっせん、他機関の紹介等の対応を行っている。

#### 取組実績

|          |            |
|----------|------------|
| R3年度取組実績 | -          |
| 事業課      | 消費生活総合センター |

#### 活動指標

| 活動指標                 | 分類 | R1年度<br>(参考) | R3年度<br>(評価年度) | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|----------------------|----|--------------|----------------|------|------|------|------|
| 消費者トラブル対策が充実していると思う市 | 目標 |              | 42%            |      |      |      |      |

|      |    |  |     |  |  |  |  |
|------|----|--|-----|--|--|--|--|
| 民の割合 | 実績 |  | 37% |  |  |  |  |
|------|----|--|-----|--|--|--|--|

事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課        | R1 年度  |        | R2 年度  |        | R3 年度  |        |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|            | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     |
| 消費生活総合センター | 46,620 | 44,557 | 54,080 | 46,840 | 59,733 | 56,652 |

(2) 結果及び意見

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

41 道路・交通におけるバリアフリー化の推進

(1) 事業の概要

- ・「さいたま市バリアフリー基本構想」に基づき、重点整備地区（大宮地区、北浦和地区、浦和地区、さいたま新都心・北与野地区、武蔵浦和地区、岩槻地区）のバリアフリー化を推進する。
- ・重点整備地区のバリアフリー化を進めていくため、各特定事業の進捗状況を毎年確認し、さいたま市バリアフリー専門部に報告する。
- ・各特定事業の進捗状況や「まちあるき勉強会」の結果等の情報を発信します。
- ・バリアフリー等の整備が進捗している地域については、適宜、バリアフリーの整備状況を確認する「まちあるき勉強会」を開催する。

取組実績

|           |             |
|-----------|-------------|
| R3 年度取組実績 | -           |
| 事業課       | 道路環境課、交通政策課 |

活動指標

| 活動指標       | 分類 | R1 年度<br>(参考) | R3 年度<br>(評価年度) | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 |
|------------|----|---------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|
|            | 目標 |               |                 |       |       |       |       |
|            | 実績 |               |                 |       |       |       |       |
| バリアフリー化の推進 | 目標 |               | バリアフリー化の推進      |       |       |       |       |
|            | 実績 | ホームドア補助2件     | 補助0件            |       |       |       |       |

事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課   | R1 年度  |        | R2 年度  |        | R3 年度  |        |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|       | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     |
| 道路環境課 | 27,775 | 0      | 33,751 | 16,198 | 17,715 | 10,290 |
| 交通政策課 | 98,690 | 90,000 | 68,052 | 63,853 | 0      | 0      |

(2) 結果及び意見

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

42 高齢者の交通事故の減少

(1) 事業の概要

高齢者が交通事故のない安心で安全な生活が送れるように、自治会や老人クラブ等と連携を図り、交通安全教室を開催し、交通安全意識の向上を推進している。

また、高齢ドライバー一人ひとりに対し、身体機能や認知機能の低下などの課題を認識してもらい、それに応じた歩行や自転車の乗り方などを学ぶとともに、高齢者自らが運転免許返納を検討する機会を提供している。

開催にあたっては、市の会計年度任用職員である「交通教育指導員」による出張形式で行っており、DVDや寸劇を用いて、視覚的にも理解しやすい講話を行っている。

取組実績

|           |         |
|-----------|---------|
| R3 年度取組実績 | -       |
| 事業課       | 市民生活安全課 |

活動指標

| 活動指標             | 分類 | R1 年度<br>(参考) | R3 年度<br>(評価年度) | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 |
|------------------|----|---------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|
| 高齢者対象の交通安全教室受講者数 | 目標 |               | 2,100 人         |       |       |       |       |
|                  | 実績 | 2,071 人       | 529 人           |       |       |       |       |

事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課     | R1 年度  |        | R2 年度  |        | R3 年度  |        |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|         | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     |
| 市民生活安全課 | 12,553 | 11,325 | 12,364 | 10,632 | 14,169 | 11,475 |



(2) 結果及び意見

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

43 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

(1) 事業の概要

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、日常生活において常に介護が必要で、在宅での適切な介護が困難な者が入所し、食事、入浴など必要な介護サービスが受けられる施設である。令和4年4月1日時点で開設済みの施設数及び入所定員数は、70施設、6,761人となっている。必要数の整備は既に完了している状況であることから、第8期計画においては施設数と入所定員の変更は行っていない。

第7期計画中に採択した計画に対して、開設に向けての進行管理を行うとともに、運営する社会福祉法人等の負担を軽減し介護基盤の整備を推進するため建設費用等の整備費の一部を補助している。

取組実績

|          |       |
|----------|-------|
| R3年度取組実績 | -     |
| 事業課      | 介護保険課 |

活動指標

| 活動指標 | 分類 | R1年度<br>(参考) | R3年度<br>(評価年度) | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|------|----|--------------|----------------|------|------|------|------|
|      | 目標 |              |                |      |      |      |      |
|      | 実績 |              |                |      |      |      |      |

事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課   | R1年度      |           | R2年度    |         | R3年度    |        |
|-------|-----------|-----------|---------|---------|---------|--------|
|       | 予算        | 実績        | 予算      | 実績      | 予算      | 実績     |
| 介護保険課 | 1,419,141 | 1,416,523 | 228,660 | 210,900 | 354,312 | 34,632 |

令和3年度の支出の内訳

単位：円

| 項目                                      | 金額         |
|---|------------|
| 老人福祉施設整備費補助金                            |            |
| 社会福祉法人 悠揚会<br>( (仮称) 特別養護老人ホームはるばてお大宮 ) | 14,208,000 |
| 社会福祉法人 騏忠会                              | 2,664,000  |

|                                      |            |
|--------------------------------------|------------|
| (特別養護老人ホーム 浦和しぶや苑)                   |            |
| 社会福祉法人 美光会<br>( (仮称) 特別養護老人ホームみさき苑 ) | 17,760,000 |
| 合計                                   | 34,632,000 |

## (2) 結果及び意見

39「軽費老人ホーム(ケアハウス)の管理運営」に記載

### 44 認知症対応型共同生活介護(認知症グループホーム)

#### (1) 事業の概要

認知症対応型共同生活介護は、認知症と診断された者が、9人程度の少人数で共同で生活できる住居(認知症高齢者グループホーム)において、食事・入浴・排せつなどの介護や支援、機能訓練を行うサービスである。令和4年4月1日時点で開設済みの事業所数は、63事業所、定員数は、1,249人である。

認知症高齢者の増加に伴い利用ニーズが高まっていることから、更なる整備促進が必要となっています。そのため、整備数の少ない日常生活圏域を中心に第8期計画においても整備を進めている。

整備にあたっては、毎年度公募を実施しており、採択した年度の翌年度末までに整備を完了することを公募の条件としている。採択にあたっては、学識経験者等から構成する地域密着型サービス運営委員会に諮ったうえで行っている。

整備する際には、埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金を活用することができ、建物の建設等にかかる経費や備品の購入などの事業所の開設準備に係る経費の一部を補助している。

#### 取組実績

|          |       |
|----------|-------|
| R3年度取組実績 | -     |
| 事業課      | 介護保険課 |

#### 活動指標

| 活動指標  | 分類 | R1年度<br>(参考) | R3年度<br>(評価年度) | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|-------|----|--------------|----------------|------|------|------|------|
| 入所定員数 | 目標 |              | 1,321人         |      |      |      |      |
|       | 実績 | 1,159人       | 1,375人         |      |      |      |      |

## 事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課   | R1 年度  |        | R2 年度   |         | R3 年度  |        |
|-------|--------|--------|---------|---------|--------|--------|
|       | 予算     | 実績     | 予算      | 実績      | 予算     | 実績     |
| 介護保険課 | 36,000 | 35,967 | 198,168 | 129,288 | 17,198 | 65,484 |

## 令和3年度の支出の内訳

単位：円

| 項目  | 金額         |
|---|------------|
| 地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金                     |            |
| 株式会社 ツクイ<br>ツクイさいたま見沼グループホーム<br>(開設準備補助金) | 15,102,000 |
| 社会福祉法人 フルホープ<br>フルーレ指扇<br>(開設準備補助金)       | 15,102,000 |
| 社会福祉法人 フルホープ<br>フルーレ指扇<br>(整備助成補助金)       | 35,280,000 |
| 合計  | 65,484,000 |

## (2) 結果及び意見

39「軽費老人ホーム(ケアハウス)の管理運営」に記載

## 45 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

## (1) 事業の概要

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴・排せつなどの介護や健康管理を行うサービスである。令和 4 年 4 月 1 日時点で開設済みの事業所数は、5 事業所、定員数は、140 人である。

都市部の特別養護老人ホームの利用ニーズに応えるため、事業用地が困難な都市部の日常生活圏域を中心に第 8 期計画においても整備を進めている。

整備にあたっては、毎年度公募を実施しており、採択した年度の翌年度末までに整備を完了することを公募の条件としている。採択にあたっては、学識経験者等から構成する地域密着型サービス運営委員会に諮ったうえでやっている。

整備する際には、埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金を活用することができ、建物の建設等にかかる経費や備品の購入などの事業所の開設準備に係る経費の一部を補助している。

## 取組実績

|           |   |
|-----------|---|
| R3 年度取組実績 | - |
|-----------|---|

|     |       |
|-----|-------|
| 事業課 | 介護保険課 |
|-----|-------|

### 活動指標

| 活動指標  | 分類 | R1年度<br>(参考) | R3年度<br>(評価年度) | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|-------|----|--------------|----------------|------|------|------|------|
| 入所定員数 | 目標 |              | 198人           |      |      |      |      |
|       | 実績 | 111人         | 140人           |      |      |      |      |

### 事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課   | R1年度 |    | R2年度 |    | R3年度    |         |
|-------|------|----|------|----|---------|---------|
|       | 予算   | 実績 | 予算   | 実績 | 予算      | 実績      |
| 介護保険課 | 0    | 0  | 0    | 0  | 160,747 | 160,747 |

### 令和3年度の支出の内訳

単位：円

| 項目                                     | 金額          |
|--|-------------|
| 地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金<br>地域密着型介護老人福祉施設 |             |
| 社会福祉法人 フルホープ<br>フォルテ ラ指扇<br>(開設準備補助金)  | 24,331,000  |
| 社会福祉法人 フルホープ<br>フォルテ ラ指扇<br>(整備助成補助金)  | 136,416,000 |
| 合計                                     | 160,747,000 |

## (2) 結果及び意見

39「軽費老人ホーム(ケアハウス)の管理運営」に記載

## 46 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

### (1) 事業の概要

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、単身や重度の要介護者などの在宅生活が続けられるよう訪問介護と訪問看護の連携の下、短時間の定期巡回型訪問と通報システムによる随時対応を行うサービスである。令和4年4月1日時点で開設済みの事業所数は、8事業所である。

全区でサービスを提供できるように第8期計画においても整備を進めている。

整備にあたっては、毎年度公募を実施しており、採択した年度の翌年度末までに整備を完了することを公募の条件としている。採択にあたっては、学識経験者

等から構成する地域密着型サービス運営委員会に諮ったうえで行っている。

整備する際には、埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金を活用することができ、建物の建設等にかかる経費や備品の購入などの事業所の開設準備に係る経費の一部を補助している。

#### 取組実績

|          |       |
|----------|-------|
| R3年度取組実績 | -     |
| 事業課      | 介護保険課 |

#### 活動指標

| 活動指標  | 分類 | R1年度<br>(参考) | R3年度<br>(評価年度) | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|-------|----|--------------|----------------|------|------|------|------|
| 整備箇所数 | 目標 |              | 9箇所            |      |      |      |      |
|       | 実績 | 6箇所          | 9箇所            |      |      |      |      |

#### 事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課   | R1年度 |    | R2年度 |    | R3年度   |        |
|-------|------|----|------|----|--------|--------|
|       | 予算   | 実績 | 予算   | 実績 | 予算     | 実績     |
| 介護保険課 | 0    | 0  | 0    | 0  | 39,880 | 28,000 |

#### 令和3年度の支出の内訳

単位：円

| 項目   | 金額         |
|--|------------|
| 地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金<br>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所                                       |            |
| 株式会社ユニマツリタイアメント・コミュニティ<br>(開設準備補助金)  | 14,000,000 |
| 医療生協さいたま生活協同組合 医療生協ケアステーションうらしん<br>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護医療生協ケアステーションうらしん)<br>(開設準備補助金) | 14,000,000 |
| 合計   | 28,000,000 |

## (2) 結果及び意見

39「軽費老人ホーム(ケアハウス)の管理運営」に記載

## 47 小規模多機能型居宅介護

### (1) 事業の概要

小規模多機能型居宅介護は、住み慣れた地域で在宅生活の継続を支えるサービスとして、通いを中心に利用者の状態や希望に応じて訪問や泊りを組み合わせて一体的に提供されるサービスである。令和4年4月1日時点で開設済みの事業所数は、15事業所である。

認知症高齢者の増加が予想されることから、看護小規模多機能型居宅介護と合わせて日常生活圏域ごとの確保を基本として、第8期計画においても整備を進めている。

整備にあたっては、毎年度公募を実施しており、採択した年度の翌年度末までに整備を完了することを公募の条件としている。採択にあたっては、学識経験者等から構成する地域密着型サービス運営委員会に諮ったうえでやっている。

整備する際には、埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金を活用することができ、建物の建設等にかかる経費や備品の購入などの事業所の開設準備に係る経費の一部を補助している。

#### 取組実績

|          |       |
|----------|-------|
| R3年度取組実績 | -     |
| 事業課      | 介護保険課 |

#### 活動指標

| 活動指標  | 分類 | R1年度<br>(参考) | R3年度<br>(評価年度) | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|-------|----|--------------|----------------|------|------|------|------|
| 整備箇所数 | 目標 |              | 17箇所           |      |      |      |      |
|       | 実績 | 14箇所         | 16箇所           |      |      |      |      |

#### 事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課   | R1年度  |    | R2年度   |        | R3年度   |       |
|-------|-------|----|--------|--------|--------|-------|
|       | 予算    | 実績 | 予算     | 実績     | 予算     | 実績    |
| 介護保険課 | 7,200 | 0  | 42,831 | 42,831 | 41,151 | 5,034 |

#### 令和3年度の支出の内訳

単位：円

| 項目                                      | 金額        |
|---|-----------|
| 地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金<br>小規模多機能型居宅介護事業所 |           |
| 株式会社愛総合福祉<br>(愛・小規模多機能中尾)               | 5,034,000 |

|           |           |
|-----------|-----------|
| (開設準備補助金) |           |
| 合計        | 5,034,000 |

## (2) 結果及び意見

39「軽費老人ホーム(ケアハウス)の管理運営」に記載

### 48 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

#### (1) 事業の概要

看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)は、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービス(複合型サービス)が提供されるサービスである。令和4年4月1日時点で開設済みの事業所数は、3事業所である。

要介護度が高く、医療的ケアを必要とする人が住み慣れた家や地域で安心して生活することが可能となるため、小規模多機能型居宅介護と合わせて日常生活圏域ごとの確保を基本として、第8期計画においても整備を進めている。

整備にあたっては、毎年度公募を実施しており、採択した年度の翌年度末までに整備を完了することを公募の条件としている。採択にあたっては、学識経験者等から構成する地域密着型サービス運営委員会に諮ったうえで行っている。

整備する際には、埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金を活用することができ、建物の建設等にかかる経費や備品の購入などの事業所の開設準備に係る経費の一部を補助している。

#### 取組実績

|          |       |
|----------|-------|
| R3年度取組実績 | -     |
| 事業課      | 介護保険課 |

#### 活動指標

| 活動指標  | 分類 | R1年度<br>(参考) | R3年度<br>(評価年度) | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|-------|----|--------------|----------------|------|------|------|------|
| 整備箇所数 | 目標 |              | 4箇所            |      |      |      |      |
|       | 実績 | 2箇所          | 4箇所            |      |      |      |      |

#### 事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課   | R1年度 |    | R2年度   |       | R3年度   |       |
|-------|------|----|--------|-------|--------|-------|
|       | 予算   | 実績 | 予算     | 実績    | 予算     | 実績    |
| 介護保険課 | 0    | 0  | 41,151 | 7,551 | 16,461 | 7,551 |

令和3年度の支出の内訳

単位：円

| 項目   | 金額        |
|--|-----------|
| 地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金<br>看護小規模多機能型居宅介護事業所                  |           |
| 社会福祉法人敬寿会<br>(看護小規模多機能型居宅介護事業所 埼玉さくらんぼ<br>番館)<br>(開設準備補助金) | 7,551,000 |
| 合計   | 7,551,000 |

(2) 結果及び意見

39「軽費老人ホーム(ケアハウス)の管理運営」に記載

49 重度の要介護状態にある高齢者とその家族に対する支援

(1) 事業の概要

- ・常時おむつを使用している在宅の高齢者で、本人の介護保険料が第5段階以下の要介護3～5の方に、紙おむつ等支給利用券を交付する。
- ・外出が困難な高齢者を対象として、理髪・髭剃りなどのサービスが受けられる訪問理・美容券を交付する。
- ・家庭において寝具類の乾燥などを行うことが困難な高齢者に対し、寝具乾燥・消毒・丸洗いをを行う。

取組実績

|          |  |
|----------|--|
| R3年度取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度要介護高齢者紙おむつ等支給事業 利用者数 5,158人</li> <li>・登録事業者 44者</li> </ul> |
| 事業課      | 高齢福祉課  |

活動指標

| 活動指標 | 分類 | R1年度<br>(参考) | R3年度<br>(評価年度) | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|------|----|--------------|----------------|------|------|------|------|
|      | 目標 |              |                |      |      |      |      |
|      | 実績 |              |                |      |      |      |      |



事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課   | R1 年度   |         | R2 年度   |         | R3 年度   |         |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|       | 予算      | 実績      | 予算      | 実績      | 予算      | 実績      |
| 高齢福祉課 | 49,530  | 47,910  | 52,787  | 47,246  | 50,878  | 49,399  |
| 高齢福祉課 | 178,800 | 181,550 | 127,750 | 132,230 | 86,880  | 97,420  |
| 高齢福祉課 |         |         |         |         | 13,518  | 14,353  |
| 高齢福祉課 | 245,439 | 238,737 | 244,909 | 247,567 | 235,519 | 233,321 |
| 合計    | 473,769 | 468,197 | 425,446 | 427,043 | 386,795 | 394,493 |

(2) 結果及び意見

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

50 生活支援ショートステイの実施

(1) 事業の概要

生活習慣の確立を要する高齢者及び介護者の不在等で在宅での生活が一時的に困難な高齢者が、老人ホームなどに短期間入所するショートステイ事業を実施する。

取組実績

|           |                     |
|-----------|---------------------|
| R3 年度取組実績 | R3 年度延べ利用日数 4,364 日 |
| 事業課       | 高齢福祉課               |

活動指標

| 活動指標 | 分類 | R1 年度<br>(参考) | R3 年度<br>(評価年度) | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 |
|------|----|---------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|
|      | 目標 |               |                 |       |       |       |       |
|      | 実績 |               |                 |       |       |       |       |

事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課   | R1 年度  |        | R2 年度  |        | R3 年度  |        |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|       | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     |
| 高齢福祉課 | 32,004 | 25,193 | 31,893 | 31,019 | 34,641 | 20,254 |

(2) 結果及び意見

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

## 51 在宅医療連携拠点の運営

### (1) 事業の概要

- ・地域の医師会等に、在宅医療連携拠点を設置し、医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターを配置する。
- ・本人・家族のほか、地域包括支援センター（シニアサポートセンター）、ケアマネジャーなど地域の医療・介護関係者等からの在宅医療・介護連携に関する相談対応を行う。
- ・退院時等の地域の医療関係者及び介護関係者間の連携の調整や、患者・利用者又は家族の要望を踏まえた地域の医療機関・介護事業者相互の紹介など、在宅医療と介護の一体的ケアの支援を行う。

### 取組実績

|           |   |
|-----------|---|
| R3 年度取組実績 | 医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置による市内 4 箇所の在宅医療連携拠点を運営 |
| 事業課       | いきいき長寿推進課   |

### 活動指標

| 活動指標 | 分類 | R1 年度<br>(参考) | R3 年度<br>(評価年度) | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 |
|------|----|---------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|
|      | 目標 |               |                 |       |       |       |       |
|      | 実績 |               |                 |       |       |       |       |

### 事業の予算・実績の推移

単位：千円

| 所管課       | R1 年度  |        | R2 年度  |        | R3 年度  |        |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|           | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     | 予算     | 実績     |
| いきいき長寿推進課 | 32,490 | 32,490 | 32,490 | 32,490 | 33,781 | 33,781 |

### 支出の内訳

単位：円

| 項目  | 金額         |
|-----|------------|
| 委託料 | 33,781,000 |
| 合計  | 33,781,000 |

### (2) 結果及び意見

#### 各拠点での相談実績について

#### 【補足説明】

さいたま市では浦和、大宮、与野、岩槻で拠点を区分し、各医師会等と随意

契約で在宅医療連携拠点の運営を委託している。

さいたま市の各在宅医療連携拠点のコーディネーターが地域包括支援センター（シニアサポートセンター）、ケアマネジャーなど地域の医療・介護関係者等から受けた相談実績は以下のとおりである。

単位：件

| 拠点      | H30 年度 | R1 年度 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度<br>(4-6 月) | 合計    |
|---------|--------|-------|-------|-------|------------------|-------|
| 浦和医師会   | 167    | 188   | 204   | 199   | 48               | 806   |
| 大宮医師会   | 46     | 62    | 68    | 73    | 17               | 266   |
| 与野医師会   | 93     | 87    | 107   | 85    | 7                | 379   |
| 岩槻(慈正会) | 98     | 106   | 124   | 87    | 27               | 442   |
| 合計      | 404    | 443   | 503   | 444   | 99               | 1,893 |

出典：いきいき長寿推進課提出資料

また、各拠点での令和3年度の地域ケア会議や会議・研修会等の回数は以下のとおりである。

単位：件

|                       | 浦和  | 大宮 | 与野 | 岩槻 |
|-----------------------|-----|----|----|----|
| 退院調整など患者・家族の個別支援に関する事 | 0   | 0  | 0  | 1  |
| 地域ケア会議                | 19  | 0  | 13 | 9  |
| 在宅医療・介護連携に関する会議・研修会等  | 20  | 29 | 45 | 29 |
| 医療に関する会議・研修会等         | 1   | 0  | 9  | 3  |
| 介護に関する会議・研修会等         | 43  | 0  | 1  | 1  |
| その他                   | 47  | 0  | 7  | 27 |
| 合計                    | 130 | 29 | 75 | 70 |

出典：いきいき長寿推進課提出資料

#### 【現状の問題点（意見 46）】

上記のとおり、各拠点のコーディネーターの経験やコミュニケーション能力のほか、地域の医療・介護関係者との関係性などによる影響も想定されるが各拠点で相談実績等にばらつきが生じている。上記の表のとおり、地域ケア会議への出席についても地域包括支援センターからの参加の求めに応じることが可能な拠点と困難な拠点があるため差が生じている。各拠点で差異が発生する要因を分析する必要がある。また、各拠点の担当者で構成され、情報共有を目的とした連絡会は年に4回程度実施されているが、各拠点間での連携をより深め、高品質なサービスを提供できるよう体制を整備し、各拠点で事業の目的を

達成する必要がある。

### 第 3 高齢者福祉事業を担う外郭団体の位置づけ

#### 高齢者福祉事業を担う外郭団体の位置づけ及び今後の期待

##### 【現状の問題点（意見47）】

さいたま市の高齢者福祉事業を担う外郭団体である社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団及び社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会の直近の業績は以下のとおりである。

単位：千円

| 社会福祉事業団     | H29 年度    | H30 年度    | R1 年度     | R2 年度     | R3 年度     |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| サービス活動収益計   | 4,761,599 | 4,805,801 | 4,845,047 | 4,901,007 | 4,995,490 |
| サービス活動費用計   | 5,060,190 | 5,016,725 | 5,082,046 | 5,034,818 | 5,160,728 |
| サービス活動増減差額  | -298,591  | -210,924  | -236,999  | -133,811  | -165,238  |
| サービス活動外収益計  | 40,311    | 56,217    | 31,025    | 31,537    | 37,157    |
| サービス活動外費用計  | 12,494    | 30,060    | 12,557    | 13,037    | 12,261    |
| サービス活動外増減差額 | 27,817    | 26,157    | 18,468    | 18,500    | 24,896    |
| 経常増減差額      | -270,774  | -184,767  | -218,531  | -115,311  | -140,342  |
|             |           |           |           |           |           |
| 総資産         | 6,105,907 | 5,899,284 | 5,619,480 | 5,497,243 | 5,430,115 |
| 総負債         | 1,643,230 | 1,620,270 | 1,555,165 | 1,532,857 | 1,603,424 |
| 正味財産        | 4,462,677 | 4,279,014 | 4,064,315 | 3,964,386 | 3,826,691 |
|             |           |           |           |           |           |
| 自己資本比率      |           |           |           | 72.1%     | 70.5%     |
| 自主事業比率      |           |           |           | 5.1%      | 5.0%      |
|             |           |           |           |           |           |

出典：決算書及び団体の概要等調査表

自己資本比率は正味財産を資産合計で除した割合とする。

自主事業比率は自主事業収入を経常収益で除した割合とする。

単位：千円

| 社会福祉協議会   | H29 年度    | H30 年度    | R1 年度     | R2 年度     | R3 年度     |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| サービス活動収益計 | 1,493,685 | 1,534,544 | 1,477,166 | 1,506,800 | 1,443,404 |
| サービス活動費用計 | 1,641,517 | 1,632,391 | 1,578,067 | 1,459,777 | 1,450,940 |

| 社会福祉協議会     | H29 年度    | H30 年度    | R1 年度     | R2 年度     | R3 年度     |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| サービス活動増減差額  | -147,832  | -97,848   | -100,901  | 47,023    | -7,536    |
| サービス活動外収益計  | 6,168     | 6,931     | 4,776     | 2,549     | 3,489     |
| サービス活動外費用計  | 0         | 0         | 5         | 9,317     | 0         |
| サービス活動外増減差額 | 6,168     | 6,931     | 4,771     | -6,768    | 3,489     |
| 経常増減差額      | -141,664  | -90,916   | -96,130   | 40,255    | -4,046    |
|             |           |           |           |           |           |
| 総資産         | 2,903,866 | 2,900,096 | 2,926,486 | 2,992,182 | 3,028,234 |
| 総負債         | 638,965   | 635,562   | 667,913   | 759,992   | 814,942   |
| 正味財産        | 2,264,901 | 2,264,534 | 2,258,573 | 2,232,190 | 2,213,292 |
|             |           |           |           |           |           |
| 自己資本比率      |           |           |           | 74.6%     | 73.1%     |
| 自主事業比率      |           |           |           | 14.8%     | 12.4%     |
|             |           |           |           |           |           |

出典：決算書及び団体の概要等調査表

さいたま市が HP にて公表している外郭団体は 15 団体存在し、それぞれの令和 3 年度の自主事業比率、自己資本比率、総資産、固定資産、純資産及び経常収益は以下のとおりである。

単位：％、千円

|                     | 自主事業比率 | 自己資本比率 | 総資産       | 固定資産      | 純資産       | 経常収益      |
|---------------------|--------|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| (福)さいたま市社会福祉協議会     | 12.4%  | 73.1%  | 3,028,234 | 2,241,573 | 2,213,292 | 1,468,043 |
| (福)さいたま市社会福祉事業団     | 5.0%   | 70.5%  | 5,430,115 | 3,635,352 | 3,826,691 | 5,036,643 |
| (公財)さいたま市スポーツ協会     | 0.8%   | 97.5%  | 255,930   | 219,786   | 249,516   | 71,858    |
| (一社)さいたま市スポーツコミッション | 23.9%  | 82.8%  | 191,003   | 2,071     | 158,175   | 348,194   |
| (公財)さいたま市文化振興事業団    | 1.2%   | 30.2%  | 1,686,647 | 1,102,365 | 509,889   | 2,451,056 |

|                             |       |       |           |           |           |           |
|-----------------------------|-------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| (一財)さいたま市<br>浦和地域医療センタ<br>ー | 72.7% | 96.1% | 344,157   | 46,241    | 330,672   | 174,430   |
| (公財)さいたま市<br>シルバー人材センタ<br>ー | 64.3% | 30.6% | 382,149   | 200,247   | 117,043   | 1,827,095 |
| (公財)さいたま市<br>産業創造財団         | 2.5%  | 35.5% | 791,676   | 323,138   | 280,703   | 909,458   |
| (公財)さいたま観<br>光国際協会          | 2.1%  | 50.5% | 414,981   | 333,426   | 209,423   | 370,383   |
| (公財)さいたま市<br>公園緑地協会         | 2.6%  | 36.2% | 1,303,140 | 577,371   | 471,472   | 2,646,552 |
| (一財)さいたま市<br>都市整備公社         | 80.4% | 80.9% | 7,802,239 | 7,320,219 | 6,315,303 | 2,091,484 |
| 与野都市開発(株)                   | 84.4% | 29.5% | 2,837,324 | 1,965,741 | 836,215   | 415,051   |
| 北浦和ターミナルピ<br>ル(株)           | 95.8% | 78.0% | 805,151   | 562,314   | 627,858   | 224,851   |
| 岩槻都市振興(株)                   | 65.2% | 59.1% | 1,427,636 | 945,816   | 843,058   | 369,242   |
| (一財)さいたま市<br>土地区画整理協会       | 73.0% | 11.2% | 254,794   | 186,083   | 28,626    | 280,849   |

出典：団体の概要等調査表より監査人集計

自己資本比率は、総資本のうち純資産の占める割合を言い、自己資本に依存している割合を示すものである。自己資本比率が高い場合は総資本の中の返済しなければならない負債(他人資本)によってまかなわれている部分が少なく、健全性が高いと一般的に言われている。

単位：%

| 区分            | 年度 | 2017<br>H29 年度 | 2018<br>H30 年度 | 2019<br>R1 年度 | 2020<br>R2 年度 | 2021<br>R3 年度 |
|---------------|----|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 全産業           |    | 41.7           | 42.0           | 42.1          | 40.7          | 40.5          |
| 製造業           |    | 48.6           | 49.9           | 49.0          | 48.8          | 49.4          |
| 非製造業          |    | 39.1           | 39.1           | 39.6          | 37.7          | 37.3          |
| 資本金別          |    |                |                |               |               |               |
| 10 億円以上       |    | 45.2           | 45.5           | 44.8          | 43.1          | 42.8          |
| 1 億円～10 億円    |    | 40.2           | 42.0           | 42.7          | 42.2          | 43.1          |
| 1,000 万円～1 億円 |    | 41.0           | 41.2           | 42.8          | 41.4          | 41.0          |

| 年度         | 2017   | 2018   | 2019  | 2020  | 2021  |
|------------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 区分         | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 | R2 年度 | R3 年度 |
| 1,000 万円未満 | 20.5   | 19.3   | 17.1  | 17.9  | 16.8  |

出典：財務省 年次別法人企業統計調査（令和3年度）

さいたま市の外郭団体の多くは一般の事業会社よりも自己資本比率が高くなっており、健全性が高い法人であるといえる。その中でもさいたま市の高齢者福祉事業を担っている社会福祉事業団と社会福祉協議会は、事業規模も大きく、将来の大規模な修繕や建替等のリスクを有する重要な固定資産も保有していない中で潤沢な自己資本（純資産）を有している。一方、両法人はここ数年新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等もあり、経常収支はマイナスの状況が継続しているが、過去に蓄えていた潤沢な資金があったことにより、円滑な事業が遂行できているともいえる。

両法人共に自主事業比率が低く、市からの指定管理等の委託業務に依存しており、18 「高齢者の交流、生きがい、健康づくりに寄与する施設の整備・運営」の指定管理の競争性の確保についてに記載しているとおり、入札しても競争性が働いていない状況にある。実質的に市の高齢者福祉事業の中核をなしている中で、法人自ら効率的な事業運営に取り組むことはもちろんであるが、この潤沢な自己資本をどのように活用し、市の高齢者福祉事業を持続的に提供できるかを市及び法人が一体となって考え、事業を推進していくことが必要と考える。



## 第 4 高齢者福祉施設に対する指導監査等

### (1) 高齢者福祉施設に対する指導監査等の概要

高齢者福祉施設に対する指導監査等は、以下の2つの法令に基づき実施される。

#### 老人福祉法

老人福祉法第 18 条の規定に基づく指導監査である。指導監査は、「一般監査」及び「特別監査」とし、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。

(以下、老人福祉施設指導監査指針(「老人福祉施設に係る指導監査について(通知)」令和3年11月15日老発第1115第4号)別添)より一部抜粋)

( ) 一般監査(さいたま市では一般指導監査としている)

一般監査は、原則として3年に1回は、実地に全対象老人福祉施設に対し行うこととする。ただし、施設の人員、設備及び運営に関して疑義が生じ詳細を確認する必要があると認めるときは、この限りでない。

また、当該監査において問題点等を発見した場合には、原則によらず必要の都度、一般監査を行うこととする。

なお、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設である特別養護老人ホーム、指定特定施設入居者生活介護事業所又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所である養護老人ホームに対する一般監査は、介護保険施設等指導指針(「介護保険施設等の指導監督について」(令和4年3月31日老発第0331第6号)別添1)に基づく指導と併せて行うことができる。

( ) 特別監査(さいたま市では特別指導監査としている)

特別監査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

ア. 施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき

イ. 最低基準違反があると疑うに足りる理由があるとき

ウ. 高齢者虐待の疑いがあるとき

エ. 一般監査によっても是正の改善がみられないとき

オ. 正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき

#### 介護保険法

サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的として、施設サービス、居宅サービス等を行う事業者及び施設に対し行われる運営・報酬請求指導であり、介護保険法第 23 条の規定に基づき事業者及び施設に対し文書の提出、帳簿書類の提示等を求め実施される。

(以下、介護保険施設等指導指針(「介護保険施設等の指導監督について」(令和4年3月31日老発第0331第6号)別添)より一部抜粋)

指導形態は、集団指導と原則実地による運営指導であり、運営指導は、原則として指定又は許可の有効期間内に少なくとも1回以上、指導の対象となる介護保険施設等について行う。なお、居宅サービス(居住系サービスに限る。)、地域密着型サービス(居住系サービス又は施設系サービスに限る。)又は施設サービスについては、3年に1回以上の頻度で行うことが望ましいものとされている。

#### ○老人福祉法

(報告の徴収等)

第十八条 都道府県知事は、老人の福祉のために必要があると認めるときは、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### ○介護保険法

(文書の提出等)

第二十三条 市町村は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等(居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。))、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。))、施設サービス、介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。))、地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。))若しくは介護予防支援(これに相当するサービスを含む。))をいう。以下同じ。)を担当する者若しくは保険給付に係る第四十五条第一項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者(第二十四条の二第一項第一号において「照会等対象者」という。)に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

( 帳簿書類の提示等 )

第二十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護給付等(居宅介護住宅改修費の支給及び介護予防住宅改修費の支給を除く。次項及び第二百八条において同じ。)に関して必要があると認めるときは、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った居宅サービス等に関し、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、介護給付等を受けた被保険者又は被保険者であった者に対し、当該介護給付等に係る居宅サービス等(以下「介護給付等対象サービス」という。)の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

3 前二項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## (2) 監査指導課で実施する高齢者福祉施設に対する指導監査等の概要

監査指導課で実施する高齢者福祉施設に対する指導監査等の概要は以下のとおりである。(令和3年度 さいたま市介護保険施設等指導実施方針より監査人抜粋。)

実地指導(令和4年度より国の通知により運営指導としている。)

### ・対象事業者

(i) 居宅サービス等事業所(介護予防を含む。)

実地指導未実施の居宅系サービス事業所の中から選定して、実地指導を実施する。

(ii) 地域密着型サービス事業所(介護予防を含む。)

実地指導未実施の地域密着型サービス事業所の中から選定して、実地指導を実施する。

(iii) 介護老人福祉施設

今年度及び前年度に新設された施設及び過去3年の間に1回も実地指導を行っていない施設に対して、実地指導を実施する。

(iv) 介護老人保健施設

今年度及び前年度に新設された施設及び過去6年の間に1回も実地指導を行っ

ていない施設に対して、実地指導を実施する。

(v) その他

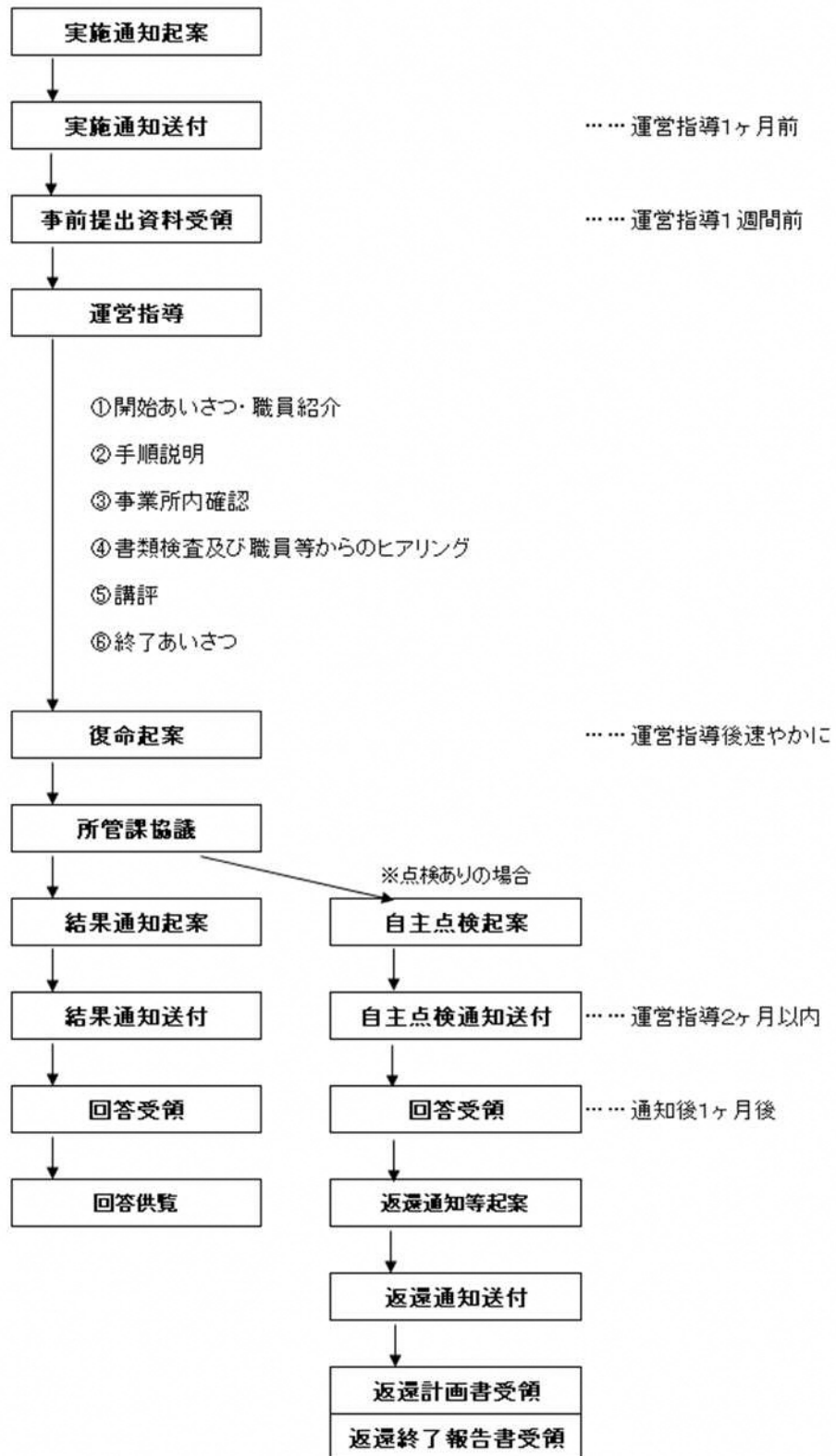
通報、苦情等の情報提供を受けた事業所その他特に指導が必要と認められる事業所に対して、実地指導を実施する。

・指導の重点事項

事業者等のサービスの質の確保・向上を図るため、介護給付等対象サービスの適正な取扱い、適切な介護報酬の請求事務並びに人員、設備及び運営に関する基準等の遵守について指導を行う。

・業務フロー

運 営 指 導(実 地 指 導)フ ロ ー



出典：監査指導課作成資料

#### 集団指導

- ・対象事業者

すべての事業者(介護保険法第71条によりみなし指定を受けた分を除く)に対して実施する。

- ・指導の重点事項

みなし指定を除く全介護サービス事業所を対象とし、9月に実施予定。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、参加者数を会場定員の50%以下とし、例年よりも実施日数を増やして行う。

#### 事業管理体制確認検査

業務管理体制確認検査未実施の事業者から選定して実施する。6年の間に1回は実施する程度の件数を実施する。

#### 新設事業所に対する指導

事業開始時から、指定基準や報酬請求について十分な理解を促すため、新設された事業所を対象に、基準確認シート等による自主点検の実施について指導を行う。

### (3) 指導監査等の年間実施スケジュール

監査指導課で作成された令和3年度の高齢者福祉事業に関する指導実施計画は以下のとおりである。

令和3年度 介護保険施設等指導実施計画

| 4月  | 5月   | 6月 | 7月                  | 8月  | 9月  | 10月  | 11月 | 12月 | 1月  | 2月   | 3月 |
|---|--|----|---------------------|---|---|--|-----|-----|---|--|----|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度実績集計</li> <li>・基準確認シート更新</li> <li>・実地指導事前調査見直し</li> <li>・運営基準の概要見直し</li> </ul> | <b>実地指導</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護支援</li> <li>・ 訪問介護</li> <li>・ 訪問看護</li> <li>・ 通所介護</li> <li>・ 前年度延期分</li> <li>・ 情報提供</li> </ul> |    |                     | <b>実地指導<br/>(障害合同)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問介護</li> </ul> | <b>実地指導</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護老人福祉施設</li> <li>・ 短期入所生活介護<br/>(介護老人福祉施設併設)</li> <li>(通所リハビリテーション)</li> <li>(訪問リハビリテーション)</li> </ul> | <b>実地指導</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護老人保健施設</li> <li>・ 介護療養型医療施設</li> <li>・ 介護医療院</li> <li>・ 新規指定</li> <li>・ 特定施設</li> <li>・ 高齢者住宅併設事業所</li> </ul> |     |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次年度計画策定</li> </ul> |  |    |
|   | (訪問入浴)<br>(福祉用具貸与・販売)<br>(小規模多機能型居宅介護)<br>(認知症対応型共同生活介護)   |    |                     |   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護支援</li> <li>・ 訪問介護</li> <li>・ 通所介護</li> <li>・ 情報提供</li> </ul>   |     |     |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護支援</li> <li>・ 訪問介護</li> <li>・ 通所介護</li> <li>・ 情報提供</li> </ul> |    |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務管理体制確認検査</li> </ul>  |  |    | <b>集団指導ホームページ作成</b> |   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務管理体制確認検査</li> <li>・ 新設事業所に対する指導</li> </ul>  |     |     |   |  |    |

実地指導は併設の介護予防サービス事業所も含む

出典：監査指導課作成資料

(4) 指導監査等の実施状況

さいたま市監査指導課で令和元年度から令和3年度までに実施された実地指導・監査・集団指導等の実施状況は以下のとおりである。

|           | 対象施設数 | 実地指導 |     |     | 監査  |     |     | 集団指導  |         |
|-----------|-------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|---------|
|           |       | 3年度  | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度   | 元年度     |
| 居宅サービス    | 1,080 | 147  | 143 | 108 | 11  | 2   | 3   | 1,338 | 未実施     |
| 居宅介護支援    | 373   | 3    | 14  | 7   | 1   | 0   | 0   | 330   |         |
| 介護予防支援    | 27    | 0    | 5   | 0   | 0   | 0   | 0   | 27    |         |
| 地域密着型サービス | 181   | 14   | 4   | 2   | 2   | 0   | 0   | 254   | 市HP資料掲載 |
| 介護保険施設    | 98    | 40   | 39  | 36  | 2   | 0   | 0   | 96    |         |

|                  |       |     |     |     |    |   |   |       |                                    |
|------------------|-------|-----|-----|-----|----|---|---|-------|------------------------------------|
| 合計               | 1,759 | 204 | 205 | 153 | 16 | 2 | 3 | 2,045 | 未<br>実<br>施<br><br>市HP<br>資料掲<br>載 |
| 訪問型サービス          | 227   | 16  | 20  | 7   | 1  | 0 | 0 | 244   |                                    |
| 通所型サービス          | 266   | 12  | 6   | 9   | 0  | 0 | 0 | 257   |                                    |
| その他の生活サ<br>ービス   | 54    | 0   | 8   | 2   | 0  | 0 | 0 | 0     |                                    |
| 介護予防ケアマ<br>ネジメント | 27    | 0   | 5   | 0   | 0  | 0 | 0 | 27    |                                    |
| 合計               | 574   | 28  | 39  | 18  | 1  | 0 | 0 | 528   |                                    |
| 総合計              | 2,333 | 232 | 244 | 171 | 17 | 2 | 3 | 2,573 |                                    |

|           | 対象<br>施設数 | 業務管理体制確認検査 |     |     |      |     |     |
|-----------|-----------|------------|-----|-----|------|-----|-----|
|           |           | 一般検査       |     |     | 特別検査 |     |     |
|           |           | 3年度        | 元年度 | 2年度 | 3年度  | 元年度 | 2年度 |
| 医療法人      | 26        | 11         | 4   | 3   | 1    | 0   | 0   |
| 社会福祉法人    | 30        | 10         | 5   | 3   | 0    | 0   | 0   |
| 特定非営利活動法人 | 17        | 3          | 4   | 2   | 0    | 0   | 0   |
| 営利法人      | 273       | 43         | 57  | 58  | 1    | 0   | 0   |
| その他       | 3         | 1          | 0   | 4   | 0    | 0   | 0   |
| 計         | 349       | 68         | 70  | 70  | 2    | 0   | 0   |

出典：監査指導課作成資料を監査人加工

## (5) 結果及び意見

### 実地指導の改善状況確認について

#### 【現状の問題点（意見48）】

令和3年度の実地指導に係る復命書類・回答書類をサンプルで確認したところ、実地指導時に検出され指導事項とされた内容に対して、回答書が提出されていたものの、回答書添付資料の中では改善確認が困難な事案があった。

指摘事項の内容は、事業所の勤務体制確保に関するもので、さいたま市指定介護老人福祉事業所の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第52条により、昼間においてはユニットごとに常時1名以上の介護職員又は看護職員を配置しなければならないところ、実地指導時に提出された勤務表においてユニットの担当職員が昼間に不在となる時間帯があるというものであった。しかし回答書添付の勤務表においても改善確認が出来ない状況であった。

本来であれば、事業所が提出する回答書には、改善状況が明らかになる書類を必要に応じて添付することが求められ、回答書提出時での改善が困難な場合、事業所側はその理由と対応策等の説明が必要である。また事業所側の改善が即



時に難しい場合、市の担当者は継続確認をするとともに、次回の実地指導時の資料となるよう対応状況を明確に残しておく必要がある。しかし今回の対象事業は不明瞭な回答資料に対する実地指導担当者の確認経緯の記録が不十分な状態であった。

実地指導は介護保険料不正・過誤給付の抑制と利用者への適切なサービス提供の促進に資するものであり、実施結果である指導事項について改善への取組がされなければ意味をなさない。改善状況を適時適切に確認し事業所への継続的な指導をされることが望まれる。

さいたま市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

(勤務体制の確保等)

第 52 条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。

(1) 昼間については、ユニットごとに常時 1 人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜については、2 ユニットごとに 1 人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

#### 実地指導の回答書確認について

##### 【現状の問題点（意見49）】

実地指導の回答書提出期日は、さいたま市介護保険施設等指導事務処理要領第 7 より、指導結果通知発出後おおむね 1 か月後として対象事業所へ通知がされているが、令和 3 年度の実地指導に係る進行管理表を確認したところ、回答期日が順守されていない事業所が散見され、また遅延の明確な理由把握が出来ていないまま回答未受領項目のある事業所があった。

○さいたま市介護保険施設等指導事務処理要領

第7 回答書の提出

要綱第8条に規定する回答書の提出方法等は、次のとおりとする。

1 提出期日

回答書の提出期日は、結果通知発出日のおおむね1月後とし、当該期日を結果通知に記載する。

2 回答様式等

回答書の提出は、回答書（様式第2号）及び3の指導事項及び回答書によるものとし、必要に応じ、関係資料の添付を求める。

回答書は本来、指定期日までに回収し改善状況の確認を実施すべきである。一方で事業所の個別事情により回答が遅延することは想定されるが、その場合であっても、介護保険料不正・過誤給付の抑制と利用者への適切なサービス提供のため、また適切に対応している事業所との公平性も欠くため、正当な遅延理由の把握と迅速な状況確認が市の担当者には求められる。また、事業所の改善状況によっては継続実地指導対象とする必要も考えられ、実地指導対象事業所選定時に改善状況を把握している必要があると考えられる。

上記より、正当な理由の把握なしに改善状況確認が出来ていない事態は回避するとともに、継続的な督促と改善状況確認が望まれる。

実地指導の回答書による改善確認状況

| 実地指導対象年度                   | R2年度 | R3年度 |
|----------------------------|------|------|
| 指導事項有りの事業所数                | 135  | 104  |
| 提出期限日超過のうち<br>実施年度中の改善確認未了 | 20   | 8    |
| R4/9月末時点の改善確認未了            | 9    | 6    |

出典：市作成情報を監査人が加工

集団指導の実効性について

【現状の問題点（意見50）】

集団指導は従来、全ての事業者（介護保険法第71条によりみなし指定を受けた分を除く）に対して集合研修形式で実施されてきたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和2年度より、さいたま市HPでの関連資料掲載と資料確認後の確認報告のみでの実施となっている。

集団指導は、対象事業者が多数にわたることにより毎年直接実地指導が難しい中での、複雑な関連法令に対する事業者の理解促進への取り組みであり、集合研修形式開催時は、各関連所管課担当者からの直接補足説明を実施していたものである。現状のHPへの資料掲載のみの方法では、補足説明のない状況で

複雑な法令等の理解促進への効果は減少することが想定される。

監査指導課としては令和5年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染状況も勘案しながら集合研修形式での集団指導を実施予定とのことであるが、利用者増加に伴う事業者の繁忙傾向等による指定研修日への直接参加が今後難しくなることも想定される。そのような中、集団指導の実効性を確保していくため、また複数回複数個所で同内容を開催する市側の負担軽減のためにも、他市の取組例も参考に映像を録画し公開することや、リモートでの指導等を検討され、効率的に効果的な集団指導が実施できるよう工夫されることが望まれる。

他市（政令指定都市）の取組例

| 市    | 介護保険事業者集団指導方法                                      |
|------|--|
| 大阪市  | You Tube にて動画掲載、動画内表示キーワードをオンラインシステムに入力することにより参加確認 |
| 横浜市  | 横浜市 HP に動画及び資料を掲載し、動画視聴方式                          |
| 川崎市  | You Tube にて動画掲載、動画視聴後、受講確認書を市に提出                   |
| 新潟市  | 新潟市 HP に動画及び資料を掲載し、受講した後、「かんたん申込み」により受講した旨を市に報告    |
| 名古屋市 | オンラインにて動画を配信。受講後、アンケートの提出によって、講習会への参加を確認           |
| 神戸市  | オンラインにて動画を配信。受講後、アンケートの提出によって、講習会への参加を確認           |
| 広島市  | オンラインにて動画を配信。受講後、受講報告書を提出。                         |

出典：各都市 HP 情報を監査人が加工

実地指導の十分性について

【現状の問題点（結果6）】

さいたま市においては下表のとおり事業者自身による過誤申立てが多数存在する状況である。

さいたま市過誤申立実績推移

単位：件

| 事業者申立      | 平成 31 年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|------------|----------|---------|---------|
| 実績取下げ事業者申立 |          |         |         |
| 請求誤り       | 2,328    | 2,430   | 2,751   |
| 請求誤り（同月）   | 4,653    | 5,790   | 4,348   |
| 合計         | 6,981    | 8,220   | 7,099   |

出典：市作成情報を監査人が加工

過誤内容について担当者に確認したところ、事業者の法令理解不足による過誤申立てが多いとのことであった。このような法令理解不足には様々な要因が考えられるが、実地指導等の実施件数が不足している状況も一因であると推察される。

「さいたま市介護保険施設等指導実施要綱」第4条の規定に基づき策定された、令和4年度のさいたま市介護保険施設等指導実施方針において以下の方針を定めているが、近年の実地指導対象事業所一覧を閲覧したところ、下記の実地指導方針頻度を満たしていない事業所が一部ある状況でもあった。

○さいたま市介護保険施設等指導実施要綱

(指導対象の選定基準等)

第4条 重点的かつ効率的な指導を行うため、毎年度策定する指導実施方針及び年間計画に基づき指導対象を選定するものとする。

2 指導対象の選定基準は、次のとおりとする。

集団指導 介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。

一般指導 毎年度、国が示す指導重点事項に基づきサービス事業者等を選定するほか、市が特に一般指導を要すると認めるサービス事業者等を選定する。

合同指導 一般指導の対象としたサービス事業者等の中から選定する。

介護老人福祉施設：

今年度及び前年度に新設された施設及び過去3年の間に1回も実地指導を行っていない施設に対して、実地指導を実施する。

介護老人保健施設：

今年度及び前年度に新設された施設及び過去6年の間に1回も実地指導を行っていない施設に対して、実地指導を実施する。

出典：令和4年度 さいたま市介護保険施設等指導実施方針より抜粋

当該状況は、近年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止考慮の影響による実地指導方法変更による対象数減少だけでなく、現状さいたま市の関連事業者数増加に対して監査指導課実地指導担当人員不足により、十分な実地指導が難しい状況が主要因であると考えられる。

3,000を超える事業者に対し、現状の実績推移で実地指導を進めると単純計算で1巡に10年程度かかる状況である。以下の担当人員数推移からも 老人福祉施設指導監査指針で推奨される3年に一度の実地指導を実施するには担当人数が少ないことがみてとれる。

指導対象事業者数と監査指導課実地指導担当人員数の推移

|      | H30 年度 | R1 年度 | R2 年度                            | R3 年度   | R4 年度                               |
|------|--------|-------|----------------------------------|---|-------------------------------------|
| 事業者数 | 2,771  | 2,974 | 2,956                            | 3,022   | 3,131                               |
| 担当人数 | 3      | 3     | 4                                | 4   | 4                                   |
| 体制状況 |        |       | 実質 3 名体制<br>(フル 1 名)<br>育児休暇 1 名 | 実質 4 名体制<br>(フル 1 名)<br>うち 2 名 1 年<br>目職員<br>時短勤務 1 名 | 実質 3 名体制<br>(フル 1 名)<br>育児休暇 1<br>名 |

出典：市作成情報を監査人が加工

実地指導に関して法令による指導実施頻度の制約はない。しかし各自治体において指導の目的を踏まえつつ、機能性の高い指導が行えるよう、体制の整備、充実を図ることが必要である。

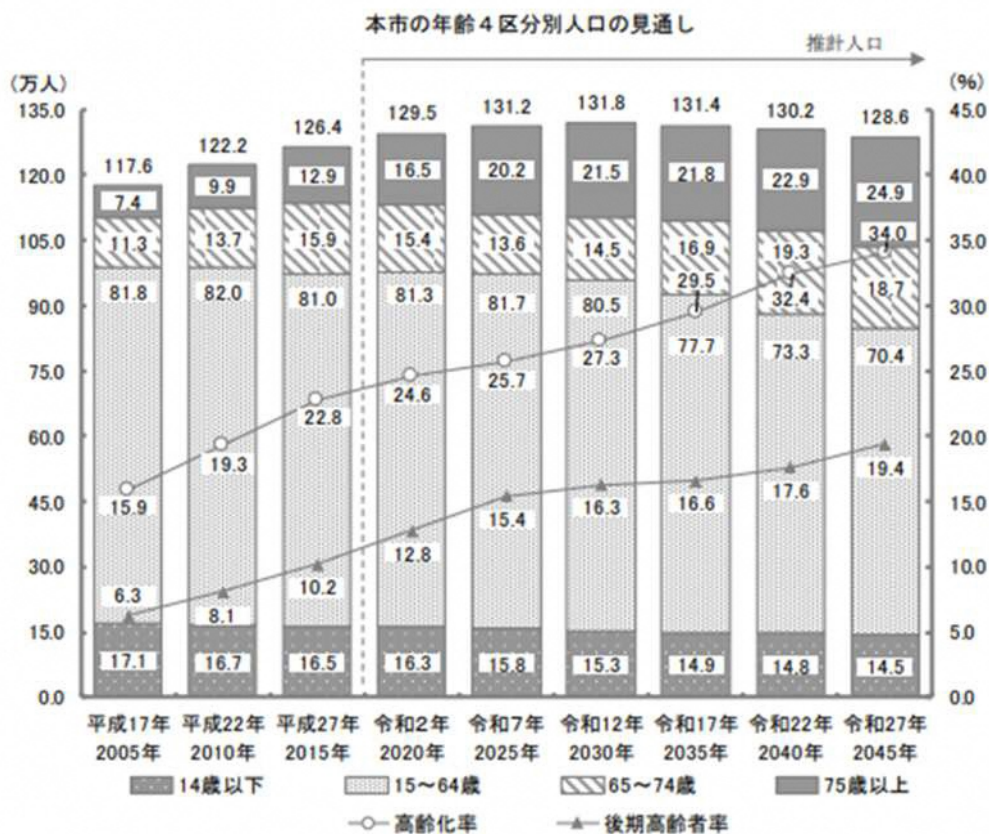
十分な実地指導担当者の確保や、リスクが高い項目に指導を注力するなどの効果的効率的な実地指導の実施方法の見直し等により、実地指導の早期の体制整備と充実を図ることが望まれる。

## 第5章 指摘及び意見のまとめ

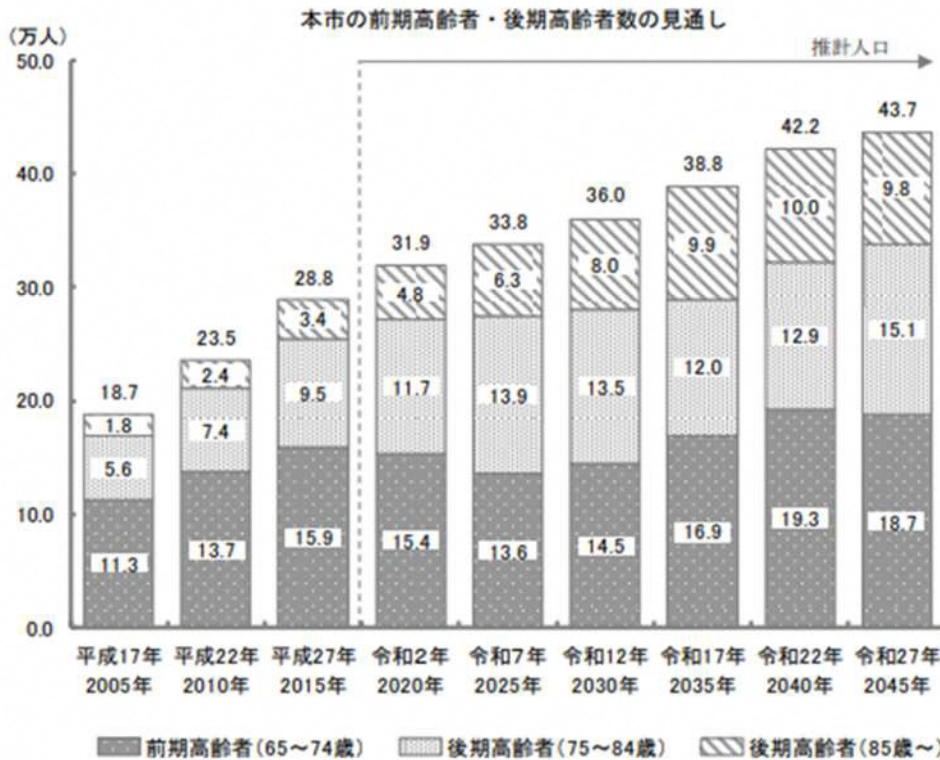
本市の総人口は、全体として増加が続いているものの、65歳以上の高齢者人口も増加の一途をたどっている。本市の現時点での高齢化率は、全国と比較すると低い状況ではあるが、将来は、その伸びが急激に増加することが予想されており、いわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる令和7(2025)年には、高齢化率25.7%、後期高齢者の割合が15.4%と急増する。さらに、「団塊ジュニア」と呼ばれる世代が65歳以上を迎える令和22(2040)年には、高齢者人口が40万人を超え、高齢化率も32.4%と、市民のほぼ3人に1人が高齢者という状況に直面することになる。

また、後期高齢者のうち、特に介護ニーズが高い85歳以上の高齢者は、令和22(2040)年には、約10万人に増加し、令和2(2020)年に比べて約2倍以上に増加する見通しである。

このため、高齢者やその家族における医療・介護・生活支援に対するニーズは、量・質の両面において、ますます増大・多様化していくことが見込まれており、その対応が急務である。



資料：平成27年(2015)年までは、「国勢調査」(総務省)に基づきます。  
 令和2(2020)年以降は、国立社会保障・人口問題研究所から発表された推計値です。  
 ※あくまでも過去の状況から推計されたものであり、今後の都市開発等の政策的要因を加味したものではありません。



資料：平成27年（2015）年までは、「国勢調査」（総務省）に基づきます。  
 令和2（2020）年以降は、国立社会保障・人口問題研究所から発表された推計値です。  
 ※あくまでも過去の状況から推計されたものであり、今後の都市開発等の政策的要因を加味したものではありません。

出典：第8期 計画（いきいき長寿応援プラン 2023）

一方で、市の財政上、予算・原資の大幅増加が今後見込まれる予定はなく、高齢者福祉事業に関わる人員にも限りがある状況である。

このような中で今後量・質の両面において増大・多様化していく高齢者福祉ニーズに応えていくためには、より以下の視点での変革が必要となる。

- ・各施策の効果的な実施方法・効率性の再検討
- ・各施策の内容・重複部分検証等による、必要施策の再整理
- ・不正や過誤による不当なコスト発生抑制

また、各施策実施で手一杯である現状の人員体制では、上記変革は困難であると見受けられる。施策見直し整理や不当コスト削減の長期的な取組に対して、必要十分な人員体制が整っているか検討が必要である。

誰もが、生き生きと、長生きして、暮らせる、まちづくりを進めるため、限られた予算の中で効果的な施策に効率的にコストをかけられるよう、今後より一層取組まれることが望まれる。